令和元年度第3回袖ケ浦市環境審議会

- 1 開催日時 令和元年10月10日(木) 午後2時開会
- 2 開催場所 袖ケ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 出席委員

会 長	工藤智子	委 員	佐久間 隆文
副会長	梶山 雅司	委 員	古賀 悠子
委 員	松戸 滋	委 員	藤井 正己
委 員	土井 学	委 員	黒澤 智子
委 員	塩谷 保幸	委 員	川原 理恵子
委員	小島 直子	委 員	猿渡 由枝

4 欠席委員

5 出席職員

環境経済部長	分目	浩	環境管理課主査	河口	真慶
環境経済部次長	苅米	幹隆	環境管理課主査	小堺	健一郎
環境管理課副参事	齋藤	智宏			

6 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

7 議 題

- (1) 袖ケ浦市地球温暖化対策実行計画(第四次計画)の年次報告について
- (2) 第2次袖ケ浦市環境基本計画の素案について
- (3) その他

8 議 事

- (1) 開会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 環境経済部長あいさつ
- (4) 議題

(5) 閉会

進 行 : 定刻となりましたので、ただいまから袖ケ浦市環境審議会を開催 します。

本環境審議会は「袖ケ浦市附属機関等の会議に関する要綱」に基づき、会議を公開することになります。また、会議録作成のため録音をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

本日の欠席委員は、吉田委員、太田委員の2名で、環境審議会規則第5条第2項の規定により過半数の委員が出席しており、定足数に達しております。

それでは、会議の開催にあたり、工藤会長よりご挨拶をいただき たいと思います。

~ 会長挨拶 ~

進行:ありがとうございました。

続きまして、分目環境経済部長よりご挨拶を申し上げます。

~ 部長挨拶 ~

進 行 :議事に入る前に、配布資料の確認をさせていただきます。

~ 会議資料の確認 ~

それでは、環境審議会規則第5条第1項の規定により、これより 工藤会長 に議長をお願いしたいと思います。よろしくお願いしま す。

議長: それでは、規則により議長を務めさせて頂きます。

早速、議題に入りたいと思います。本日の議題は、3議題となっております。

それでは、議題(1)袖ケ浦市地球温暖化対策実行計画(第四次計画)の年次報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局 :議題(1)について説明

議長: ただいま、議題(1)について、事務局から説明がありましたが、 この件について、ご質問などがある方は挙手をお願いします。

梶山委員:電気の使用を除いた部分では温室効果ガスの排出を削減できている ということで、様々な要因があったかと思いますが、継続して実施し てもらえればと思います。一方で、電気の使用によるものが排出量全 体の8割を占めているとのことですが、4頁を見ると排出量が多いの は、都市建設部、教育部、水道局などとなっており、1番大きな教育部は公民館や小中学校などがあり、なかなか削減が難しい部分もあると思いますが、2番目の都市建設部の所管する終末処理場は市施設の排出量の7割を占めるとのことでスポットを当ててみてはいかがかと思います。終末処理場は水処理施設と汚泥処理施設があり、エネルギーのほとんどが電気とのことなので、水処理施設の空気を送る部分を微細気泡のものに変えることで酸素の消費に関わり電力の消費が減るという基本研究があり、装置もそこまで高価なものではないので検討していただきたいと思います。また、汚泥処理施設に関しては、省エネ型エネルギー装置というものがありますが、規模の大きなものになるのでイニシャルコストやランニングコストを算出して予算を組むことを検討していただければと思います。

議 長 : 具体的なご提案をいただきましたが、事務局いかがですか。

事務局 :担当課に伝えさせていただきます。

佐久間委員: 我々のような企業では生産量でエネルギーを割って原単位を算出しますが、市では人口増加等も考慮して、市民サービスの部分を 人口で割って原単位を算出して評価し、排出量の削減を呼びかける ようなことは考えませんか。

議 長 :事務局お願いします。

事務局 : こういった計算をするには原単位を定めるというのが一般的で、 人口というのは原単位としても基礎的なものだと考えていますが、 現在の第四次計画に関しては原単位ではなく全体的に評価をしています。1、2年目の結果を踏まえてそのような考え方も必要ではないかと考えており、次期計画に向けてそのような計算も検討していく必要があるのではないかと考えています。

議 長 : 既に計画が定まっていて、途中で評価方法を変えるというのは難しいと思いますが、次期計画を策定する際には佐久間委員のご意見を参考にしていただければと思います。近年の暑さというのはどうしても電気の使用量に影響してきてしまい、市としても努力をしているところだとは思いますが、今回提案いただいた下水処理施設のような大きい部分で減らしていけると削減効果が見込めると思うので、よく検討していただければと思います。

そのほかにご質問などはありますか。

~ 質疑なし ~

ご質問などはないようですので、続きまして、本日欠席している 委員からの質問やご意見の提出がありましたら、事務局からお願い します。

事務局 : 太田委員から事前の御意見がありました。

地球温暖化対策実行計画の平成30年度報告書では、温室効果ガス排出状況の報告があります。削減目標、平成27年度対比マイナス6%目標に対し、プラス3.45%の増加と、かなり苦しい結果となっています。内容としては、猛暑による電力使用量の増加という解析結果であり、状況に鑑みてやむを得ない部分が大きいと考えられます。地球環境の変化に対応したSDGsという考えを基に、効率的な電力使用、機器設備導入の努力はされてゆくかと思いますが、目標値の見直しも視野に入れてはいかがでしょうかという意見がありました。

市では、温室効果ガスの削減に向けて、本年度中にLEDへの更新が済んでいない4660基の防犯灯のLED化などを進めております。このほかに、次の議題で説明させていただく、第2次袖ケ浦市環境基本計画におきまして、庁舎など公共施設への太陽光発電設備の導入や、公共施設におけるLED照明への更新を位置付けており、省エネルギー対策を推進してまいります。また、本年6月には、担当部長名で、庁内部課長宛てに、節電や省エネ機器更新、公共施設の新築又は増改築を行う場合の太陽光発電設備の導入検討など、省エネルギー対策の推進について、全職員を対象に通知をしております。一方では、小中学校の普通教室等への空調設備導入による増加要因もありますが、これらの様々な取組を通じて、削減目標の達成に向けて努力してまいりますので、現時点において目標値の見直しについては考えておりません。

議長:その他に質疑等がないようでしたら、議題(1)については終了します。続きまして、議題(2)第2次袖ケ浦市環境基本計画の素案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 :議題(2)について説明

議 長 : ただいま、議題(2)について、事務局から説明がありました。 この件について、ご質問、ご意見などある方は挙手をお願いします。

藤井委員:14頁の市が目指す環境像の「豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち」の「快適な暮らし」について、インフラなどが整ったという意味ではなく、公害がないという意味で説明されており、「豊かな自然」と「快適な暮らし」が意味的に重なってしまうので、調和するというのに違和感があります。前回の骨子案の資料の2番目の例に「豊かな自然と産業を次世代につなぐまち そでがうら」とい

うのがあり、「調和する」というのを「次世代につなぐ」にし、「豊かな自然と快適な暮らしを次世代につなぐ」とすると主体的な行動というイメージも持てるし、違和感がなく良いのではないかと思います。また、基本目標3の「地球環境を思いやるまち」について、「思いやる」だけだと消極的で他人事のように思えてしまうので、検討をお願いします。

議 長 : 気持ちだけではなく、一歩踏み込んだ表現の方が良いのではない かということだと思いますので、検討をお願いします。

土井委員:48頁「5 市民参加による環境保全活動を推進するまち」の中の、49頁の④「学校における環境教育の推進」に「ホタルを飼育し、休耕田に放流する」とあり、大変すばらしい取り組みで、全国各地で行われているのですが、生物多様性の保全の側面から、他の土地から連れてきて放流してしまうと遺伝的な汚染や攪乱につながる可能性もあります。24頁の「生物多様性の保全」の施策と逆行しないような取り組みにしていただければと思います。

議 長 : 事務局の方で参考にしてもらえればと思います。 その他にないようでしたら、本日欠席の委員から何か事前にご意 見いただいてますでしょうか。

事務局: 資料2については、ご意見等ございませんでした。

議 長 : 私は、このような基本計画等に関わることが多いのですが、計画 の進行管理について、毎年度行う必要があるのかと思う項目もある かと思います。PDCAサイクルを回すのは基本ですが、なかなか 時間がなく、PとCしかできず、肝心のDとAができず、最終的に 評価するのが目的となることもあります。見直してより良いものに していくというのが進行管理の目的だと思います。特に、環境の分 野というのは、1年間では結果が出ないものも多いと思いますので、 メリハリをつけながら管理していただければと思います。

梶山委員:54頁に災害廃棄物処理計画とありますが、災害廃棄物に特化した計画なのでしょうか、また策定はいつを予定していますか。

事務局 : 災害廃棄物に特化した計画になっております。現在策定中で遅く とも令和2年度前半には策定できるように進めております。

梶山委員:そのほかの災害に対する緊急の取組は他のセクションで対応されるということですか。

事務局: その辺りの連携の部分については、地域防災計画の中で謳っております。

梶山委員:市民の皆さんに周知していただければと思います。

議長:そのほかにご質問などはありますか。

~ 質疑なし ~

ご質問などはないようですので、議題(2)については終了します。続きまして、議題(3)その他について、事務局から説明をお願いします。

事務局 :議題(3)その他について説明

議 長 : ただいま、議題(3)について、事務局から説明がありましたが、 この件について、ご質問・ご意見などある方は挙手をお願いします。

~ 質疑なし ~

ご質問などはないようですので、議題(3)については終了します。それでは、全体について、ご質問・ご意見などある方は挙手をお願いします。

~ 質疑なし ~

ご質問などはないようですので、以上をもちまして、議事を終了 し、議長の任を解かせていただきます。委員の皆様には、ご協力を いただきありがとうございました。

進 行 :会長におかれましては、議事進行ありがとうございました。また 委員の皆さまにおかれましては、活発なご審議をいただき、誠にあ りがとうございました。

以上で環境審議会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。

以上

袖ケ浦市環境審議会

会議次第

日時 令和元年7月10日(水) 午前10時から 場所 袖ケ浦市役所旧館3階大会議室

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 環境経済部長あいさつ
- 4 議題
 - (1) 袖ケ浦市環境基本計画年次報告について
 - (2) 袖ケ浦市環境基本計画の現行施策の評価について
 - (3)(仮称)第2次袖ケ浦市環境基本計画の骨子案について
 - (4) その他
- 5 閉会

環境基本計画年次報告書

令 和 元 年 度 版 (平成30年度の取組)

袖ケ浦市

目 次

1.	環	境基	本計	画名	∓汐	萨又	군	듥힅		(景均	竟し	ر ک	ぱ-	_	ト)	Ó	ひま	取旨	Î	•	•	•	•		1
2.	環	境基	本計	画の	の 根	医要	Ī	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
(1)	計画	ĵの E	的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
(2)	計画	iの其	期間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
((3)	計画	可対	寸象	範	囲	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
((4)	袖ケ	浦市	うが	目	指	す	望	ま	し	\ \ \	環	境	像	と	取	組	方	針	•	•	•	•	•		3
3.	袖	ケ浦ī	市の	概》	兄																					
(1)	人口	•	面積	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
((2)	袖ケ	浦市	うの	環	境(か	課	題	と	取	組	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
4.	環	境施領	策の	推道	進七	犬汅	2																			
(1)	自然	環境	 •	み	F,	り	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
(2)	大気	環境	氪(有	宣	評化	公 学	全牧	勿管	〔)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		9
((3)	河川	・カ	〈環	境	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
((4)	景	観・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
(5)	環境	美化	<u>.</u>		み	問	題	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
(6)	放射	能•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	6
(7)	エネ	ルキ	ř.	と:	地到	球	温	暖	化	(±	也我	求 珍	景均	意同	归是	頁)	•	•	•	•	•	•	•	2	7
((8)	環境	教育	i	市	民	意	識	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	0
(9)	協働	j• /	°	F	ナ・		シ	ツ	ブ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	2
5.	評	価及で	び公	表	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	4

資料 取組指標の算定方法及び経年変化

1. 環境基本計画年次報告書(環境レポート)の趣旨

袖ケ浦市では、平成11年に制定した袖ケ浦市環境条例第8条に基づき、袖ケ浦市総合計画に示す本市の将来像を、環境面から実現していくため、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として、環境基本計画を平成14年度に策定しました。

環境基本計画は、環境保全の観点において最も基本となる計画であり、その実効性 を確保していくためには、計画の進行管理が重要です。

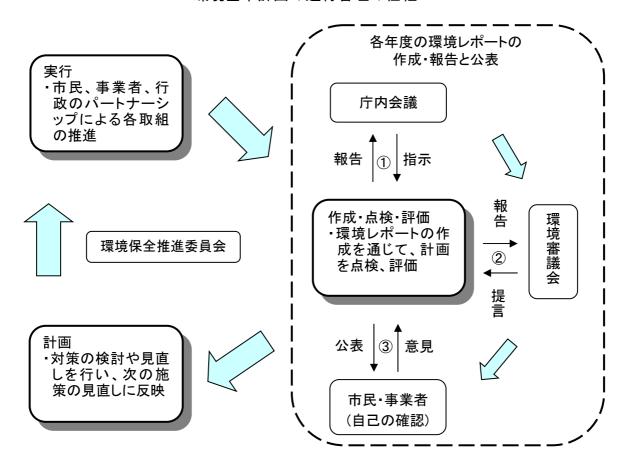
そのため、目標や指標を効果的に活用するとともに、各推進組織により本計画の進行管理を行うこととなっています。

この環境基本計画年次報告書(環境レポート)は、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について、点検・評価し、その結果を公表することにより、市民・事業者と情報を共有するとともに、次年度以降の取り組みや、計画の見直し検討につなげるものです。

なお、報告書の形式については、本計画の策定時において、市民・事業者等で構成 されていた環境市民会議の意見を反映しました。

この報告書は、平成30年度の取組について取りまとめたものです。

環境基本計画の進行管理の仕組



2. 環境基本計画の概要

(1) 計画の目的

環境基本計画は、長期的な目標のもと、市民、事業者及び行政が協働して、環境分野全般にわたって総合的かつ計画的に取組を推進していくことにより、自然と共生した持続可能な社会を築き、本市の環境をより良いものとして将来の世代に引き継ぐとともに、市民の健康で豊かな生活を実現することを目的としています。

(2)計画の期間

環境問題への取組は長期的な視点に立つことが重要です。したがって、本計画の計画期間は、2003年度から2022年度までの20年間としています。

ただし、具体的な施策については5年間程度を目安として定め、社会情勢の変化や 計画の進捗状況などを踏まえて、概ね5年ごとに計画を見直すこととしています。

(3) 計画の対象範囲

計画の対象とする地理的範囲は、本市全体としますが、環境問題は広域的に関係し合っていることから、周辺地域の環境や地球環境も考慮したものとなっています。

対象とする環境の範囲は以下に示すものを基本とし、それに関係する私たち人間の 諸活動を含むものとしています。

自然環境	自然的要素に関わる環境	・緑 ・水環境 ・地形、地質 ・動植物 ・景観
生活環境	生活環境要素の状況とこれに対する 生活からの負荷に関わる環境、 日常生活に関わる環境	・大気 ・水質・悪臭 ・騒音・廃棄物 ・交通・放射能
地球環境	地域からの配慮が必要な地球規模で の環境問題	・地球温暖化 ・酸性雨・オゾン層破壊

(4) 袖ケ浦市が目指す望ましい環境像と取組方針

環境保全の取組は長期にわたって持続的に実施することが重要であり、また市民の ライフスタイルや社会経済システムの変革も含めて進めていく必要があります。

そのような観点から、9つの環境項目を設定し、それぞれの項目に対して、将来的に目指していく「望ましい環境像」と取組方針を以下のとおり定めています。

	環境の項目	望ましい環境像	取組方針
1	自然環境・みどり	ホタルやカブトムシの生息 する豊かな環境が残るまち	1-1 今ある自然環境をできるだけ残す 1-2 農地がもつ動植物の生息地としての機能を 保全する 1-3 生物の生育環境と緑を育てる
2	大気環境 (有害化学物質)	澄んだひかりかがやく空を あおぎ、おいしい空気がす えるまち	2-1 大気環境・有害物質の監視を継続する 2-2 交通による大気汚染、騒音・振動を解消する 2-3 悪臭対策を進める
3	河川・水環境	安心してのめる水、清らかな小櫃川の流れ、釣りや水あそびのできる水辺のあるまち	3-1 水循環への負荷を減らす 3-2 河川、ため池など水環境とのふれあいを確保 する
4	景観	富士山のみえる田園風景が 残るまち。	4-1 袖ケ浦らしい景観を残す 4-2 袖ケ浦の景観資源を発見する
5	環 境 美 化・ごみ問題	ポイ捨て、不法投棄を許さないまち 市民一人ひとりがごみ出しのルールをまもり、ごみの減量化につとめるまち	5-1 ポイ捨て、不法投棄を徹底して監視する 5-2 ポイ捨て、不法投棄しづらい環境をつくる 5-3 リデュース、リユース、リサイクル、リフュ ーズによりごみを減らす
6	放射能	放射能の心配がない安心し て暮らせるまち	6-1 放射能汚染の監視をする 6-2 放射能汚染の低減を図る
7	エネルギーと 地球温暖化 (地球環境問題)	市民、事業者、市が、日々の生活、業務のなかで、地球温暖化など環境を考えたライフスタイル、事業活動の選択をするまち	7-1 自家用車依存を軽減する交通整備を進める7-2 地球温暖化を意識したエネルギー利用を進める7-3 環境を考えたライフスタイルの選択をする
8	環境教育・ 市民意識	市民一人ひとりが、環境に 対して高い意識をもち、環 境を考えたライフスタイル の選択をするまち	8-1 未来を担う子どもたちへの環境教育を進める 8-2 大人が環境について学び、行動する機会を確保する
9	協働・パート ナーシップ	公共の担い手として、市民 が積極的に活動するまち 企業・小売業・消費者・市 が協力、協働するパートナ ーシップがあるまち	9-1 市民、事業者、行政の協働、コミュニケーションの機会を確保する 9-2 市民、事業者の活動を支援する

3. 袖ケ浦市の概況

(1) 人口・面積等

	平成31年4月1日現在 国勢調査(平成27年10月1日)				
, ,	63,704人 60,952人				
	男 32, 179人 男 30, 660人				
	女 31,525人 女 30,292人				
世 帯 数	27, 136世帯 22, 652世帯				
	第1次産業 1,304人(4.4%)				
産業別人口	第2次産業 8,095人(27.4%)				
(平成 27 年国勢調査)	第3次産業 19,150人(64.9%)				
	分 類 不 能 9 8 5 人 (3 . 3 %)				
	面 積 94.93 km³				
 地 勢	周 囲 84.5 km				
地	海岸線 28.7 km				
	広ぼう 東西 14.0 km、南北 13.5 km				
市役所の位置	東経 139 度57 分27 秒				
	北緯 35 度25 分36 秒				
平和都市宣言	平成2年6月15日採択、同年12月10日宣言				
環境保全都市宣言	平成3年3月15日採択、同年6月14日宣言				
杜 杜 郑 士	イタジャイ市(ブラジル連邦共和国 サンタカタリーナ州)				
」 姉 妹 都 市 	昭和54年1月31日締結				

人口•世帯数推移

※S46は10月末日現在、H30及びH31は4月1日現在の人口 ※それ以外は国勢調査による人口

人口· 世帯数推移 70,000 ■人口(人) 60,000 ■世帯数(世帯) 50,000 40,000 30,000 20,000 10,000 0 H12 S46 S50S55H2H7H17■人口(人) 26,384 31,832 38,837 46,460 52,818 57,575 58,593 59,108 60,355 60,952 63,251 63,704 ■世帯数(世帯) 5,645 | 7,278 | 10,193 | 12,183 | 14,912 | 17,648 | 18,689 | 19,834 | 21,561 | 22,652 | 26,716 | 27,136

(2) 袖ケ浦市の環境の課題と取組

本市では、古くから、農林水産業を中心に人々の生活が営まれてきましたが、昭和40年代後半の高度経済成長期に入ると、臨海部が日本を代表する重化学コンビナートである京葉臨海工業地帯の一部となり、産業経済活動が飛躍的に発展しました。この過程で大気や水の汚染などによる生活環境の悪化、宅地開発などによる身近な自然の改変、貴重な動植物の消失などが問題となりました。

市では、主要工場との公害防止のための協定締結や環境条例、各種法律による公害 防止対策を強く進めるとともに袖ケ浦市緑の保全及び推進に関する条例などを制定 し、開発に伴う自然環境の悪化の防止に努めてきました。その結果、産業活動に伴う 環境問題の解決や自然環境の保護について、一定の成果を収めてきました。

その一方、人口の増加に伴って市北西部を中心に都市化が進行し、生活様式の変化、 消費活動の拡大が進んだ結果、近年の環境問題は、自動車の排ガス、生活排水による 水質汚濁、ごみの排出量の増大、化石燃料の消費による温室効果ガスの排出など、生 活による環境への負荷が大きくなってきています。

大気環境について言えば、公害対策や排気ガス対策が進んだ反面、自動車の数は大幅に増えています。その結果、自動車の利用や産業活動により発生する大気汚染物質や、それらが環境中で化学反応を起こすことにより発生する光化学スモッグといった課題が現在も残っています。そして産業活動のために利用される化学物質が人間の健康及び自然環境へ与える影響についても常に注意していく必要があります。

また、水環境への負荷についてみると、工業排水の対策のほか、家庭からの生活排水についても、下水道等の整備や合併処理浄化槽の普及などにより改善されています。 しかしながら、東京湾の水質の汚濁が未だ見られることから、引き続き、市民、事業者、行政が協力して取り組んでいく必要があります。

さらに、海岸の埋立てや開発行為による自然環境の変化、休耕田の荒廃や人と自然 との関わりの変化による在来の動植物の減少や、外来種をはじめとした有害鳥獣の増加などが、私たちの身近な環境問題となっています。その原因は、開発・過度の土地 利用・汚染等の人類の活動に伴う直接的な影響だけでなく、里山の荒廃など人類の活動の縮小や生活スタイルの変化によるところが少なくありません。

一方で、ごみの不法投棄やポイ捨て、ごみ出しルールの無視や自家焼却、近隣騒音や犬の糞の放置など、個人の良識に係る環境問題も見逃すことができません。

これらのことを認識し、行政、事業者、市民一人ひとりが、社会の在り方、自らのライフスタイルを見直し、望ましい環境像の実現を目指して、良識ある行動をとっていくことが必要です。

4. 環境施策の推進状況

環境基本計画には「取組指標」が示されていますが、計画策定時のアンケート調査から設定した値など毎年度の評価に適さない指標があります。このようなことから、本報告書では、環境市民会議の意見を反映して、平成20年度に設定した環境項目ごとの「環境指標」によって評価しています。

また、環境指標以外で、参考とすべきものとして「その他指標の推移」を掲載しています。

評価は、環境基準があるものは、それを達成していれば「○」、達成していなければ「×」とし、環境基準がないものは、基準年度と比較して良くなっていれば「○」悪くなっていれば「×」、変化がほとんど無ければ「△」を表示しています。

また、市民意識調査は、平成30年度の値が無いため「一」を表示しています。

(1) 自然環境・みどり

~ホタルやカブトムシの生息する豊かな環境が残るまち~

袖ケ浦の姿が大きく変わったのは、ここ半世紀程度のことであり、それまでは、小櫃川の砂州から小櫃川沿いに広がる肥沃な水田、内陸部(特に段丘上部)の畑地、海岸部の干潟というのがまちの姿でした。

昭和41年から、京葉臨海工業地帯の一翼を担う形で、臨海部の埋め立てがはじまったのに呼応し、昭和44年から昭和46年に掛けて、臨海部工業地帯及び都心部への通勤者の居住地として、福王台、蔵波台、長浦駅前の住宅地造成が始まりました。埋立地の造成と工場の立地、住宅地の造成が進む中で、臨海部の工業地帯、内房線に沿った住宅地、水田地帯と里山風景という現在のまちの姿が形作られてきました。平成3年には、市制が施行され、平成7年に館山自動車道の供用、平成9年に東京湾アクアラインの供用、平成25年に圏央道の供用が始まり、また、平成23年からは、袖ケ浦駅海側の宅地造成が始まり、本市の現在の姿となっています。

この項目の取組状況等で、特に変化が大きいものとしては、(P.7)「水と緑の里整備」におけるボランティアは、1回当たりの平均参加人数が31名と昨年を超える参加者でした。(P.7)「アライグマ等外来生物の駆除」では、ワナを増やしたことなどから、アライグマ・ハクビシン合計駆除数が、本計画を改訂した平成25年度以降最多の261頭でした。

また、(P.8)「生垣設置補助件数」は、平成26年度以前は、ほぼ毎年度10件以上の申請がありましたが、近年は減少傾向にあり、平成30年度は0件でした。これは、市民の生活スタイルや住宅用地の形態の変化などにより、生垣の設置を行わない家庭が増えていることから、平成30年度をもって補助金の交付を終了しました。

(1)-1 今ある自然環境をできるだけ残す

○概ね5年間で実施する施策 ●中・長期的に検討する施策	平成30年度取組状況					
〇水と緑の里整備	(環境管理課)					
	・蔵波小鳥の森の維持管理に努めた。					
	・椎の森工業団地内自然環境保全緑地について					
	造成緑地草刈委託 17, 126 ㎡ (環境保全緑地分 600 ㎡					
	含む。)					
	ボランティア募集、軽作業の実施(月2回)					
	作業回数 20 回 参加者 616 名 平均約 31 人/回					
〇公共施設における緑地の適正	(都市整備課)					
管理	公園・緑地を適正に管理し、緑の保全に努めた。					
	(環境管理課)					
	水と緑の里について、除草委託のほかボランティアによる					
	除草作業などを行った。					
│○保存樹木等指定拡充と助成制	(環境管理課)					
度の見直し	新規指定無し					
	【参考】H30年度末指定状況					
	指定樹木 185 本 指定樹林 9.7ha					
○アライグマ等外来生物の駆除	(農林振興課・環境管理課)					
0 / フィク、サバ水土物の胸間が	アライグマ・ハクビシン合計駆除数 261 頭					
●ボランティアを活用した里山	(環境管理課)					
の保全、整備の検討	椎の森自然環境保全緑地について、ボランティアを募集					
	し、協働による下草刈等の軽作業月2回を目途に実施。					
	延べ 20 回 616 人参加 平均約 31 人/回					

(1)-2 農地が持つ動植物の生息地としての機能を保全する

(1) と 成心が リン対位的の工心心と しての 成化と 水工) も						
○概ね5年間で実施する施策 ●中・長期的に検討する施策	平成30年度取組状況					
〇農村環境計画に基づく事業実 施	(農林振興課) ・県営経営体育成基盤整備事業(武田川下流地区) 事業年度H24~H34 受益面積120 ha H30事業内容-区画整理27.9 ha ・県営経営体育成基盤整備事業(浮戸川上流皿期地区) 事業年度H25~H32 受益面積54 ha H30事業内容-区画整理52.1 ha					
○農業担い手の育成	(農林振興課) 認定農業者制度(H30 年度末 159 名) 新規・再認定 17 名					
○農地の多面的効果の啓発、広報	(農林振興課) 国、県からの広告物による啓発					
●遊休農地、荒廃農地の調査	(農業委員会事務局・農地利用最適化推進委員・農林振興課) 農地利用状況調査を実施					

(1)-3 生物の生息環境と緑を育てる

〇概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況
○緑のネットワークづくり基本構	(都市整備課 他)
想の推進	各担当課にて、広域農道のフラワーライン化、農村公園
	整備等の拠点づくりを進めている。
○都市公園の整備	(都市整備課)
	袖ケ浦駅海側地区4号公園他1公園を供用開始し、1公
	園を拡張した。(計 1,392 ㎡増)
○新たな開発地等における緑地保	(環境管理課)
全協定の締結	緑化協定 三者協定 70 社 二者協定 119 社
	面積 186 ha
〇生垣設置奨励補助制度の普及	(環境管理課)
	補助件数 0件 金額 0円
	平成 30 年度末で事業廃止
〇水と緑の里整備	(環境管理課)
	・蔵波小鳥の森の維持管理に努めた。
	・椎の森工業団地内自然環境保全緑地について
	造成緑地草刈委託 17, 126 ㎡ (環境保全緑地分 600 ㎡
	含む。)
	ボランティア募集、軽作業の実施(月2回)
	作業回数 20 回 参加者 616 名 平均約 31 名/回

環境指標

環境指標	指標の算定方法等	評価方法	基準値 基準年 (H17)	Н30	評価
緑が多いと感じる市民 の割合	市民意識調査	基準年 より増	78.6 %	81.8 % (H31.4)	_
保存樹林面積	緑の保全及び推進に関す る条例に規定する保存樹 林	基準年 より増	11.7 ha	9. 7 ha	×
保存樹木指定数	緑の保全及び推進に関す る条例に規定する保存樹 木	基準年 より増	161 本	185 本	0
市民一人当たりの都市公園面積	都市計画区域内の市民ひ とり当たりの都市公園面 積	基準年より増	12. 9 m²	12.8 m ²	Δ

備考:市民一人当たりの都市公園面積は、評価が「 \triangle 」となっています。これは都市公園の面積は増加しているものの、人口の増加率がこの面積を上回っているため、面積が $0.1~\text{m}^2$ 減少しています。

その他の指標の推移

指標	指標の算定方法等	基準年 (H17)	H29	H30
緑地保全協定による緑地 面積	三者協定+二者協定	173 ha	186 ha	186 ha
生垣設置補助件数	補助件数 補助金額	22 件 768 千円	1 件 10 千円	0 件 0 円
自然環境保全緑地ボラン ティア参加者数	ボランティア参加者 数:作業回数及び延 ベ人数	339 人 19 回	470 人 17 回	616 人 20 回
森林機能強化対策事業 (下刈り・枝打ち・間伐等) 補助対象事業面積	下刈り・枝打ち・伐 倒・間伐集積 面積	2. 94 ha	0. 35 ha	0. 35 ha
農地・水・環境保全向上 対策活動事業採択地区数	採択地区数	8 地区 590 ha (H19)	14 地区 873 ha	16 地区 954. 3 ha
認定農業者数	認定農業者数 (新規・再認定登録 者)	65 名 (新規認定 3 名)	158 名 (新規・再認 定 26 名)	159 名 (新規・再認 定 17 名)

(2) 大気環境(有害化学物質)

~澄んだひかりかがやく空をあおぎ、おいしい空気がすえるまち~

本市では、市内10か所に設置した測定局で、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子 状物質等の大気汚染物質を常時監視しています。

これら3物質の推移を見ると、全国で公害が問題化した昭和40年代初頭に比べる と、その後、全国的な取組や市内事業者の協力により、現在では大幅に改善していま す。

この項目の傾向として、観測を行っている大気汚染物質のほとんどは、長年にわたり環境基準を達成し、緩やかに減少しているか、ほぼ横ばいとなっています。

ただし、(P.13) 光化学スモッグの原因となる「光化学オキシダント」については、環境基準を達成した観測局はなく、平成30年度は光化学スモッグ注意報が5日(5回)発令されており、大気の観測項目で唯一、評価が「 \times 」でした。

● 二酸化硫黄(SO₂)

硫黄酸化物(SOx)の代表的な成分で、石油や石炭を燃焼させると含有する硫黄分が空気中の酸素と化合して発生します。

排出規制の強化や低硫黄燃料の使用を進めてきた結果、環境基準を達成しており、 近年は低濃度の状態が続いています。

● 二酸化窒素(NO₂)

窒素酸化物(NOx)の代表的な成分で、燃焼時に燃料中の窒素や空気中の窒素が酸素と化合して発生します。

主な発生源は工場や自動車ですが、都市部ではビルなどで使用する小型ボイラーや 家庭の厨房からの総排出量も無視できないものになっています。

市内では、自動車の往来が盛んな福王台測定局が他の測定局に比べて高い値となっていますが、環境基準を達成しています。

● 光化学オキシダント(Ox)

光化学オキシダント(Ox)は、窒素酸化物と炭化水素などが太陽からの紫外線を受けることで光化学反応を起こし生成される物質で、夏季に日射が強く、高温・無風などの条件が重なり、光化学オキシダント濃度が一定値を超えたときに光化学スモッグ注意報が発令されます。

昭和40年代後半に比べると注意報の発令回数はかなり改善していますが、平成30年度においても光化学オキシダントは、市内一般測定局の平均で313時間基準値を超過し、光化学スモッグ注意報が5日(5回)発令されています。

大気汚染問題は、自動車の利用や野焼きといった個人レベルの問題から、市町村・ 県・国といった広範囲で対策を講じていかなければならない問題があります。

こうした汚染原因物質の発生源である臨海部の工場等におけるばい煙発生施設については、協定を締結してより厳しい規制を行っています。

● 一酸化炭素(CO)

一酸化炭素(CO)は、炭素を含む燃料が不完全燃焼する際に発生するもので、自動車が主な発生源となっています。市内では、館山道及び国道16号の2か所の自動車排出ガス測定局で測定しており、環境基準を達成しています。

● 浮遊粒子状物質(SPM)・微小粒子状物質(PM2.5)

浮遊粒子状物質(SPM)は、大気中の浮遊粉じんのうち粒径が10ミクロン以下のものを指し、工場や自動車の排出ガスのほか、土壌の舞い上がりなどの自然現象によっても発生します。市内では減少傾向にあり、全測定局において環境基準を達成しています。

また、微小粒子状物質(PM2.5)について、平成30年度は、市内2か所で測定しており、環境基準を達成しています。

(2)-1 大気環境・有害物質の監視を継続する

○無わらた思る字体ナス体等 立式のの左座取织出り						
〇概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況					
○自家焼却・野焼きの廃止指導の徹	(廃棄物対策課)					
底と監視パトロール体制の強化	・広報紙による啓発					
	・苦情対応時に指導を行う。					
	・残土埋立て・不法投棄パトロール時に合わせて監視(週 6					
	日)					
〇大気汚染物質に対する監視の継	(環境管理課)					
続と市民への情報提供	光化学オキシダント濃度の監視体制と注意報の発令					
	平成 30 年度発令回数 5 回					
	市民生活安全メールによる配信実施					
○ダイオキシン類を含む有害化学	(環境管理課)					
物質に対する監視の継続と市民	有害大気汚染物質モニタリング調査として、ダイオキシ					
への情報提供	ン類年4回(2か所)、ベンゼン年12回(1か所)について					
	測定している。また、県においてベンゼン等を年 12 回(1					
	か所)測定し、併せて結果を公表している。(いずれも環					
	境基準達成)					
〇事業所等における有害化学物質	(環境管理課)					
の管理徹底の推進	PRTR法による指導の他、環境保全に関する協定事業					
	所から年間計画書等の提出を求め、指導している。					
○発生源施設に対する立ち入り調	(環境管理課)					
査の実施	5事業所5施設について立入調査を実施、不適合施設は					
	無かった。					
〇公害防止施設の設置指導	(環境管理課)					
	環境保全条例及び環境保全に関する協定に基づく事前					
	協議により指導を行った。(条例1件、三者協定1件、二					
	者協定 22 件)					
〇農薬の一斉空中散布の適正な実	(農林振興課)					
施の指導	市植物防疫協会が実施					
	広報紙及び広報無線により周知、全域ラジコンへリの使					
	用、市職員の立会い(7/7~7/18、7/22 実施)					
	(散布面積 685.30 ha)					
〇農業用廃プラスチック処理対策	(農林振興課)					
の推進	農業用マルチ・ハウス用ビニール等の回収処理					
	塩化ビニール、ポリエチレン 34.23 t					

(2)-2 交通による大気汚染、騒音・振動を解消する

(こ) こ 入地にののバス(バス・	一般日 版名と作作/0
○概ね5年間で実施する施策 ●中・長期的に検討する施策	平成30年度取組状況
〇低公害車の普及推進(公用車の採	(管財契約課)
用等)	公用車の購入又は更新に際し、低排出ガス車を採用し
л ಈ /	
	<i>t</i> =.
	平成 17 年規制 50%低減車 3 台、平成 19 年規制 75%低
	減車2台、平成22年規制10%低減車1台を購入した。
〇アイドリングストップ運動の推	(環境管理課)
進	千葉県からの広告物により啓発した。
	【参考掲載】
	H20 年度に 31 施設 42 か所に看板(独立柱) を設置、
	17 施設 40 か所に簡易看板を設置した。
○植樹帯の設置又は設置要請	(環境管理課)
	緑地保存協定の締結
	椎の森工業団地隣接緑地の管理
〇歩行者、自転車利用者が利用しや	(土木管理課)
すい歩道、道路の整備	步行帯整備 L= 120 m
〇バリアフリーを考慮した歩道の	(土木建設課)
整備	【参考掲載】
正 ///	
	計画したバリアフリー化は、平成 27 年度までに完了
	した。
〇地域公共交通システムの導入と	(企画課)
運営	交通空白地域における移動手段を確保するため、地域住
	民・NPO等が主体となって運営する地域支え合いの仕組
	みについて支援する。
	平川いきいきサポート 提供会員数20名 利用会員数
	55 名
●新たな歩道、自転車道整備の検討	(土木建設課)
	袖ケ浦市道路網整備計画2020を策定中

(2)-3 悪臭対策を進める

〇概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況
○環境の保全に関する協定に基づ く監視と指導の継続、徹底	(環境管理課) 環境の保全に関する協定締結事業所 8 事業所の 11 地点 で調査実施し超過地点は無かった。
○家畜糞尿処理施設の導入促進、支援	(農林振興課) 家畜排泄物法対象農家 38 整備済み36 整備しない2

環 境 指 標

塚 現 括 憬					
環境指標	指標の算定方法等	評価 方法	基準値 基準年 (H17)	Н30	評価
空気・水のきれいさに満足している市民の割合	市民意識調査	基準年より増	44. 7 %	62. 7 % (H31. 4)	_
二酸化硫黄	1 時間値の1日平均値 が0.04 ppm以下かつ 1時間値0.1 ppm以下	環境 基準	0.04 ppm	一般測定局平均 0.002 福王台(自排) 0.002	0
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値 が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内、 またはそれ以下	環境 基準	0.06 ppm	一般測定局平均 0.008 福王台(自排) 0.012 大曽根(自排) 0.011	0
光化学 オキシダント	1 時間値が 0.06 ppm 以下	環境 基準	0.06 ppm	基準超過時間 313 時間 (平均) 一般測定局 昼間平均 0.032 注意報等発令日数 5 日	×
一酸化炭素	連続8時間1時間値平 均が20ppm以下かつ1 時間値の1日平均値が 10ppm以下	環境 基準	10 ppm	福王台(自排) 0.1 大曽根(自排) 0.3	0
浮遊粒子状物質	連続 24 時間 1 時間値 の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下かつ 1 時間 値 0.20 mg/m ³ 以下	環境 基準	0.10 mg/m ³	一般測定局平均 0.016 福王台(自排) 0.016 大曽根(自排) 0.018	0
ベンゼン	年平均値が 0.003 mg/m³以下	環境 基準	0.003 mg/m ³	長浦 0.0018 横田 0.001	0
ダイオキシン類	1 年平均値 0.6 pg-TEQ/m³以下	環境 基準	0.6 pg-TEQ/m ³	長浦 0.019 横田 0.018	0

その他の指標の推移

指標	指標の算定方法等	基準年(H17)	H29	H30
大気発生源立入り調 査件数及び超過件数	立入り調査件数 及び超過件数	1/10 0/5		0/5
公用車における低公 害車の導入台数(低 排出ガス車含む。)	低公害車の導入 台数(低排出ガス 車含む。)	15 台	95 台	93 台
循環バス・市内バス 利用者数	循環バス・市内バ ス利用者数(年間 合計)	馬来田線 74, 279 人 ガウラ号 3, 729 人	49, 180 人 平岡線 34, 480 人 馬来田線	馬来田線 52, 905 人 代宿袖ケ浦 BT 33, 882 人
駅別鉄道乗者数 駅別鉄道乗者数 (駅別・1 日当たり 平均値)		長浦駅 6,726 人 袖ケ浦駅 3,872 人 横田駅 303 人 東横田駅 181 人	袖ケ浦駅 5,058 人 横田駅	— (7月公表予定)
公害苦情受付件数 (大気・悪臭・騒音振 動)	大気・悪臭・騒音 振動、苦情受付件 数	大気 47 悪臭 23 騒音 10 振動 2	大気 8 悪臭 12 騒音 7 振動 2	大気 6 悪臭 22 騒音 16 振動 2

(3)河川·水環境

~安心してのめる水、清らかな小櫃川の流れ、

釣りや水あそびのできる水辺のあるまち~

本市の水道水源は、その70%が市内最大の河川である小櫃川からの取水であり、 残りが地下水からの取水によるものです。

市内の河川の水質をみると、最大の河川である小櫃川は、比較的良好な水質を維持しており、水道水利用に適するような「きれい」(BOD 3mg/L以下)な水です。

一方で、中小河川の蔵波川では、生活排水の影響と思われる汚濁がみられ、「ややよごれている」(BOD $3 \text{ mg}/\text{L} \sim 5 \text{ mg}/\text{L}$)状態です。

しかしながら、公共下水道事業をはじめ、農業集落排水事業や合併浄化槽の普及による生活排水対策、また家畜糞尿処理施設の導入促進などによって、かつてみられた「非常によごれている」(BOD 10mg/L超) 状態は現在ではみられなくなっています。

海域では、C類型(市東部)で環境基準を達成していますが、より基準の厳しいB 類型(市西部)では環境基準が未達成となっています。

東京湾は環境基準の達成率が低いことから、流域の21自治体が総量規制地域に指定され、COD、窒素、りんについて削減計画に基づいた対策が取られています。

また、一定規模以上の事業所について、協定を締結してより厳しい規制を行うとともに、立入り調査により協定値の遵守状況の確認・指導を実施しています。今後も流域自治体が一体となった取組を進めることが必要です。

この項目の取組状況で、変化の大きいものは、特にありません。

(P.18) 環境指標の評価で、海域のC類型では環境基準を満たしていますが、 B類型では環境基準を満たしていないため、評価は昨年に引き続き「×」となって います。

水質の改善に向けて、沿岸自治体により広域的な浄化対策を進めています。



●小櫃川水質データ

	水貝ケータ 			生物	匆化学	的酸素	要求量(BOD)	
調査		細木	単位:mg/L						
調 査 地点名	(土) (三)	調査・回数・	環境 基準	測	定結果		平均値	適合率	75%値
	平成15年度	12		1.2	\sim	3.0	2.0	92%	2.3
	平成16年度	12		0.8	\sim	2.3	1.6	100%	2.0
	平成17年度	12		0.9	\sim	2.8	1.7	100%	1.8
	平成18年度	12		0.9	\sim	3.5	1. 7	92%	2. 1
	平成19年度	12		1. 1	\sim	3.8	1. 9	92%	2. 1
	平成20年度	12		0.7	\sim	6.6	1. 9	92%	2.0
	平成21年度	12		1. 1	\sim	2.8	1.6	100%	1.8
小櫃橋	平成22年度	12		0.6	\sim	2.8	1. 5	100%	1.5
/ 1、作風作前	平成23年度	12		0.6	\sim	2.3	1. 4	100%	1.7
	平成24年度	12		0.6	\sim	1.9	1. 4	100%	1.7
	平成25年度	12	3.0	0.8	\sim	2. 1	1. 5	100%	1.7
	平成26年度	12		0.6	\sim	3. 1	1.6	92%	2. 1
	平成27年度	12		0. 7	\sim	1.8	1. 2	100%	1.2
	平成28年度	12		0.8	\sim	2. 2	1. 5	100%	1. 5
	平成29年度	12		0.8	\sim	2.2	1. 5	100%	2. 1
	平成30年度	12		0.6	\sim	4. 2	1.8	100%	2.0
	平成15年度	12		0.8	\sim	2. 1	1.4	100%	1.5
	平成16年度	12		0.5	\sim	2.5	1. 3	100%	1.4
	平成17年度	12		0.7	\sim	3. 1	1.6	92%	1.9
	平成18年度	12		0.9	\sim	3.5	1.6	92%	1.7
	平成19年度	12		0.7	\sim	1.7	1. 2	100%	1.3
	平成20年度	12		0.7	\sim	3. 1	1. 2	92%	1.4
	平成21年度	12		0.8	\sim	1.7	1. 4	100%	1.5
宮川橋	平成22年度	12		0.7	\sim	2.5	1.4	100%	1.4
一 色 川 1 筒	平成23年度	12		0.5	\sim	1.4	1.0	100%	1.2
	平成24年度	12		0.7	\sim	1.8	1. 2	100%	1.4
	平成25年度	12		<0.5	\sim	1.8	1. 1	100%	1. 1
	平成26年度	12		<0.5	\sim	1.6	1.0	100%	1. 1
	平成27年度	12		<0.5	\sim	1.4	1. 0	100%	1.0
	平成28年度	12		0.6	\sim	1.9	1. 2	100%	1.7
	平成29年度	12		0.8	\sim	2.2	1. 5	100%	1.7
	平成30年度	12		0.6	\sim	1.5	1. 1	100%	1.3

●公共下水道・農業集落排水事業の状況

(H31.3.31 現在)

農業集落排水事	業
供用開始3地区の区域内 定住人口	4, 419 人
水洗化定住人口	3, 454 人

公共下水道事業供用開始区域(集排除く。)				
行政区域内人口(住基登	63, 704 人			
使用開始区域内人口	42, 978 人			
普及率	68.5 %			
水洗化人口	41,612 人			
水洗化率	96.7 %			

(3)-1 水循環への負荷を減らす

〇概ね5年間で実施する施策	│
〇汚水適正処理構想に基づく	(下水対策課)
事業実施	平成27年度に見直した「汚水適正処理構想」に基づき、公
	共下水道整備を進めている。また、農業集落排水については計
	画区域の整備を完了している。
〇公共下水道、農業集落排水の	(下水対策課)
整備、普及率向上	【農業集落排水】
	東部地区: 90%・松川地区: 88%・平岡地区: 69%
	未接続者宅への訪問等により協力依頼を行った。平岡地区に
	ついては、平成24年度から順次供用開始した。
	【公共下水】
	普及率 68.5%(農業集落排水松川地区含む。)
〇公共下水道、農業集落排水へ	(下水対策課)
接続のための助成制度	・助成金の件(対象世帯無し)
	汲取り便所から下水道へ改造 3万円/槽
	し尿浄化槽から下水道へ改造 2万円/槽
	・貸付金(無利子) 1件 店舗 1件 1,000千円
	店舗 1 件 1,000 十円
	 ・平岡地区利子補給 H30 5 件
〇生活排水の負荷についての	(下水対策課)
周知	広報紙及びイベント開催時に啓発
〇事業者への排水適正管理の	(環境管理課)
指導	事前協議制度の中で指導
	発生源の立入調査を実施 22 事業所調査 超過無し
〇浄化槽の保守点検、清掃など	(下水対策課)
の適正な維持管理の指導	補助する合併浄化槽設置時の指導及び広報紙による周知
〇県と協力した地下水汚染調	(環境管理課)
査の継続	市内2か所で実施(異常無し)
〇大寺浄水場や小櫃川の見学	(水道局)
会の実施	【参考掲載】
	水道局の直接の事業実施ではないため、H29 の見直しの際に 施策から削除した。
 ○受水槽の清掃等設置者への	心泉がら削除した。 (水道局)
適正な維持管理の推進	〈小垣周〉 給水申請時に「簡易専用水道のてびき」に基づき、説明して
過止は作う日本の推進	「一個小中間時に「間勿等用小垣のでひさ」に塞りさ、説明して いる。

(3)-2 河川、ため池など水環境とのふれあいを確保する

〇概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況
〇農業用ため池周辺の環境整備 (光福堰・藤井堰・野里堰)	(農林振興課) 草刈や植栽管理などの維持管理を地元に委託し良好な環 境保持を図った。

環境指標

24 76 JD 135					
環境指標	指標の算定方 法等	評価方法	基準値 基準年(H17)	H30	評価
空気・水のきれい さに満足してい る市民の割合	市民意識調査	基準年 より増	44. 7 %	62. 7 % (H31. 4)	_
農業集落排水普 及率·水洗化率	農業集落排水 普及率・水洗 化率	基準年 より増	普及率 4.4 % (2,671 人) 水洗化率 75.0 % (2,002 人)	普及率 6.9 % (4,419 人) 水洗化率 78.2 % (3,454 人)	0
公共下水道、普及 率・水洗化率(松 川地区含む。)	公共下水道、 普及率・水洗 化率	基準年 より増	普及率 67.7 % 水洗化率 92.0 %	普及率 68.5 % 水洗化率 96.7 %	0
小櫃川	環境基準 BOD75%値	環境基準	BOD 3 mg/L	宮川橋 1.3 mg/L 小櫃橋 2.0 mg/L	0
海域	環境基準 COD75%値	環境基準	B 類型 3.0 mg/L	B 類型 5.6 mg/L	×
114-24	B 類型 C 類型	水元坐十	C 類型 8.0 mg/L	C 類型 6.9 mg/L	0

その他の指標の推移

指標	指標の算定方法等	基準年(H17)	H29	Н30
排水発生源立入り調 査件数及び超過件数	立入り調査件数及 び超過件数	1/27	1/22	0/22
合併処理浄化槽・生 活廃水処理施設設置 補助件数	年間設置件数 (年間補助件数)	合併 94(59) 、 生活排水 2	合併 128 (55) 生活排水 2	合併 120 (27) 生活排水 2
汚水処理率	(公下+農集排)水 洗化人口+合併浄 化槽人口/人口	70.1 %	89.8 %	89.8 %
公害苦情受付件数 (水質)	公害苦情受付件数 (水質)	水質 10	水質 2	水質 4
中小河川	BOD75 % 値 (12 河 川・19 地点の最小 値:最大値)	最小 1.7 mg/L (久保田川:不渡 堰) 最大 3.8 mg/L (松川:砂子田)	最小 1.3 mg/L (鑓水川:槍水 橋) 最大 4.9 mg/L (蔵波川:上蔵 波)	最小 1.2 mg/L (久保田川:不 渡堰) 最大 5.0 mg/L (蔵波川:上蔵 波)

(4)景観

~富士山のみえる田園風景が残るまち~

本市の景観は、臨海部の工業的な世界と、それとは対象的な田園、自然空間との共存に特徴づけられ、富士山とアクアラインの見える田園風景はその特徴の一つといえます。

また、長浦駅前、蔵波台、福王台などの住宅地も、今では公園をはじめとする豊かな緑が快適な住環境を醸成し、その街並みは市街地を代表する都市景観となっています。これらの景観を保全していくためには、市街地における建築物の調和や緑地の保全と緑化の推進をはかるとともに、本市の景観の主要な構成要素である里山や丘陵地に残る森林、坂戸の森などの社寺林の保全などを進めていくことが求められます。しかし、これらの景観資源を保全していく上で、ごみの不法投棄や、管理の担い手不足によるササ・竹の繁茂による質の低下といった問題が顕在化しています。

この項目では、(P. 20) その他の指標の推移のうち、放置自転車の撤去数が、 平成27年度の43台と比較すると、29年度は11台、30年度は5台と、大幅 に減少しています。これは袖ケ浦駅及び長浦駅周囲がきれいに整備されたことで、 自転車を放置しづらい環境ができたものと考えられます。

(4)-1 袖ケ浦らしい景観を残す

(T) I IM / IN O O V A RAL C スク			
〇概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況		
○景観としての農業環境の保	(農林振興課)		
全	多面的機能支払交付金事業 16 組織が活動		
	平川東部・浮戸川上流・百目木・上泉永吉・大鳥居・坂戸市		
	場・野里・宮田・大曽根勝・山中・中下・上宿・堂谷・成蔵・		
	物・打主・古山・八首位版・山中・中下・工伯・主告・灰蔵・ 神納・小路		
O####	7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7		
〇農村公園、フラワーラインの	(農林振興課)		
景観維持	神納花の 15 会・飯富・下新田・三ツ作・大曽根・勝・岩井		
	の7地区のボランティアによりフラワーライン(袖ケ浦高校~		
	岩井地先まで約5km)の種まきをし(春はコスモス、秋はポピ		
	一)、また、年2回浮戸川沿いの草刈を実施した。(延長8,660m)		
〇自然散策コースの整備、案内	(環境管理課)		
板の設置	「蔵波小鳥の森」、「椎の森自然環境保全緑地」について、		
	地元やボランティアと協力して維持管理に努めた。		
〇現状で利用可能な制度(保存	(環境管理課)		
樹林等補助金制度、生垣設置	広報紙、ホームページ等で周知した。		
奨励制度)についての周知の			
徹底			
〇県広告物条例の適用	(都市整備課)		
	市職員による毎月2回の除去作業及び、市が委任したボラン		
	ティアによる除去作業を随時実施した。アクアラインマラソン		
	の実施時期に合わせ、集中除去を行った。		

○景観計画の運用	(都市整備課)
	【参考掲載】
	H25 景観計画及び景観条例を策定、H26 運用を開始した。
	H30 の点検評価の結果から、本市の景観が良好なものとなる
	よう景観計画の一部変更を実施した。

(4)-2 袖ケ浦の景観資源を発見する

〇概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況
〇本市の景観資源の対外的なア ピール	(都市整備課) 景観まちづくり賞の実施や、景観まちづくりの取り組みに ついてまとめた景観まちだよりを各自治会へ回覧した。
○景観計画の運用	(都市整備課) 景観まちづくり賞を表彰し、HPや広報で紹介し景観形成の啓発を行った。大竹地区において、景観まちあるきを実施し、市民が誇れる袖ケ浦らしい景観について理解を深めた。

環境指標

環境指標	指標の算定方法等	評価方法	基準値 基準年(H17)	Н30	評価
まちがきれいだと感 じる市民の割合	市民意識調査	基準年 より増	31.2 %	63.8 % (H31.4)	_

その他の指標の推移

指標	指標の算定方法 等	基準年(H17)	H29	Н30
農地・水・環境保全向上対 策活動事業採択地区数(再 掲)	採択地区数	8 地区(H19) 590 ha	14 地区 873.0 ha	16 地区 954. 3 ha
違反広告物簡易除却数	違反広告物撤去 枚数	1, 339 枚	825 枚	616 枚
放置自転車撤去数	公共の場所に放 置している自転 車の撤去数	78 台	11 台	5 台

(5) 環境美化・ごみ問題

~ポイ捨て、不法投棄を許さないまち。 市民一人ひとりが ごみ出しのルールをまもり、ごみの減量化につとめるまち~

●一般廃棄物

本市の廃棄物は、市の定めた一般廃棄物処理基本計画及び実施計画に基づきクリーンセンターで中間処理(破砕・選別等)を行っています。

一方、ごみの中間処理(焼却)を君津地域共同で行うため君津地域広域廃棄物処理 事業として、4市と民間3社が出資する第3セクター「㈱かずさクリーンシステム (KCS)」を平成10年12月に設立し、平成14年4月から第1期工場の稼動に 合わせ、ごみ処理を一部委託しています。また、平成17年度末には第2期工場が 完成し、平成18年4月からは資源ごみを除くごみ全量を委託処理することになり、 クリーンセンターでの焼却は停止いたしました。

ごみ発生量の推移(単位:トン)

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
可燃ごみ	15, 674	15, 999	16, 346	16, 638	16, 736	16, 976	16, 914	17, 134
粗大ごみ等	4, 158	4, 045	4, 590	2, 407	2, 422	2, 333	2, 293	2, 370
資源ごみ回収	2, 400	2, 434	2, 620	2, 611	2, 469	2, 306	2, 205	2, 140
合 計	22, 232	22, 478	23, 556	21, 656	21, 627	21, 615	21, 412	21, 644

●ごみの減量化及び資源化

近年の消費経済の発展と物流機構の発達により、私たちの生活は大変豊かになりました。しかしながら、使い捨て商品や過剰包装の氾濫による資源の浪費、ごみ量の増大がごみ処理施設の不足と相まって大きな社会問題となっています。

最近では、無駄を省き限りある資源を大切に使おうという議論が盛んに行われ、 各地で様々な減量化・資源化のための施策が行われています。

本市の条例では、市だけでなく市民、事業者が参加した幅広い対策の推進と、三者それぞれの責務と義務が規定されているほか、開発事業に関して事前協議制を取り入れています。

H30 再資源化量 (単位:トン)

区分	センター	自治会	団体	合 計
紙•布類	603. 68	985. 43	719. 13	2, 308. 24
カン・金属類	398. 97	79. 81	21. 33	500. 11
ビン・ガラス類	162. 79	186. 67	5. 97	355. 43
ペットボトル	50. 01	107. 89	-	157. 90
ペットボトルキャップ	I	6. 67	0. 12	6. 79
廃食用油	I	7. 10	-	7. 10
使用済小型家電	39. 05		_	39. 05
小 計	1, 254. 50	1, 373. 57	746. 55	3, 374. 62
溶融スラグ	1, 653. 86	I	-	1, 653. 86
メタル	378. 27	I	-	378. 27
小 計	2, 032. 13	I	_	2, 032. 13
合 計	3, 286. 63	1, 373. 57	746. 55	5, 406. 75

この項目の取組では、(P. 2 2)「不法投棄監視員、土砂対策指導員、環境美化推進員による定期的な監視の継続、強化」において、不法投棄の異常報告件数は、平成30年度が60件となり、昨年度に引き続き多い状況ですが、ごみのポイ捨ての回収量は減少しています。

(P. 23)「各種イベント開催時における環境美化、ポイ捨て防止の啓発キャンペーン実施」において、道路脇に新たに大型看板を4枚設置し、市内を通行する方々に対し啓発を行っています。

(P. 23)「リサイクル情報提供システムによるリサイクル製品の紹介」は、平成27年度の利用実績がなく、同年度で事業を廃止し、また、「廃食油の石けんづくり支援の継続」については、該当団体が解散したことから、平成27年度で事業を廃止しています。

(5)-1 ポイ捨て、不法投棄を徹底して監視する

〇概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況
○不法投棄監視員、土砂対策指導員、環境美化推進員による定期的な監視の継続、強化	(廃棄物対策課) ・各地区 2 名計 10 名の不法投棄監視員によるパトロール及び実施結果の報告書提出 1 回/月異常報告件数/定期報告件数 60/120 ・土砂対策等指導員として警察 O B 2 名を臨時雇用し、残土埋立て・不法投棄パトロールを6回/週実施(環境管理課) ・各地区 2 名(長浦地区 4 名) 計 12 名の推進員による3回/月パトロール 報告書提出 1 回/月 報告書を基にシルバー人材センターに処理委託 36 回 1.39 トンを回収

〇悪質な不法投棄、ポイ捨てに	(廃棄物対策課・環境管理課)
対する罰則の適用	平成 30 年度は悪質な不法投棄やポイ捨てはなかったため、
	罰則の適用は無かった。
〇各種イベント開催時におけ	(環境管理課)
る環境美化、ポイ捨て防止の	広報紙に「ポイ捨てはやめよう」の記事掲載、啓発看板配
啓発キャンペーン実施	布 50 枚、大型看板設置 4 枚
	ポイ捨て防止啓発活動 袖ケ浦駅周辺 参加者 57 名
	長浦駅周辺 参加者 40 名

(5)-2 ポイ捨て、不法投棄しづらい環境をつくる

〇概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況
〇市内一斉清掃の実施	(環境管理課) 2回/年(5/27、10/7)実施 参加者 30,000 人 回収ごみ 63.98 トン
○臨海地区清掃の実施	(環境管理課) 4回/年(6/21、9/19、11/14、2/14)実施 実施機関: 市、港湾事務所、事業所 回収ごみ 5.01トン
〇花いっぱい運動推進	(環境管理課) ボランティア団体への花の種子配布 5 団体 1 回/年
○雑草対策事業、雑草対策協議 会を通じた宅地の雑草対策 の推進	(環境管理課) ・草刈機の貸出し 65 件 104 台 ・雑草地の所有者に草刈り依頼の文書を随時送付 149 件

(5)-3 リデュース、リユース、リサイクル、リフューズによりごみを減らす

○概ね5年間で実施する施策 ●中・長期的に検討する施策	平成30年度取組状況
○多量排出事業者への減量化の 促進	(廃棄物対策課) ・事前協議制度による指導 ・環境の保全に関する協定に基づく年間計画書の提出 ・個別対応による指導
○ごみの発生抑制のための意 識啓発	(廃棄物対策課) ・施設見学時、イベント開催時及び広報紙による啓発 ・ごみ発生量(t/年) 可燃ごみ 17, 134 t 不燃ごみ 2, 370 t 資源物 2, 140 t 合計 21, 644 t ・センターでの焼却停止、全量かずさクリーンシステムで焼却(H18)
○リサイクル情報提供システムによるリサイクル製品の紹介	(廃棄物対策課) 平成 27 年度末で事業廃止
〇廃食油の石けんづくり支援 の継続	(廃棄物対策課) 平成 27 年度末で事業廃止
○事業主として建設リサイク ル、廃棄物の適正処理を進める	(学校教育課) ・主としてPTA活動による資源回収の実施。 ・児童会や生徒会によるリサイクル運動の実施。

	・給食残渣を堆肥化し、リサイクル利用を図った。
	(廃棄物対策課)
	・クリーンセンターで資源化、資源物搬出実績 1,378 t
〇現ごみ処理の有料制(指定ご	(廃棄物対策課)
み袋制)の見直し	【参考掲載】
	・検証・検討を実施
	・平成 25 年 10 月粗大ごみ有料化実施
〇現資源回収制の見直し	(廃棄物対策課)
	・市内 114 自治会において実施
	回収実績 1,394 t
〇生ごみ肥料化容器補助制度の	(廃棄物対策課)
実施	現状維持
	・補助件数 生ごみ肥料化容器 4基
	・機械式生ゴミ処理機 8基
〇粗大ごみ処理の有料化の検	(廃棄物対策課)
討	平成 25 年 10 月 1 日より実施
○学校給食の生ごみ、公共施設	(給食センター)
の落葉等の堆肥化およびそ	・給食調理時の野菜くず、給食の食べ残しを回収し堆肥化を行
の活用	っている。72.1 t
●公共施設等で発生する剪定	(廃棄物対策課)
材等のコンポスト化検討	・剪定枝粉砕機を市民に貸し出し
	63件 4,242 kg

環境指標

块·况]日1示						
環境指	標	指標の 算定方法等	評価 方法	基準値 基準年(H17)	H30	評価
まちがきれいた じる市民の割合		市民意識調査	基準年 より増	31. 2%	63. 8 % (H31. 4)	_
リサイクルを写 ている市民の害		市民意識調査	基準年 より増	82. 5%	83. 9 % (H31. 4)	_
ごみ収集量(可) 燃・粗大)	燃∙不	ごみ収集量 (可燃・不 燃・粗大)	基準年より減	可 燃 17,572 t 不燃·粗大 5,605 t 合 計 23,177 t	可 燃 17,134 t 不燃·粗大 2,370 t 合 計 19,504 t	0
市民一人当たり 発生量(家庭系 系)		(家庭系·事 業系)/人口 /日数	基準年より減	家庭系 可燃 11,419 t 粗大 4,485 t 719 g/日/人 事業系 可燃 6,153 t 不燃 1,120 t 329 g/日/人	家庭系 可燃 12,133 t 粗大 2,213 t 617 g/日/人 事業系 可燃 5,011 t 不燃 157 t 222 g/日/人	0

その他の指標の推移

指標	指標の算定方法等	基準年(H17)	H29	H30
7日 1示	田保の昇足刀広寺	左年午(Ⅲ7)	1129	1130
市内一斉清掃におけるごみ収集量	市内一斉清掃(2 回/ 年) におけるごみ収 集量	90.46 t /2 回/年	66.68 t /2回/年	63.98 t /2 回/年
臨海清掃におけるご み収集量	臨海清掃(4 回/年) におけるごみ収集 量	6.85 t /4回/年	5.83 t /4 回/年	5.01 t /4回/年
ごみ指定袋販売量	ごみ指定袋(可燃・ 不燃) 販売量(20・ 30・40 L 合計枚数)	可燃 3, 275. 500 枚 不燃 262. 100 枚 合計 3, 537, 600 枚	可燃 3,669,500枚 不燃 264,000枚 合計 3,933,500枚	不燃 283,000 枚 合計
自治会における資源 回収実績	自治会における資 源回収実績(年間合 計値)	1,879.17 t	1,441.49 t	1,373.57 t
資源回収活動におけ る回収実績	資源回収活動にお ける回収実績(年間 合計値)	1, 151.06 t	763.87 t	746.55 t
生ごみ肥料化容器等 購入設置実績	生ごみ肥料化容器 等購入設置実績(種 類別積算値)	コンポスト 19 機械式 41	コンポスト 8 機械式 5	コンポスト 4 機械式 8
剪定枝粉砕機貸出件 数	剪定枝粉砕機貸出 件数	40件 1,202 kg (H19)	42件 2,031 kg	63 件 4, 242 kg
不法投棄監視員異常 報告件数	異常報告件数/報告 件数	17/120	61/119	60/120
環境美化推進員の報 告に基づく回収量	回収ごみ重量/シル バー委託件数	13.3 t/36回	1.68 t/36 回	1.39 t/36 回
放置自転車撤去数	公共の場所に放置 している自転車の 撤去数	78 台	11 台	5 台
クリーンセンターに おける資源化率	リサイクル量/総受 け入れ量	30.3 %	25.0 %	25.6 %
給食残渣リサイクル 量	給食残渣リサイク ル量	76.0 t (H19)	76.9 t	72.1 t

(6) 放射能

~放射能の心配がない安心して暮らせるまち~

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所が被災し、大量の放射性物質が放出されました。放射性物質による環境の汚染と、これに伴う人の健康への影響を速やかに低減することが課題となっています。

小学校や公園などの公共施設での空間放射線量の測定、農畜産物に含まれる放射性 物質の測定を実施していますが、いずれも基準値以下となっています。

この項目の取組状況で変更のあった点は、「大気中放射線量の監視の継続と市民への情報提供」において実施している放射線量の測定について、平成24年度以降、除染対象となる0.23マイクロシーベルト/時を下回っていることから、平成28年度において、測定箇所・測定頻度の見直しを行ったことです。

見直しの結果、現在は測定箇所を22か所から10か所とし、測定頻度を毎月から隔月としています。

(6)-1 放射能汚染の監視をする

〇概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況
○大気中放射線量の監視の継続 と市民への情報提供	(環境管理課) 小学校及び公園の合計 10 か所において年 6 回測定し、結 果を公表している。(いずれも 0.23 マイクロシーベルト/ 時以下)
〇農畜産物に含まれる放射性物 質の測定と市民への情報提供	(農林振興課) 市内農産物の放射性物質検査の申請受付2品目、4検体 異常無し

(6)-2 放射能汚染の低減を図る

〇概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況
○ガイドラインによる除染の実施	(環境管理課) 市内の公共施設において除染の基準となる 0.23 マイクロシーベルト/時以上の空間放射線量は検出されなかった。

(7) エネルギーと地球温暖化(地球環境問題)

~市民、事業者、市が、日々の生活、業務のなかで

地球温暖化など環境を考えたライフスタイル、事業活動の選択をするまち~

私たちの生活は、大量生産、大量消費を前提とした社会経済システムのもとで発展をとげてきたと言えます。その結果、私たちの生活は物質的に非常に豊かになり、便利さも高まってきました。

こうした「便利さ」は、資源の面から見ると大量生産、大量消費による資源の濫用とごみの増大、エネルギーの面から見ると使用量の増大を引き起こしてきています。

平成28年度(2016年度)の日本のエネルギー起源の温室効果ガスの総排出量は13億700万トン(二酸化炭素(CO2)換算)でした。省エネ等によるエネルギー消費量の減少とともに、太陽光発電等の導入拡大や原発再稼働などによりエネルギーの国内供給量に占める非化石燃料の割合の増加等のため、前年度比で1.2%減少しました。

この項目の取組状況で(P.28)「庁内の地球温暖化対策実行計画の推進」におけるCO2排出量は、第四次計画の基準年度(H27)比+3.39%【暫定値】で増加しています。庁内の温室効果ガス排出要因の80%以上を占める電気使用量は、平成27年度に比べ平成30年度は約5.53%【暫定値】増加しています。理由として、夏の高温、冬の低温による電気の使用に伴うものと推測します。

(7)-1 自家用車依存を軽減する交通整備を進める

〇概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況		
○バス事業者への利便性向上の	(企画課)		
要請(料金、便数、運行時間帯、	利用状況に応じたルートの見直しやダイヤの改正をバス		
路線等)	事業者に要望し、利便性の向上に努めている。		
	高速バスについては、平成30年7月から、渋谷線が開始		
	され、利便性が向上した。		
〇公共交通の利用促進に関する	(企画課)		
情報の提供(関係機関、市民、	市ホームページ、広報紙、回覧板等で、路線図や時刻表等		
市)	の情報を提供した。		
	路線バスの新たな利用者の掘り起こしに向け、バスの乗り		
	方教室の開催や無料お試し乗車を実施した。		
〇自転車駐車場の管理運営	(都市整備課)		
	適正な維持管理により、利用者の利便性向上に努めた。		
〇信号機、道路標示等の交通安全	(土木管理課)		
施設の充実	・警告表示付きポストコーンの設置 6基		
	・防護柵等の設置 73 m		
	・案内標識 2基		
	・路面標示 2 か所		
	・反射鏡の設置 12基		

〇バリアフリーを考慮した歩道	(土木管理課)
の整備	平成 19 年度以降は、あんしん歩行エリア等道路特定交通
	安全施設整備事業の中に位置付け整備を図っている。
	【参考掲載】
	計画したバリアフリー化は、平成 27 年度までに完了し
	<i>t</i> =。
〇地域公共交通システムの導入	(企画課)
と運営	交通空白地域における移動手段を確保するため、地域住
	民·NPO等が主体となって運営する地域支え合いの仕組み
	を支援した。
	・平川いきいきサポート
	提供会員数 20 名、利用会員数 55 名

(7)-2 地球温暖化を意識したエネルギー利用を進める

(//一2 地球温暖化を息譲し	
〇概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況
〇庁内の地球温暖化対策実行計画	(環境管理課)
の推進	燃料の使用量削減、節電、節水等に努めた。
	温室効果ガス排出量 10,488,323.2 kg-CO2
	(基準比+3.39 %) 【暫定値】
○地球温暖化に関する情報提供、意	(環境管理課)
識改革	「袖ケ浦市地球温暖化対策実行計画」の取組結果を公
	表、広報紙への記事掲載実施。
〇省エネに関する情報発信、意識	(環境管理課)
啓発	省エネポスターを掲示した。庁舎にグリーンカーテンを
	設置するとともに、講習会、ゴーヤの苗等の配布、緑のカ
	ーテンコンテストを実施して意識啓発を図った。
○低公害車の導入促進	(管財契約課)
	公用車の購入又は更新に際し、燃費基準達成車を採用し
	<i>t</i> =。
	平成 27 年度燃費基準 25%向上達成車 2 台、平成 27 年度
	燃費基準 5%向上達成車 4 台を導入した。
〇太陽熱利用、太陽光発電などの	(環境管理課)
新エネルギー設備及び家庭用燃	補助金を交付することで設備導入の促進を図った。
料電池等の省エネルギー設備の	・太陽光発電システム設置補助金 24 件
導入促進	・燃料電池システム設置補助金 56件
	・定置用リチウム蓄電システム 28 件
○新エネルギー設備及び省エネル	(環境管理課)
ギー設備補助制度導入促進	県の補助事業を活用して補助制度を実施している。
	・太陽光発電システム設備補助を継続実施(平成 20 年
	度から)
	・燃料電池システム設置補助を継続実施(平成 25 年度
	から)
	・定置用リチウム蓄電システム設置補助を継続実施(平
	成 27 年度から)
○緑のカーテンづくりの促進	(環境管理課)
	庁舎にグリーンカーテンを設置するとともに、講習会・
	ゴーヤ苗の配布、コンテストを実施して意識啓発を図っ
	た。

(7)-3 環境を考えたライフスタイルの選択をする

〇概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況
○日常業務や公共事業において、環 境影響の配慮	(秘書広報課) 「広報そでがうら」は古紙配合率 70%の再生紙とエコマーク認定の大豆系インク「SOYINK」を使用している。(全庁) ・他の印刷物についても出来る限り古紙配合率の高い再生紙を指定し、コピー用紙は再生紙を購入。・クールビズ・ウォームビズの実施。

環境指標

環境指標	指標の 算定方法等	評価方法	基準値 基準年(H17)	Н30	評価
省エネに取り組ん でいる市民の割合	市民意識調査	基準年 より増	85. 4 %	84.0% (H31.4)	
実行計画における CO ₂ 排出量	市役所における事業活動からの排出量	基準年度 (H27) より減	10, 144, 250. 0 (kg-C0 ₂) (H27)	10, 488, 323. 2 (kg-CO ₂) 【暫定値】	×

その他の指標の推移

指標	指標の 算定方法等	基準年(H17)	H29	Н30
省エネ・再 エネ設備設 置補助件数	助成件数	太陽光発電 32 件 (H20)	太陽光発電 19 件 燃料電池 71 件 リチウムイオン蓄電池 20 件	太陽光発電 24 件 燃料電池 56 件 リチウムイオン蓄電池 28 件
駅別鉄道乗 車人数	駅別鉄道乗 車人数(駅 別・1 日当 り平均値)	長浦駅 6,726 人 袖ケ浦駅 3,872 人 横田駅 303 人 合計 10,901 人	長浦駅 6,036 人 袖ケ浦駅 5,058 人 横田駅 196 人 合計 11,290 人	— (7月公表予定)
駐輪場利用 台数	年利(口袖第北駅計開用浦北浦・十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八	長浦駅 南口 350,821 台 北口 39,819 台 袖ケ浦駅前(南口) 第 1 161,133 台 第 2 66,378 台 横田駅前 13,460 台	長浦駅 南口 249,321台 北口 49,720台 袖ケ浦駅南口 第1 131,562台 第2 42,537台 袖ケ浦駅北口 61,724台 横田駅前 16,497台 パ スターミナル 56,816台	長浦駅 南口 240,491台 北口 57,596台 袖ケ浦駅南口 第1 129,514台 第2 39,125台 袖ケ浦駅北口 83,366台 横田駅前 14,400台 パ、スターミナル 58,734台
		合計 631,609 台	合計 608, 117 台	合計 623, 226 台

(8) 環境教育·市民意識

~市民一人ひとりが、環境に対して高い意識をもち、

環境を考えたライフスタイルの選択をするまち~

今日の複雑な環境問題に対応していくためには、市民一人ひとりが人間と環境とのかかわりについて関心を持ち、環境問題を解決するための知識や技能を身につけて、環境を考えた積極的な行動を取ることが必要であり、そのために環境学習が必要となっています。

この項目の取組状況では、(P.30)「農村公園での農業体験の推進」では、引き続き多くの参加を得ています。

この項目には、評価基準とする明確な環境指標がないことから、その他の指標の推移のみの掲載とします。

(8)-1 未来を担う子供たちへの環境教育を進める

〇概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況
○農村公園での農業体験の推進	(学校教育課) ・ひらおかの里(農村公園)を利用して、田植え、稲刈り、お飾りづくり等の体験学習を実施した。 (農林振興課) ・田んぼの学校参加者 1,880名 ・農作業体験参加者 2,030名
〇水と緑の里整備などにおいて自然とふれあい親しみ様々な体験ができる場の整備・保存	(環境管理課)・蔵波小鳥の森では、維持管理の委託により、しいのもりでは、ボランティアとの協働により整備を行い、自然にふれあえる場となっている。・しいのもりでは、自然散策会のほか、つる籠作り講習会などを行った。
O子供環境教室の実施 	(学校教育課) ・東京ガスやエコシステム千葉、三井化学などの企業による出前授業を活用した環境教育を実施した。 ・自然観察会を実施した。
〇こどもエコクラブの普及、推進	(環境管理課) リーフレットによる啓発を行った。
○学校教育における環境教育体験 学習の実施	(学校教育課) ・6 月から 10 月にかけて、小学校 5 年生、中学校 2 年生を対象に、県内外の自然の中での「体験活動」を実施した。・ホタルを飼育し、休耕田に放流した。・小櫃川河畔に造成されたビオトープを活用した環境教育を実施した。・奉仕作業で地域のごみ拾いを実施した。・小中学校でグリーンカーテンを作成した。
○学校での環境教育に関する補助 教材の提供	(環境管理課) 「袖ケ浦の環境」を作成し、ホームページで公表した。

 ○米作りや野菜作り、里山の保全 等を取り入れた環境教育、環境 講座の実施
 ・ひらおかの里(農村公園)を利用して、田植え、稲刈り 等の体験学習を実施した。 (農林振興課)
 ・農業体験「田んぼの学校」1,880名 (農業センター)
 ・野菜栽培講習会、同ステップアップ講座を実施した。 (環境管理課)
 ・市民会館主催「子どもチャレンジ教室」に協力し、椎の 森にてイベントを実施した。

(8)-2 大人が環境について学び、行動する機会を確保する

〇概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況
○環境情報の提供や指導者の	(環境管理課)
育成を図るための環境学習	・環境学習講座を実施(4回 延べ89名参加)
講座の開催	・自然散策会の開催(1回目20名、2回目12名)
	(廃棄物対策課)
	・職員出前講座 2回実施 延べ44名参加
〇広報等を利用した環境問題	(環境管理課)
に関する情報の継続的提供	・6 月の環境月間に環境特集を掲載するとともに、適宜広報紙
	に掲載した。
〇環境教育に関する人材ネッ	(生涯学習課)
トワーク、人材派遣窓口の	・職員出前講座 2回実施 延べ42名参加
検討	(学校教育課)
	・体験活動推進事業におけるボランティアの参加
	・学校別に学校支援ボランティアによる環境整備の活動
〇公民館、図書館、郷土博物	(郷土博物館)
館など公共教育施設を通じ	フィールドアドベンチャー3 回実施 66 名参加
た環境教育活動の推進	(市民会館)
	第6回女性セミナー「C02C02(コツコツ)スマート出前講座
	ふろしきはエコ!~地球温暖化防止活動に活かす日本古来の布
	~」13 名参加
	(長浦公民館)
	環境講座
	・「山野貝塚を知って身近な環境を考える」などの講演やエ
	コプロ 2018 の見学 全 3 回実施、延べ 35 名参加
	・第1回ながうら雑学塾「地震と防災気象情報」 24名参加
	・第5回ながうら雑学塾「楽しく美味しくエコクッキング」
	13 名参加
〇インターネットを活用した	(環境管理課)
情報提供	自然散策会や環境学習講座などを実施においては、市のホー
	ムページ等で参加者募集の案内をした。

その他の指標の推移

指	標	指標の算定方法等	基準年 (H17)	H29	H30
環境部門以外にお ける環境関連講座 等参加者数		環境関連講座等参加者 数(年間合計値)	長浦公民館 237名/7回 博物館 40名/6回	長浦公民館 125名/6回 平川·平岡公 民館合同 11名/1回 平川公民館 10名/1回	市民会館 13名/1回 長浦公民館 72名/5回 平岡公民館 10名/1回
自然散策等		自然散策会·環境学習 講座参加者数(年間合 計値)	140 人/ 5 回	153 人/ 6 回	121 人/ 6 回

(9) 協働・パートナーシップ

~公共の担い手として、市民が積極的に活動するまち。

企業・小売業・消費者・行政が協力、協働するパートナーシップがあるまち~

袖ケ浦の環境を保全し、まちづくりを進めていくためには、市民・事業者・行政が それぞれの役割を果たし、協力していくことが不可欠であることは言うまでもありま せん。しかしながら、企業は商品をつくるだけ、小売業は販売するだけ、消費者は買 って使用するだけといった構図から脱却するのは容易ではなく、そのための仕組づく りを模索していく必要があります。

この項目の取組状況では、(P.32)「企業、小売業、消費者、行政のコミュニケーションの場、ネットワークの構築」では、平成29年度からそでがうらマルシェやガウラフェスタを開催し、食の魅力などを発信しています。

(9) - 1

市民、事業者、行政の恊働、コミュニケーションの機会を確保する

〇概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況
〇企業、小売業、消費者、行政の コミュニケーションの場、ネットワークの構築	(商工観光課) 平成 29 年度に引き続き「食の魅力」をテーマに農業・商業・工業・観光業の産業間連携による「ガウラフェスタ」を開催し、まちのにぎわい創出と地域産業の活性化を図った。 また、袖ケ浦市産業振興懇談会において事業者、産業団体、市民及び市が一体となって産業振興施策を推進するため、産業間の連携及び情報共有を図った。 (農林振興課) ゆりの里来場者 312,689 人(4 月~3 月)
〇活動したい人と活動とを結びつ	(市民活動支援課)
ける、情報ネットワークの構築	市民活動情報サイト及びその登録について周知を図ると ともに、情報の発信、閲覧の促進に努めた。

(9)-2 市民、事業者の活動を支援する

〇概ね5年間で実施する施策	平成30年度取組状況
〇広報、市ホームページなどを通	(市民活動支援課)
じたNPO等の情報発信支援	市民活動情報サイト及びその登録について周知を図ると
	ともに、情報の発信、閲覧の促進に努めた。
〇活動企画・運営に関して学習す	(市民活動支援課)
る機会の提供などNPO組織化	まちづくり講演会(NPO講座)の開催及び協働事業提
の支援	案制度を活用して、団体等の活動の支援に努めた。
	ファシリテーション、企画・チラシづくり等の実践的な
	スキルを習得するステップアップ講座の開催により学習機
	会を提供し、人材の育成に努めた。
〇市民、事業者を主体とする協議	(環境管理課)
会での環境イベントの開催	【参考掲載】
	平成 24 年度から平成 26 年度まで、市民、事業者を主
	体とする「環境イベント協議会」主催による環境イベン
	トを開催した。平成 26 年度末に協議会は解散した。
〇公園、緑地管理における市民参	(都市整備課)
加、自治体組織等の参加	一部の公園等では、維持管理について、自治会からの協
	力を受けている。また、維持管理のみではなく、草花の植
	栽を行い、より美しい公園の整備に取り組んでいる自治会
	もある。

その他の指標の推移

指	標	指標の算定方法等	基準年(H17)	H29	H30	
環境分野(NPO等団		環境分野におけるN PO等団体数	6 団体	6 団体(NPO 法人 4、環境保 全活動団体 2)	6 団体(N P O 法人 4、環境保 全活動団体 2)	

5. 評価及び公表

平成30年度における本市の環境施策の推進状況は、全体的に計画に沿って実行されており、環境指標についても概ね達成されております。

しかしながら、光化学オキシダントや一部の水域において、依然として環境基準を 達成しておらず、また、特定外来生物であるアライグマが年々増加傾向にあることや、 市の施設からの温室効果ガスの排出が増加していることなどが、新たな課題となって おります。

一方、近年は内房線駅周辺の整備に伴う放置自転車の減少による景観の向上や、駐輪場利用者の増加(=自家用車に頼らない交通手段を選択する)など、良好な環境の整備が進められております。

なお、本報告書は、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について、点検・評価し、その結果を公表することにより、市民・事業者と情報を共有するとともに、次年度以降の取り組みや、計画の見直し検討につなげるものとし、公表につきましては、市ホームページへの掲載といたします。

# 2012年の日本の日本		指標	担当課		 算定プ	 方法等	頻度	H30	H29	H28	H27	H26	H25	H24	H23	H22	H21
## 1997 (1997 日本の 1997 日本の		緑が多いと感じる市民の割		市民意識調査				81.8% (H31.4)				79.3%			77.1%		
おおからの		日 保存樹林面積	環境管理課		び推進に関す	る条例に規程する保存樹	毎年	97,757m ²	97,757m ²	98,424m ²	98,424m ²	98,658m²	109,210m²	109,279 m ²	109,279 m ²	109,279m²	109,279 m ²
中央		保存樹木指定数	環境管理課	緑の保全及び	び推進に関す	る条例に規程する保存樹	毎年	185本	186本	192本	192本	192本	199本	201本	201本	202本	202本
### 2000 1 日本の日本		市民一人当たり都市公園面	都市整備課	1 1 771	请/人口		毎年	12. 8m²	12. 9m²	13, 0m²	13. Om²	13. Om	13. 0m²	13. 1m²	13. 1m²	13. Om	12. 8m²
企業の情報を表現しています。		緑地保全協定による緑地面		二者協定+3	 三者協定面積	lim	毎年										184ha(2者115·3者
### 1995 2017 9 日本の大きのであった。	1.自然環境・み	<u>積</u> 生垣設置補助件数				-			1	· · !=/	1 '- '		· - = /	'	1	i	1.07
### (1995年)	E1)		環境管理課	ボランティア参	参加者数:作	業回数及び延べ人数	毎年	616人:20回	470人:17回	583人:20回	496人:18回	415人:17回	346人:15回	573人:23回	460人:19回	480人:22回	405人:21回
### 14 (森林機能強化対策事業(下 刈り・枝打ち・間伐等)補助	農林振興課	林振興課 下刈り・枝打ち・伐倒・間伐集積 面積				0.35ha(下刈り0.35ha)	0.35ha(下刈り0.35ha)	枝打ち0.17ha、間伐		刈り0.29ha、枝打ち	刈り0.57ha、枝打ち	枝打ち0.35ha 間伐			打ち0.98・伐倒1.2・間
超色無常性 現在 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日		農地·水·環境保全向上対	農林振興課	採択地区数•	面積		毎年	16地区(954.3ha)	14地区(873.0ha)	14地区(873.0ha)	13地区(827.0ha)			13地区(928.4ha)	11地区(814.7ha)	11地区(814.7ha)	11地区(814.7ha)
大型			農林振興課認定農業者数			毎年	159名(新規·再認定1 名)	7 158名(新規·再認定26 名)	157名(新規·再認定36 名)	154名(新規·再認定19 名)	135名(新規·再認定39 名)	127名(新規·再認定21 名)		121名(新規·再認定18 名)	122名(新規認定22名)) 114名(新規認定23名)	
受用を対している。		特定外来生物駆除実績	環境管理課	外来種(アラ	イグマ・ハクビ	ジシン)駆除数	毎年										
					1回/3												
本語の主義を表情によった。				項目	評価方法 基準			_ 帆 层 亚 45			_	_ 帆 尺 亚 位	_	_ 帆星亚特 0.002	似尼亚特 0.002	一郎尼亚特 0.002	_ NET# 0.002
- 高橋電車 (日本) 1012 (日本) 1012 (日本) 1012 (日本) 1013 (日本) 1014 (日本) 10		入丸境境測定ナータ		二酸化硫黄	環境基準 0.04pp	値0.1ppm以下 1時間値の1日平均値が		福王台(自排) 0.002	福王台(自排) 0.002	福王台(自排) 0.002	福王台(自排) 0.002	福王台(自排) 0.002	福王台(自排) 0.002	福王台(自排) 0.002 一般局平均 0.011	福王台(自排) 0.002	福王台(自排) 0.002	福王台(自排) 0.002
株の元素で502)、一般化産業 (1002)、光化学オキジント(1002)、光化学オキジント(1002)、光化学オキジント(1002)、光化学オキジント(1002)、光化学オキジント(1002)、光化学オキジント(1002)、光化学オモジント(1002)、光化学スモジン活業等等の1202 (主義等等を自1202 72) (主義等等を自12		. 理培甘淮海众州汩 一酰	二酸化窒素 環境基準 0.06ppm 0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ		ı	福王台(自排) 0.012 大曽根(自排) 0.011	福王台(自排) 0.013 大曽根(自排) 0.009	福王台(自排) 0.013 大曽根(自排) 0.009	福王台(自排) 0.014 大曽根(自排) 0.011	福王台(自排) 0.015 大曽根(自排) 0.011	福王台(自排) 0.015 大曽根(自排) 0.010	大曽根(自排) 0.009(参 考値)	福王台(自排) 0.016 大曽根(自排) 0.012	福王台(自排) 0.015 大曽根(自排) 0.012	福王台(自排) 0.017 大曽根(自排) 0.012		
一般化炭素 現地本 10pm ppm 25 万 万 日際報告 10pm ppm 25 万 万 日	2.大気環境 (有害化学物質)	化硫黄(SO2)、二酸化窒素 (NO2)、光化学オキシダン ト(OX)、一酸化炭素(CO)、 浮遊粒子状物質(SPM)、 光化学スモッグ注意報発 令日数	環境管理課	光化学オキシタント	環境基準 0.06pp		毎年	一般局昼間平均 0.032 注意報等発令日数 5日	一般局昼間平均 0.034 注意報等発令日数 8日	一般局昼間平均 0.032 注意報等発令日数 1日	一般局昼間平均 0.033 注意報等発令日数 7日	一般局昼間平均 0.033 注意報等発令日数 4日	一般局昼間平均 0.033 注意報等発令日数 6日	一般局昼間平均 0.031 注意報等発令日数 5日	一般局昼間平均 0.029 注意報等発令日数 7日	一般局昼間平均 0.032 注意報等発令日数 10日	一般局昼間平均 0.030 注意報等発令日数 1日
令日数 (小文・ゼン・ダイオキンン類 環境基準 の10mg 潜途公共間 阿藤田 10mg 四級中写 の10 日本 日本 10mg 10mg				一酸化炭素 環境基準 10ppm ppm以下かつ1時間値の1日													
大大大型 環境基準 10018 長浦 00018 長浦 0001					大 連続生業 0.10mg 連続24時間1時間値の1日平	平 D1	福王台(自排) 0.016	福王台(自排) 0.015	福王台(自排) 0.016	福王台(自排) 0.017	福王台(自排) 0.017	福王台(自排) 0.020	福王台(自排) 0.018	福王台(自排) 0.020	福王台(自排) 0.021	福王台(自排) 0.024	
有害化学物質 大気発生源立入り調査件数 環境管理課 立入り調査件数及び超過件数 保留 1001 保留 10				versananananananananananananananananananan	0.003	· aanaa faanaa aanaa			***	長浦 0.0014		******************************	*******************************	*****************************	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	長浦 0.0019	長浦 0.0024
大気発生源立入り調査件数 及び超過件数 公用車における低公客車の導入 台数(低排出ガス車含む) 一個環バス・市内バス利用者数(年間合計) 数				/m3 以下 ダイオキシン _{連接其連} 0.6pg 1年平均値0.6pg-TEQ/m		3					1					1	
及び超過件数 (低水田における低公害車の導入台数(低排出ガス車含む) 毎年 93台 95台 70台 66台 58台 55台 55台 54台 51台 47台 47台 48年 49.329人 東海県 49		大気発生源立入り調査件数	1 E G/ 1110 X 1														
音数(低排出ガス車含む) 音数(低排出ガス車含む) 音数(低排出ガス車含む) 音数(低排出ガス車含む) 音数(低排出ガス車含む) 音数(低排出ガス車含む) 音数(低排出ガス車含む) 音数(形成・市内バス利用者数(年間合計) 第4 第5 第5 第6 第6 第6 第6 第6 第6		及び超過件数	現場官理議 立入り調査件数及び起週件数											9, 1			
(情環パス・市内バス利用者数) (年間合計) (中国線 38,039人 馬来田 教 49,189人 円 年 49,896) (日本 49,896) (管財契約課	低公害車の導	県人台数(低∄ ────	排出カス単含む) 	毎年	93台	95台								
長浦駅6,036 長浦駅6,088 長浦駅6,167 長浦駅6,369 長浦駅6,363 長浦駅6,363 長浦駅6,613 柚ケ浦駅4,519 柚ケ浦駅4,518 柚ケ浦駅4,518 柚ケ浦駅4,518 柚ケ浦駅4,518 柚ケ浦駅4,518 柚ケ浦駅4,518 柚ケ浦駅4,518 柚ケ浦駅4,518 横田駅210 横田駅210 横田駅210 横田駅210 東横田(発表なし) 東横田(発展ない) 東横田(発表なし) 東横田(発展ない) 東海(和田(発展ない) 東海(和田(和田(和田(和田(和田(和田(和田(和田(和田(和田(和田(和田(和田(循環バス・市内バス利用者 数	企画課 循環バス・市内バス利用者数(年間合計)			毎年	平岡線 40,829人 馬来日線 52,905人 代宿袖ケ洞 BT 33,882人 デマンドタ	f 線 51,098人 代宿袖ケ浦 ク BT 34,558人 デマンドタク	人 平岡線 33,609人 馬 来田線 55,157人 代宿袖 ケ浦BT 34,818人 デマン ドタクシー 廃止 計	人 平岡線 33,238人 馬 来田線 56,698人 代宿袖 ケ浦BT 34,855人 デマン ドタクシー 廃止 計	人 平岡線 32,853人 馬 来田線 57,449人 代宿袖 ケ浦BT 35,118人 デマン ドタクシー 廃止 計	人 平岡線 35,524人 馬 来田線 60,335人 代宿袖 ケ浦BT 36,452人 デマン ドタクシー 廃止 計	人 平岡線 36,172人 馬 来田線 64,846人 代宿袖 ケ浦BT 35,965人 デマン ドタクシー 1,908人	人 平岡線 39,519人 馬 来田線 65,418人 代宿 袖ヶ浦BT 31,979人 デマ ンドタクシー 1,605人	平岡線43,938人 馬来田 線61,877人 代宿袖ケ浦 BT線16,585人 ガウラ号 1,883人 デマンドタクシー 520人	のぞみ野長浦線62,451人 平岡線48,395人 馬来田 線61,345人 ガウラ号 - 4,160人	
		駅別鉄道乗降者数	企画課 駅別鉄道乗者数(駅別・1日当り平均値)			毎年	— (7月公表予定)	袖ケ浦駅5,058 横田駅196	長浦駅6,088 袖ケ浦駅4,873 横田駅200	長浦駅6,164 袖ケ浦駅4,719 横田駅212	長浦駅6,167 袖ケ浦駅4,588 横田駅219	長浦駅6,301 袖ケ浦駅4,538 横田駅230	長浦駅6,369 袖ケ浦駅4,606 横田駅226	長浦駅 6,363 袖ケ浦駅 3,914 横田駅 221	長浦駅6,452 袖ケ浦駅3,842 横田駅227	袖ケ浦駅3,891 横田駅236	
		公害苦情受付件数(大気・	環境管理課	大気・悪臭・馬	騒音振動、苦	 情受付件数	毎年		大気 8 悪臭 12	大気 5 悪臭 9	大気 6 悪臭 10	大気 24 悪臭 8	大気 18 悪臭 13	大気 25 悪臭 5	大気 9 悪臭 3	大気 6 悪臭 4	大気15 悪臭 4
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		芯天"		道路				独百 10 旅期 2	融百 / 振期 2	独百 9 旅期	独百 0 恢期 2		融百 4 恢期]	独百 2 振期			
R16 (福王台)昼間73 夜間68 夜間 - ※データ欠損 夜間 71 夜間 72				**********************									(坂戸市場)昼間69 夜間		夜間 - ※データ欠損 昼間 70	夜間 71	夜間 72 昼間 73
R410 (三箇) 昼間64 夜間58 63 夜間 64 夜間 65 夜間 66 R410 (三箇) 昼間71 夜間65 63 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0<								(三箇) 昼間64 夜間5	18				63		夜間 64	夜間 65	夜間 66
千葉鴨川線									屋間 70			(上泉)昼間57 夜間53					
イン				木更津線					夜間 65					夜間 69			
道 三日間の原則として全時間を通じてエネルギー平間を通じてエネルギー平間を通じてエネルギー平 (吉野田) 昼間68 夜間51				道		三日間の原則として全時 間を通じてエネルギー平		(吉野田) 昼間60 海門6	夜間 51								
神ケ浦停車				袖ケ浦停車				(日五日/三月00 汶间)				(奈良輪)昼間60 夜間54	(12) = / = 18100 [X[H]00				
2.大気環境 済吸み済展を測点 カー 理接無理調 上高根北袖 昼間 夜間 の原則として全時間帯を 気度 の原則として全時間帯を 気度		│ 、│ 道路交通騒音測定データ	環境管理課		昼間 夜間	B 0 F 0111 - 0 0+00#+4						(永吉)昼間69 夜間60					
南総昭和線 //UdB b5dB /に個、本方に、全事後以上の (代宿)屋間72 夜間64 (代宿)屋間72 夜間64	(有吉化子物質				70dB 65dl	B に他、よた、Z年秋以上の						With Eligion Killing					
木更津根形 線 以 L L)を対象に存在一部				線		道及び市道(市道は4車線	R				(飯富)昼間65 夜間59						
何ケ海姉ケ 崎停車場線 お音 藤下 の区間を監視し、全ての路 線を、5年を1ローテーショ				崎停車場線		の区間を監視し、全ての路線を、5年を1ローテーショ	i				(久保田)昼間72 夜間64						
清水頭線 プとして監視することとなった。 (職派音)を同って役間のと				清水頭線)			(蔵波)昼間66 夜間58	(蔵波台)昼間67 夜間62						
(横田)昼間57 夜間49 横田停車場				横田停車場						(横田)昼間57 夜間49							
「工				馬来田停車													
場中川線 木更津袖ケ (坂戸市場)昼間69 夜間 (坂戸市場)				木更津袖ヶ													
	1	i		浦線 市道 代宿						(久保田)昼間69 夜間63							

	指標	担当課 算定方法等	頻度	H30	H29	H28	H27	H26	H25	H24	H23	H22	H21
	空気・水のきれいさに満足している市民の割合(再掲)	企画課 市民意識調査 アンケート	1回/3 年	62.7% (H31.4)				61.3%			56.8%		
	農業集落排水普及率·水洗 化率	下水対策課農業集落排水普及率・水洗化率	毎年	普及率 6.9%(4,419人) 水洗化率 78.2%(3,454 人)	普及率 7.2%(4,537人) 水洗化率 77.4%(3,511 人)	普及率 7.3%(4,556人) 水洗化率 75.9%(3,458 人)	普及率 7.1%(4,431人) 水洗化率 75.2%(3,333 人)	普及率 6.5%(4,007人) 水洗化率 73.4%(2,940 人)	普及率 6.0%(3,696人) 水洗化率 70.8%(2,616 人)	普及率 5.6%(3,476人) 水洗化率 64.4%(2,239 人)	普及率 4.0%(2,418人) 水洗化率 84.3%(2,039 人)	普及率 4.0%(2,460人) 水洗化率 83.8%(2,062 人)	普及率 4.1%(2,486人) 水洗化率 83.1%(2,067 人)
	公共下水道、普及率·水洗 化率	下水対策課 公共下水道、普及率・水洗化率、(松川地区含む)	毎年	普及率 68.5% 水洗化率 96.7%	普及率 68.3% 水洗化率 96.4%	普及率 68.0% 水洗化率 96.3%	普及率 68.2% 水洗化率 96.2%	普及率 68.4% 水洗化率 96.1%	普及率 68.6% 水洗化率 95.8%	普及率 68.3% 水洗化率 95.5%	普及率 68.5% 水洗化率 95.1%		普及率 68.2% 水洗化率 94.0%
	水質環境測定データ(BO	項目 基準値 算定方法 環境基準 BOD3mg/L BOD75%水質値	700	宮川橋 1.3 小櫃橋 2.0	宮川橋 1.7 小櫃橋 2.1	宮川橋 1.7 小櫃橋 1.5	宮川橋 1.0 小櫃橋 1.2	宮川橋 1.1 小櫃橋 2.1	宮川橋 1.1 小櫃橋 1.7	宮川橋 1.4 小櫃橋 1.7	宮川橋 1.2 小櫃橋 1.7	宮川橋 1.4 小櫃橋 1.9	宮川橋 1.5 小櫃橋 1.8
	D·COD) ·小櫃川(環境基準BOD) ·中小河川(環境基準BO	環境基準 B類 環境管理課	毎年	B類型 5.6 C類型 6.9	B類型 4.0 C類型 3.9	B類型 4.1 C類型 3.7	B類型 6.1 C類型 6.8	B類型 6.7 C類型 7.3	B類型 4.6 C類型 5.0	B類型 5.3 C類型 4.8	B類型 5.3 C類型 4.8	B類型 4.6 C類型 4.9	B類型 4.7 C類型 6.0
3.河川・水環境	D参考値) ・海域(環境基準COD)	中小河川		(久保田川:不渡堰)1.2 (蔵波川:上蔵波)5.0	(槍水川:槍水橋)1.3 (蔵波川:上蔵波)4.9	(久保田川:久保田橋 付近、不渡堰)1.2 (笠上川:笠上)4.6	(久保田川:不渡堰)0.8 (浮戸川:飯富橋)2.7	3 (久保田川:不渡堰)1.1 (浮戸川:飯富橋)3.6	(久保田川:不渡堰) 1.0 (浮戸川:飯富橋)6.8	(久保田川:不渡堰、 槍水川:槍水橋)1.0 (笠上川:笠上)3.7	(境川:シーハイツ、常盤 川:常盤橋)1.1 (浮戸川:飯富橋)3.9	(境川:シーハイツ)1.1 (浮戸川:飯富橋)4.0	(久保田川:不渡堰) 1.2 (松川:砂子田)3.9
	排水発生源立入り調査件数 及び超過件数	環境管理課 立入り調査件数及び超過件数	毎年	0/22	1/22	1/22	0/22	0/22	0/21	1/21	1/22	1/23	2/20
	合併処理浄化槽·生活廃水 処理施設設置補助件数	下水対策課 年間設置申請件数(年間補助件数)	毎年	合併 120(27) 生活排水 2	合併 128(25) 生活排水 2	合併 108(14) 生活排水 1	合併 139(22) 生活排水 2	合併 118(28) 生活排水 1	合併 118(38) 生活排水 2	合併 128(54) 生活排水 2	合併 132(80) 生活排水 3	生活排水(1)	合併 109 (70) 生活排水(4)
	汚水処理率	下水対策課 (公下+農集排)水洗化人口+合併浄化槽人口/人口	毎年	89.8% 公下41,612 農排 3,454 合併12,242人 人口63,704	3,511	89.9% 公下40,246 農排 3,458 合併12,407人 人口62,390	3,333	89.5% 公下39,986 農排 2,940 合併12,491人 人口61,928	87.8 % 公下39,922 晨排 2,616 合併11,831人 人口 61,895	74.8% 公下39,406 農排 2,239 合併1,771 * 2.50人 人口61,559	73.6% 公下39,093 農排 2,039 合併1,643 * 2.52人 人口61,481	72.7% 公下38,904 農排 2,062 合併1,511 * 2.47人 人口61,463	72.5% 公下38,572 農排 2,067 合併1,403 * 2.57人 人口61,010
	公害苦情受付件数(水質)	環境管理課 公害苦情受付件数(水質)	毎年	水質 4	水質 2	水質 5	水質 4	水質 6	水質 4	水質 5	水質 2	水質 1	水質 2
	し尿等受け入れ処理量	廃棄物対策課 浄化槽汚泥・生し尿	毎年	浄化槽9,837kl し尿1,375kl	浄化槽9,746kl し尿1,432kl	浄化槽10,104kl し尿1,538kl	浄化槽9,671kl し尿1,395kl	浄化槽10,078kl し尿1,308kl	浄化槽9,776kl し尿1,541kl				
	まちがきれいだと感じる市民 の割合	企画課 市民意識調査 アンケート	1回/3	63.8% (H31.4)				45.50%			40.3%		
4.景観	農地·水·環境保全向上対 策活動事業採択地区数(再 掲)	農林振興課 採択地区数・面積	毎年	16地区 (954.3ha)	14地区(873.0ha)	14地区(873.0ha)	13地区(827.0ha)	13地区(827,0ha)	13地区(934,3ha)	13地区 (928.4ha)	11地区(814.7ha)	11地区(814.7ha)	11地区(814.7ha)
	違法広告物簡易除却数	都市整備課 違法広告物の撤去枚数	毎年	616枚	825枚	399枚	507枚	313枚	625枚	687枚	2,216枚	4,486枚	1,990枚
	放置自転車撤去数	市民活動 支援課 公共の場所に放置している自転車の撤去数	毎年	5台	11台	8台	43台	32台	61台	105台	43台	71台	89台
	まちがきれいだと感じる市民 の割合(再掲)			63.8% (H31.4)				45.5%			40.3%		
	リサイクルを実践している市 民の割合	企画課 市民意識調査 アンケート	1回/3 年	83.9% (H31.4)				85.7%			82.7%		
	ごみ収集量(可燃・不燃・粗 大)	廃棄物対策課 ごみ収集量(可燃・不燃・粗大)	毎年	19,504t 可燃:17,134t 粗大:2,370t	19,207t 可燃:16,914t 粗大:2,293t	19,309t 可燃:16,976t 粗大:2,333t	19,158t 可燃:16,736t 粗大:2,422t	19,104t 可燃:16,638t 粗大:2,466t	20,936t 可燃:16,346t 粗大:4,590t	20,044t 可燃:15,999t 粗大:4,045t	19,832t 可燃:15,674t、粗大:4,158t	20,085t 可燃:15,521t 粗大:4,564t	20,066t 可燃:15,776t 粗大:4,290t
	市民一人当たりごみ発生量 (家庭系・事業系)	廃棄物対策課 (家庭系・事業系)/人口/日数	毎年	事業系 可燃 5,011t	家庭系 可燃 11,948t 粗大 2,123t 609g/日/人 事業系 可燃 4,966t 不燃 170t 222g/日/	事業系 可燃 5,041t	事業系 可燃 4,832t	家庭系 可燃 11,740t 粗大 2,213t 617g/日/人 事業系 可燃 4,898t	家庭系 可燃 11,493t 粗大 4,353t 701g/日/人 事業系 可燃 4,853t	事業系 可燃 4,776t	家庭系 可燃 11,037t . 粗大 3,827t 662g/日/人 事業系 可燃 4,637t . 不燃 331t 221g/日/	、粗大 4,080t 672g/日/ 人	家庭系 可燃 11,146t 粗大 3,771t 667g/日/ 人 事業系 可燃 4,630t
	市内一斉清掃におけるごみ収集量	環境管理課 市内一斉清掃(2回/年)におけるごみ収集量	毎年		11.	1	63.40t/2回/年	66.08t/2回/年	69.04t/2回/年	78.31t/2回/年	93.58t/2回/年		85.4t/2回/年
	臨海清掃におけるごみ収集 量	環境管理課 臨海清掃(4回/年)におけるごみ収集量	毎年	5.01t/4回/年	5.83t/4回/年	4.82t/4回/年	5.56/4回/年	4.67/4回/年	5.42/4回/年	6.32t/4回/年	6.41t/4回/年	7.38t/4回/年	6.95t/4回/年
	ごみ指定袋販売量	廃棄物対策課 数)販売量(20・30・400合計枚 数)	毎年			可燃 3,722.5千枚 不 燃 251千枚	可燃 3,583千枚 不燃 252千枚	可燃 3,234.5千枚 不燃 265千枚	可燃 3,706千枚 不燃 344千枚	可燃 3,529千枚 不燃 228千枚	可燃3,224千枚·不燃 235千枚	可燃3,428.5千枚·不燃 232千枚	可燃3,319千枚·不燃 227.5千枚
5.環境美化・ご	自治会における資源回収実 績	廃棄物対策課 自治会における資源回収実績(年間合計値)		1373.57t	1441.49t	1540.76t	1708.22t	1790.9t	1,813t	1,705t	1,691.94t	1,776.9t	1,808.9t
み問題	資源回収活動における回収 実績	廃棄物対策課 資源回収活動における回収実績(年間合計値)	毎年	746.55t	763.87t	765.098t	761t	821t	807t	729t	708.436t	724.0t	773.1t
	生ごみ肥料化容器等購入設 置実績	廃棄物対策課 生ごみ肥料化容器等購入設置実績(種類別積算値)	毎年	コンポスト4、機械式8	コンポスト8、機械式5	コンポスト5、機械式15	コンポスト17、機械式 12	コンポスト15、機械式5	コンポスト23、機械式9	コンポスト 23、機械式	コンポスト25、機械式12	コンポスト26、機械式 10	コンポスト22、機械式 19
	マイバッグ利用推進運動協力店件数	廃棄物対策課 マイバッグ利用推進運動協力店件数	毎年							制度廃止	5店舗	5店舗	5店舗
		廃棄物対策課 レジ袋辞退カード回収枚数	毎年							制度廃止	221枚	80枚	134枚
	剪定枝粉砕機貸出件数	廃棄物対策課 剪定枝粉砕機貸出件数	毎年	63件 4,242kg	42件 2,031kg	49件 4,216kg	59件 2,590kg	74件 5,958kg	42件 3,260kg	28件 1,198kg	33件 2,455kg	28件 1,030kg	33件 1,920kg
	不法投棄監視員異常報告 件数	廃棄物対策課 異常報告件数/報告件数	毎年	60/120	61/119	26/120	37/115	42/120	37/109	69/120	23/120	9/120	7/120
	環境美化推進員の報告に基 づく回収量	環境管理課 回収ごみ重量/シルバー委託件数	毎年	1.39t/36回	1.68t/ 36回	2.03t/36回	2.53t/ 36回	3.39t/36回	3.6t/36回	3.61t/36回	5.74t/36回	6.11t/36回	6.98t/36回
	カローン トン カーノーナンノエフンタ		1	I -							1		
	クリーンセンターにおける資 源化率	廃棄物対策課リサイクル量/総受け入れ量	毎年	25.60%	25.0%	27.6%	26.0%	28.9%	30.0%	30.0%	29.2%	29.4%	29.9%

	指標	担当課	算定方法等	頻度	H30	H29	H28	H27	H26	H25	H24	H23	H22	H21
.放射能	空間放射線量測定値(最高値)	環境管理課	学校・公園等における.地上O. 5m、1. 0mの年間の最高値	隔月	10か所/6回/0.10(マイクロシーベルト/時)		10箇所/7回/0.10(マイ クロシーベルト/時)	22箇所/12回/0.12(マイクロシーベルト/時)	7 22箇所/12回/0.11(マイ クロシーベルト/時)	イ 22箇所/12回/0.11(マ- クロシーベルト/時)	イ 22箇所/12回/0.14(マ- クロシーベルト/時)	イ 22箇所/10回/0.24(マイ クロシーベルト/時)		
	省エネに取り組んでいる市 民の割合	企画課	市民意識調査 アンケート	1回/3	84% (H31.4)				87.10%			91.5%		
	実行計画におけるCO2排出 量	環境管理課	市役所における事業活動からの排出量	毎年	較基準H27年度排出量	10,144,250.0kg-CO2。H 29年度排出量 10,373,994.3kg-CO2(基準	第三次実行計画策定。比較基準H22年度排出量 9,097,619.4kg-CO2。H28 年度排出量 8,421,308.2kg-CO2(基準 比-7.43%)	較基準H22年度排出量 9,097,619.4kg-CO2。H27 年度排出量	第三次実行計画策定。比較基準H22年度排出量9,097,619,4kg-CO2。H26年度排出量8,051,736.8kg-CO2(基準比-11.50%)	較基準H22年度排出量 9,097,619.4kg-CO2。H2	第三次実行計画策定。比較基準H22年度排出量59,097,619.4kg-CO2。H2g年排出量8,425,927.2kgCO2(-7.38%)	※健康づくり支援センター 4 を含め、係数変更がな	7,311,513.9kgCO2(- 31,42%) ※健康づくり支援センター を含め、係数変更がな かった場合 10,654,397.1kgCO2(- 0.07%)	9,662,679kgCO2(- 9,37%) ※健康づくり支援センタ を含めた場合 10,491,492,6kgCO2(- 1,60%)
'.エネルギーと 也球温暖化	省エネ・再エネ設備設置補助件数	環境管理課	太陽光発電はH20、燃料電池はH25、リチウムイオン蓄電池はH27、それぞれ補助を開始した。	毎年	太陽光発電 24件 燃料電池 56件 リチウムイオン蓄電池 28件	太陽光発電 19件 燃料電池 71件 リチウムイオン蓄電池 20件	太陽光発電 83件 燃料電池 77件 リチウムイオン蓄電池 20件	太陽光発電 111件 燃料電池 65件 リチウムイオン蓄電池 24件	太陽光発電 120件 燃料電池 19件	太陽光発電 106件 燃料電池 17件	太陽光発電 155件	太陽光発電 63件	太陽光発電 35件	太陽光発電 33件
地球環境問題)	駅別鉄道乗降者数(再掲)	企画課	駅別鉄道乗者数(駅別・1日当り平均値)	毎年	— (7月公表予定)	長浦駅6,036 袖ケ浦駅5,058 横田駅196 東横田(発表なし)		長浦駅6,164 袖ケ浦駅4,719 横田駅212 東横田(発表なし	長浦駅6,167 袖ケ浦駅4,588) 横田駅219 東横田(発表なし	長浦駅6,301 袖ケ浦駅4,538 横田駅230 東横田(発表な し)	長浦駅6,369 袖ケ浦駅4,606 横田駅 226 東横田 -	5 長浦駅6,363 袖ケ浦駅3,914 横田駅 221 東横田 一	長浦駅6,452 袖ケ浦駅3,842 横田駅 227 東横田駅 -	長浦駅6,613 袖ケ浦駅3,8 横田駅 236 東横田駅 -
	自転車駐車場利用台数	都市整備課	年間自転車駐車場利用台数(長浦駅南口・北口+ネケ浦駅南口第1・第2・北口+横田駅前+バスターミナル)		第2 39,125台 袖ケ浦駅北口 83,366台 横田駅前 14,400台 バスターミナル 58,734台	第2 42.537台 袖ケ浦駅北口 61,724台	長浦駅南口 226,359台 北口 41,289台 袖ケ浦駅南口第1 127,427台 第2 42136台 袖ケ浦駅北口 47,968台 横田駅前 15,186台 バスターミナル 44,519台 合 計 544,884台	長浦駅南口 248,448台 北口 40,946台 袖ケ浦駅第1 117,815台 第2 46,501台 袖ケ浦駅北口 39,197台 横田駅前 16,275台 ベスターミナル 49,952台 合 計 559,134台	長浦駅南口 265,143台 北口 62,305台 袖ケ浦駅第1 141,446台 第2 51,790台 袖ケ浦駅北口 41,135台 横田駅前 11,484台 パスターミナル 51,710台 合 計 625,013台	長浦駅南口 274,755台 北口 48,840台 袖ケ浦駅第1 173,361台 第2 75.652台 横田駅前 30,562台 パスターミナル 51,563台 合 計 654,733台	長浦駅南口 281,705台 北口 46,060台 袖ケ浦駅第1 147,083台 第2 73,716台 横田駅前 20,189台 パスターミナル 53,706台 合 計 622,459台	長浦駅南口 296,483台 北口 46,551台 袖ケ浦駅前第1 178,439台 第2 72,221台 横田駅前 19,561台 バスターミナル 42,998台 合 計 656,253台	北口 36,426台 袖ケ浦駅前第1 156,528台 第2 70,160台 横田駅前 18749,台	長浦駅南口 305.816 北口 37,966 袖ケ浦駅前第1 154,968 第2 75,103を 横田駅前 18,682 バスターミナル 45,333台 合 計 637,866 f
.環境教育·市 民意識	環境部門以外における環境 関連講座等参加者数	公民館 郷土博物館	環境関連講座等参加者数(年間合計値)	毎年	市民会館 13名/1回 長浦公民館 72名/5回 平岡公民館 10名/1回	平川公氏館・平岡公氏館	市民会館 24名/1回 長浦公民館 144名/6回 根形公民館 17名/1回	平川公民館 20名/1回 長浦公民館 145名/6回 根形公民館 25名/2回 平岡公民館 8名/1回 郷土博物館 60名/4回	根形公民館 128名/6回	平川公民館 31名/1回 長浦公民館 130名/6回 平岡公民館 18名/1回 郷土博物館 105名/4回	長浦公民館 156名/7回 平岡公民館 25名/2回	平岡公民館 6名/1回		長浦公民館 86名/6回 博物館 101名/5回
人心映	自然散策会·環境学習参加 者数	環境管理課	自然散策会・環境学習参加者数(年間合計値)	毎年	140人/6回	153人/6回	169人/6回	105人/6回	140人/6回	144人/6回	90人/5回	147人/5回	123人/5回	95人/3回
					(参加者合計 235名)	(参加者合計 299名)	(参加者合計 354名)	(参加者合計 363名)	(参加者合計 365名)	(参加者合計 428名)		(参加者合計 367名)	(参加者合計 365名)	(参加者合計 282名
.協働・パート	環境分野におけるNPO等団 体数	市民活動 支援課	環境分野におけるNPO等団体数	毎年			6団体(NPO法人4、環境 保全活動団体2)	6団体(NPO法人4、環境 保全活動団体2)	6団体(NPO法人4、環境 保全活動団体2)	9団体(NPO法人4、環境 保全活動団体5)	9団体(NPO法人4、環境 保全活動団体5)	9団体	9団体	9団体

袖ケ浦市環境基本計画の現行施策の評価書

1 目的

(仮称)第2次袖ケ浦市環境基本計画の策定(以下「次期計画」という)において、現状の課題として反映するため、現計画(平成15年策定、平成25年改定)のうち、「市の施策」の実施状況ついて評価を行うものです。

2 実施時期

平成31年1月22日から同年2月12日まで

3 回答内容

現計画の「市の施策」について、それぞれの施策に係わる課等が施策ごとに4段 階評価 (A, B, C, D) を行いました。

4 評価の基準

評価については、各課等が回答した「担当課評価」と、環境管理課において評価 した「事務局評価」の2つの評価を記載しました。

それぞれの評価段階は次のとおり

- A・・・回答時点において既に実施済み
- B・・・回答時点において実施中であり、概ね完了しているもの
- C・・・回答時点において実施中であるが、未完了となる見込みのもの
- D·・・回答時点において未実施のもの
- -・・・(担当課評価のみ)複数の課をまたぎ、一律の評価ができないもの

また、「~の検討」などの施策において、担当課評価において「D」かつ次期計画において施策を継続しないとする施策については、事務局評価において、「検討の結果、事業に着手しない」こととし、評価を「A」とした上で次期計画から除外します。

5 評価結果

別紙の诵り

全体を通して、A評価及びB評価を合わせると全体の86.9%であり、現計画における市の施策は概ね実施されたものと考えられます。

施策の評価以外の記述の解説については次のとおり。

(1)継続の要否

担当課から施策の評価と同時に、施策を次期計画で継続するか意見を聴取し、評価と同様に事務局の考えを記載しています。

(2)(仮称)第2次環境基本計画における取扱い

施策の評価や継続の要否及び取組状況等から、事務局において今後の方針として「継続」「変更」「完了・廃止」「統合」のいずれかを示しており、併せてその理由を記載しております。

(詳細は「7 (仮称)第2次環境基本計画における取扱い」の項目で説明)

(3) 参考: 平成30年度推進状況調査結果 参考として施策ごとに平成30年度における実施内容を掲載しています。

- 6 評価ごとの今後の取扱い(次期計画への掲載等)の考え方
- (1) A評価 約19. 3%【28施策(145施策中)】

条例の制定など、完結したものについては廃止とし、次期計画から除外するが、 達成後、一定の質で維持すべきものについては、次期計画においては表現を改め た上で掲載するものとする。

(2) B評価 約67.6% 【98施策(145施策中)】

基本的に次期計画においても継続とするが、社会情勢等の変化により担当課が廃止としたものについては、内容を精査した上で判断する。

(3) C評価 約7.6%【11施策(145施策中)】

Bと同様に、基本的に次期計画においても継続とするが、社会情勢等の変化や 達成の見込みが著しく薄く、担当課が廃止としたものについては、内容を精査し た上で判断する

(4) D評価 約5.5%【8施策(145施策中)】

社会情勢等の変化により実施が不要なものとして評価されたものについては 廃止とし、施策は必要であるが、人員や費用などの実施環境が整備されていない ものについては実現の可能性を考慮した上で判断する。

7 (仮称) 第2次環境基本計画における取扱い

評価に基づき、次期計画における継続・廃止等の取扱いの考えを示しました。 また、継続以外の評価については理由を記載しています。

(1)「継続」 <u>約67.6%</u>【98施策(145施策中)】 現計画と同様に施策を継続します。

- (2)「変更」 <u>約5.5%</u>【8施策(145施策中)】 施策の名称、表現等を変更した上で次期計画に継続します。
- (3)「完了・廃止」 <u>約17.9%</u>【26施策(145施策中)】 目的が達成できたもの、制度が廃止されたもの、実現性に乏しいものや時勢の 変化などにより不要となった施策は次期計画から削除します。
- (4)「統合」 <u>約9.0%</u>【13施策(145施策中)】 施策の考えは継続するが、関連する他の施策と総合的に実施すべきもの。

取組方針	市の施策	A <u>実施</u> B <u>実施</u>	<u>地中(概ね完了)</u> 地中(未完了)	事務局評価の理由	継続の	の要否		(仮称)第2次環境基本計画における取扱い	参考:平成30年度推進状況調査結果
1-1 今ある自然をできる だけ残す	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、そ の他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針		参考:平成30年度推進状況調査結果
	水と緑の里整備	環境管理課	ВВ	蔵波小鳥の森の維持管理実施 椎の森工業団地内自然環境保全緑地の整備実施	0	0	継続		蔵波小鳥の森の維持管理に努めた。 椎の森工業団地内自然環境保全緑地について ・造成緑地草刈委託 17,126㎡(環境保全緑地分600㎡含む) ・ボランティア募集、軽作業の実施。 作業回数20回 参加者616名 平均約31名/回
	施設の整備や改修時における生物 の生息環境への配慮	関係各課	- D	庁内における体制の確立に至っていないため			統合	公共施設に対する総合的な環境配慮の施策として統合する	
	公共事業における環境配慮のしく みづくり	関係各課	- C	庁内における体制の確立に至っていないため			統合	公共施設に対する総合的な環境配慮の施策として統合する	
	公共施設における緑地の適正管理	関係各課	- В	椎の森工業団地2期地区公共緑地維持管理実施 公園・緑地の管理実施 椎の森自然環境保全緑地の取得及び維持管理実施	0	0	継続		(都市整備課)公園・緑地を適正に管理し、緑の保全に努めた。 (環境管理課)自然環境保全緑地としてH18年度に土地開発公社保有地を取得 (蔵波1,533㎡+久保田4,600㎡)
	保存樹木等指定拡充と助成制度の 見直し	環境管理課	СС	開発等により保存樹木等は減少傾向にあり、拡充は困難 であるため	0	0	変更	拡充は困難なため、適正に維持することを目的とする	指定樹木 185本 指定樹林 9.7ha
	アライグマ等外来生物の駆除	環境管理課 農林振興課	ВВ	環境管理課:B 農林振興課:B アライグマ・ハクビシンの駆除を実施	0	0	継続		アライグマ・ハクビシン合計駆除数 261頭
	中・長期的に検討する施策	担当課	担当課 事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
	ボランティアを活用した里山の保全、整備の検討	環境管理課 農林振興課	- В	環境管理課:B 農林振興課:B 椎の森工業団地内自然環境保全緑地の整備実施	0	0	継続		(環境管理課) ・椎の森工業団地内自然環境保全緑地について、ボランティアを募集し、協働による下草刈等の軽作業を月2回実施 延べ20回 616人参加
	ビオトープ(動植物の生息環境) マップの検討	環境管理課	D D	生物の生息域調査、保護等については市内全域にわた る実地調査が必要であり、費用、人員等の理由により着 手が困難であるため			統合	生物多様性に係る施策として統合する	
	生物多様性に係る地域連携保全活 動計画の作成	環境管理課		生物の生息域調査、保護等については市内全域にわた る実地調査が必要であり、費用、人員等の理由により着 手が困難であるため	0	0	変更	生物多様性に係る施策として変更する	
1-2 農地が持つ動植物 の生息地としての機	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、そ の他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
能を保全する	農村環境計画に基づく事業実施	農林振興課	ВВВ	•県営経営体育成基盤整備事業実施(武田川下流地区) •県営経営体育成基盤整備事業実施(浮戸川上流Ⅲ期 地区)	0	0	継続		 ・県営経営体育成基盤整備事業(武田川下流地区) 事業年度H24~H34 受益面積120ha H30事業内容-区画整理27.9ha ・県営経営体育成基盤整備事業(浮戸川上流Ⅲ期地区)事業年度H25~H32 受益面積54ha H30事業内容-暗渠排水52.1ha
	農業担い手の育成	農林振興課	ВВ	認定農業者制度の運用	0	0	継続		認定農業者制度(30年度末159名) 新規·再認定 17名
	農地の多面的効果の啓発、広報	農林振興課 環境管理課	ВВ	国・県からの広告物による啓発を実施	0	0	継続		国、県からの広告物による啓発
	中・長期的に検討する施策	担当課	担当課 事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
	遊休農地、荒廃農地の調査	農林振興課 農業委員会	- В	農林振興課:B 農業委員会:B 農地利用状況調査を実施	0	0	継続		(農業委員会事務局・農地利用最適化推進委員・農林振興課) 農地利用状況調査を実施
	遊休農地の市民農園、学校農園と しての利用促進	農林振興課農業委員会	- В	農林振興課:B 農業委員会:該当事業無し 野菜栽培講習会の実施	0	0	継続		(農業センター) 「野菜栽培講習会、同ステップアップ講座の実施」については、取り組み方針8-1 の「米作りや野菜作り、里山の保全等を取り入れた環境教育、環境講座の実施」へ移動

取組方針	市の施策	A <u>実施</u> B <u>実施</u>	施中(概 施中(未 実施	a完了)	事務局評価の理由	継続(の要否		(仮称)第2次環境基本計画における取扱い	参考:平成30年度推進状況調査結果
1-3 生物の生育環境と 緑を育てる	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当部評価	事務局評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、そ の他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
	緑のネットワークづくり基本構想の 推進	都市整備課ほか	-	В	広域能動のフラワーライン化の実施 農村公園整備等の拠点づくりの実施	0	0	継続		各担当課にて、広域農道のフラワーライン化、農村公園整備等の拠点づくりを 進めている。
	緑の基本計画の推進(緑地面積、 緑化率の調査、公表)	都市整備課	D	D	現在の「緑の基本計画」は平成22年で終了しており、今後、令和2年以降に改正を予定している。	0	0	継続		
	都市公園の整備	都市整備課	В	В	公園の供用を順次開始		0	継続	担当課では令和2年度にすべての公園整備が完了するため廃止との考えであるが、本計画の策定年度において 完了していないため、継続とした。また、整備には維持も含まれると考えるため	袖ケ浦駅海側地区4号公園他1公園の供用開始及び1公園の拡張をした。(計 1,392㎡増)
	新たな開発地等における緑地保全 協定の締結	環境管理課	В	В	緑化協定・緑地保存協定の締結	0	0	継続		(環境管理課) ・縁化協定新規締結 無し ・H30年度末協定締結数 三者協定 70社 二者協定 119社 面積 186ha
	生垣設置奨励補助制度の普及	環境管理課	А	А	平成31年3月 要綱廃止			完了• 廃止	制度廃止のため	(環境管理課) 補助件数 0件 金額 0円
	水と緑の里整備	環境管理課	В	В	蔵波小鳥の森の維持管理実施 椎の森工業団地内自然環境保全緑地の整備実施	0	0	継続		(環境管理課) 取組方針1-1 〇水と緑の里整備 と同様
1-3 生物の生育環境と 緑を育てる	中・長期的に検討する施策	担当課	担当部評価		備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
	生垣設置奨励補助制度の拡充	環境管理課	А	Α	平成31年3月 要綱廃止			完了• 廃止	制度廃止のため	
	動植物の生息環境の創出、再生の あり方についての検討	環境管理課	А	А	生物の生息域調査、保護等については市内全域にわたる実地調査が必要であり、費用、人員等の理由により着手はできないと結論付けた。			統合	生物多様性に係る施策として統合する	
	緩衝緑地を視野に入れた、遊歩 道、サイクリングロードの検討	都市整備課	D	А	検討の結果、サイクリングロード等を緩衝緑地内へ整備することは、取組方針である「1-3生物の生育環境と緑を育てる」に沿わない施策であると結論付けた。			完了· 廃止	検討の結果による	
	生物多様性に係る地域連携保全活 動計画の作成	環境管理課	D	D	生物の生息域調査、保護等については市内全域にわた る実地調査が必要であり、費用、人員等の理由により着 手が困難であるため	0	0	変更	他の生物多様性に係る施策と統合し、総合的な生物多様性に係る計画について検討する。	
2-1 大気環境・有害物質 の監視を継続する	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当認評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、そ の他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
	自家焼却・野焼きの廃止指導の徹底と監視パトロール体制の強化	廃棄物対策課	В	В	広報誌に等による啓発を実施 苦情発生時に随時対応 パトロールによる監視の実施	0	0	継続		・広報紙による啓発 ・苦情対応時に指導を行う ・残土埋立て・不法投棄パトロール時に合わせて監視(週6日)
	大気汚染物質に対する監視の継続 と市民への情報提供	環境管理課	В	В	光化学スモッグ監視体制の運用	0	0	継続		(環境管理課) 光化学オキシダント濃度の監視体制と注意報の発令 平成30年度発令回数 5回 市民生活安全メールによる配信実施
	PRTR等を活用した有害化学物質 に関する情報収集、情報提供の推進	環境管理課	В	В	PRTR法の届出状況の把握	0	0	継続		(環境管理課) PRTR法の施行により、事業者は毎年法に定める有害化学物質について、排出量・移動量を国に届出 市内の届出事業者について千葉県が管理について指導をしている。
	ダイオキシン類を含む有害化学物 質に対する監視の継続と市民への情 報提供	環境管理課	В	В	定期調査の実施	0	0	継続		(環境管理課) 有害大気汚染物質モニタリング調査として、ダイオキシン類年4回(2か所)、ベンゼン年12回(1か所)について測定している。 また県においてベンゼン等を年1 2回(1か所)測定し、併せて結果を公表している。(いずれも環境基準達成)
	事業所等における有害化学物質の 管理徹底の推進	環境管理課	В	В	PRTR法の届出状況の把握	0	0	継続		(環境管理課) PRTR法による指導の他、環境保全に関する協定事業所から年間計画書等の 提出を求め、指導している。
	公共施設におけるホルムアルデヒ ド等の化学物質含有建材の使用抑 制	関係各課	-	В	シックハウス対策に係る技術的基準の遵守			完了· 廃止	技術的基準が確立されているため(建築基準法施行令)	シックハウス対策に係る技術的基準を遵守している。
	発生源施設に対する立ち入り調査 の実施	環境管理課	В	В	環境保全協定に基づく立入調査の実施	0	0	継続		(環境管理課) 5事業所5施設について立ち入り調査を実施、不適合施設は無かった。
	公害防止施設の設置指導	環境管理課	В	В	環境条例または環境保全協定に基づく事前協議の実施	0	0	継続		環境保全条例及び環境保全に関する協定に基づく事前協議により指導を行った。条例1件、2者協定22件、3者協定1件
					市植物防疫協会が実施する際の、市職員の立会	0	0	継続		市植物防疫協会が実施 広報紙及び広報無線により周知、全域ラジコンヘリの使用、市職員の立会い (7/7~18、7/22実施)(散布面積 685,30ha)
	農薬の一斉空中散布の適正な実 施の指導	農林振興課	Α	Α						(///~16、//22美池/(散和)面價 005,50(1a)
		農林振興課農林振興課	В		回収処理を実施	0	0	継続		農業用マルチ・ハウス用ビニール等の回収処理 塩化ビニール、ポリエチレン 34.23t
	施の指導 農業用廃プラスチック処理対策の		В	B事務局		0	●	継続 今後の 方針	理由	農業用マルチ・ハウス用ビニール等の回収処理

現行施策の評価一覧

取組方針	市の施策	A <u>実施</u> B <u>実施</u>	中(概ね完 中(未完了	事務局評価の理由	継続の要否	(仮称)第2次環境基本計画における取扱い	参考:平成30年度推進状況調査結果
	事故発生時等、有害化学物質に関する危機管理システムづくりの検討 (協定締結等)		В	B 地域防災計画及び危機管理対応マニュアルに位置付け		完了・ 廃止 地域防災計画及び危機管理対応マニュアル位置づけ対応	

取組方針	市の施策	A <u>実施</u> B <u>実施</u>	中(概ね完 中(未完了	<u>7)</u>)	事務局評価の理由	継続の	の要否		(仮称)第2次環境基本計画における取扱い	参考:平成30年度推進状況調査結果
2-2 交通による大気汚 染、騒音・振動を解	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 事評価	務局 頒評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、そ の他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
消する	低公害車の普及促進(公用車の採 用等)	管財契約課 環境管理課	С	C が	「財契約課:C 各課が購入する車両において低公害車 「選択されているが、庁舎内の共通仕様としていないこから、すべての公用車が低公害車とはなっていない。	0	0	継続		公用車の購入又は更新に際し、低排出ガス車を採用した。平成17年規制50%低減車3台、平成19年規制75%低減2台、平成22年規制10%低減1台を導入した。
	アイドリングストップ運動の推進	環境管理課	В	В ∓	葉県広告物により啓発を実施	0	0	継続		(環境管理課) 千葉県からの広告物による啓発 H20年度に31施設42か所に看板(独立柱)を設置、17施設40か所に簡易看板を設置した。
	植樹帯の設置又は設置要請	環境管理課 都市整備課	1	B 緑	環境管理課:B 都市整備課:該当事業無し 地保存協定の締結 の森工業団地隣接緑地の管理を実施	0	0	継続		緑地保存協定の締結 椎の森工業団地隣接緑地の管理
	歩行者、自転車利用者が利用しや すい歩道、道路の整備	土木管理課 土木建設課	-		:木管理課:B 随時整備 :木建設課:C 三箇横田線施工中	0	0	継続		步行帯整備L=120m
	バリアフリーを考慮した歩道の整備	土木建設課	В	B 袖	aケ浦市交通バリアフリー基本構想による整備を実施	0	0	継続		「袖ケ浦市交通パリアフリー基本構想」における重点整備地区内において、「特定交通安全施設等整備計画」に基づき、歩行空間のパリアフリー化整備を実施。 以R長浦駅北口線他の歩道のパリアフリー化整備完了(H26) JR・福ケ浦駅、自由通路の工事完了(H27)
	地域公共交通システムの導入と運 営	企画課	В	B 地	地域内の移動手段確保	0	0	変更	地域内の移動手段確保に向けた仕組みの確保、支援等	交通空白地域における移動手段を確保するため、地域住民・NPO等が主体となって運営する地域支え合いの仕組みについて支援します。 ・平川いきいきサポート 提供会員数20名 利用会員数55名
	中・長期的に検討する施策	担当課	担当課事評価	務局 備評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
	新たな歩道、自転車道整備の検討	土木建設課	С	C 袖	カケ浦市道路網整備計画2020を策定中	0	0	継続		袖ケ浦市道路網整備計画2020を策定中
2-3 悪臭対策を進める	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課事評価	務局 備評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
	環境の保全に関する協定に基づく 監視と指導の継続、徹底	環境管理課	В	B 環	環境の保全に関する協定に基づく監視指導を実施	0	0	継続		(環境管理課) 環境の保全に関する協定締結事業所8事業所の11地点で調査実施し超過地点 は無かった
	周辺市民と農業従事者のコミュニ ケーション、相互理解の推進	環境管理課 農林振興課	-	B 農	環境管理課:C 農林振興課:B 農業由来の公害苦情において、都度対応し、相互理解に ないるが、依然として苦情は発生している。	0	0	継続		
	低悪臭農業に対する情報の収集、 提供	環境管理課 農林振興課	В	B 積	環境管理課:B 農林振興課:B 極的な収集は行っていないが、情報を入手した場合は 提供することとしている。	0	0	継続		
	家畜糞尿処理施設の導入促進、支 援	農林振興課	В	B 整	R畜排泄物法対象農家 38 B備済み36件 整備しない2件についても悪臭防止対策 図っている	0	0	継続		家畜排泄物法対象農家 38 整備済み36 整備しない2

取組方針	市の施策	A <u>実</u> 放 B <u>実</u> 放	<u>地中(概ね完了)</u> 地中(未完了)	事務局評価の理由	継続の	の要否		(仮称)第2次環境基本計画における取扱い	参考:平成30年度推進状況調査結果
3-1 水循環への負荷を 減らす	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、そ の他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
	汚水適正処理構想に基づく事業実 施	下水対策課	ВВ	平成27年度に見直した「汚水適正処理構想」に基づき、 公共下水道整備を進めている。また、農業集落排水については整備を完了している。	0	0	継続		平成27年度に見直した「汚水適正処理構想」に基づき、公共下水道整備を進めている。また、農業集落排水については整備を完了している。
	公共下水道、農業集落排水の整 備、普及率向上	下水対策課	ВВ	未接続者宅への訪問等により協力依頼等の実施	0	0	継続		普及率 68.5%(農業集落排水松川地区含む。) 処理人口 43,652人 東部地区:90%・松川地区:88%・平岡地区:69% 水洗化人口の精査実施 1回/年 未接続者宅への訪問等により協力依頼 平 岡地区については、平成24年度から順次供用開始 ・助成金 0件(対象世帯無し)
	公共下水道、農業集落排水へ接続 推進のための助成制度	下水対策課	ВВ	制度を運用し、随時対応	0	0	継続		汲取り便所から下水道へ改造 3万円/槽 し尿浄化槽から下水道へ改造 2万円/槽 ・貸付金(無利子) 1件店舗 1件 1,000千円 ・平岡地区利子補給H30 5件
	生活排水の負荷についての周知	下水対策課	в в	広報紙及びイベント開催時に啓発	0	0	継続		広報紙及びイベント開催時に啓発
	事業者への排水適正管理の指導	環境管理課	ВВ	環境条例または環境保全協定の基づく事前協議等において指導 立入調査の実施	0	0	継続		事前協議制度の中で指導 発生源の立入調査を実施 22事業所調査 超過無し
	浄化槽の保守点検、清掃などの適 正な維持管理の指導	下水対策課	ВВ	補助する合併浄化槽設置時の指導及び広報紙による周 知	0	0	継続		補助する合併浄化槽設置時の指導及び広報紙による周知
	大寺浄水場や小櫃川の見学会の 実施	環境管理課 水道局	A A	(事業移管)			完了· 廃止	事業移管のため	(水道事業移管により調査対象外)
	小櫃川などの水質改善のための 様々な手法の研究	環境管理課	ВВ	市では専門的な知識が不足しているため、国・県等から の情報を把握するよう努めている。			完了· 廃止	市による主体的な研究は実施しないため	
	小櫃川などの水質改善のための市 民活動の支援	環境管理課	ВВ	協働事業による支援の実施	0	0	継続		(市民活動支援課・環境委管理課)ホタルの生息環境を整備する市民団体への 支援を実施した
	県と協力した地下水汚染調査の継 続	環境管理課	ВВ	県と協力し毎年度調査を実施	0	0	継続		(環境管理課) 市内2か所で実施(異常なし)
	受水槽の清掃等設置者への適正 な維持管理の推進	水道局	A A	(事業移管)			完了· 廃止	事業移管のため	給水申請時に「簡易専用水道のてびき」に基づき、説明している
	中・長期的に検討する施策	担当課	担当課 事務局評価 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、そ の他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
	公共施設における中水利用施設、 雨水貯留施設の検討	関係各課	- A	農林振興課: A			統合	公共施設に対する総合的な環境配慮の施策として統合する	
	公共施設における水源涵養を考慮 した排水施設導入の検討	関係各課	- A	農林振興課: A			統合	公共施設に対する総合的な環境配慮の施策として統合する	
	市民による水生生物調査、水質調査会の実施	環境管理課	ВВ	市による積極的な募集は行っておらず、希望のある団体 を対象としている	0	0	継続		
3-2 河川、ため池など水 環境とのふれあいを	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、そ の他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
確保する	農業用ため池周辺の環境整備(光 福堰、藤井堰、野里堰)	農林振興課	ВВ	光福堰、藤井・野里堰の草刈や植栽管理などの維持管 理	0	0	継続		光福堰、藤井・野里堰の草刈や植栽管理などの維持管理を地元に委託し良好な環境保持を図った
	環境護岸を取り入れた整備	土木建設課	D D	カゴマットやコンクリート板柵による修繕工事を実施し、緑 化ブロック等は使用していないため。			完了· 廃止	実施しないため	
	中・長期的に検討する施策	担当課	担当課 事務局評価 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、そ の他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
	湧水などの親水資源にかかる市内 散歩コースの検討	環境管理課	D D	生物の生息域調査、保護等については市内全域にわた る実地調査が必要であり、費用、人員等の理由により着 手が困難であるため			統合	生物多様性に係る施策として統合する	
	ヨシ、ガマの植栽などの様々な河川 浄化手法の検討	環境管理課 土木建設課	D A	河川浄化手法の検討は行っていないため。→検討の結果、河川浄化手法は取り入れないこととした。			完了· 廃止	検討の結果による	

取組方針	市の施策	A <u>実施</u> B <u>実施</u>	<u>施中(概ね完了)</u> 施中(未完了)	事務局評価の理由	継続	の要否		(仮称)第2次環境基本計画における取扱い	参考:平成30年度推進状況調査結果
4-1 袖ケ浦らしい景観を 残す	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 事務 評価 評価		担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
	景観としての農業環境の保全	農林振興課	В В	多面的機能支払交付金事業実施	0	0	継続		多面的機能支払交付金事業 16組織が活動 平川東部・浮戸川上流・百目木・上泉永吉・大鳥居・坂戸市場・野里・宮田・大曽 根勝・山中・中下・上宿・堂谷・成蔵・神納・小路
	農村公園、フラワーラインの景観維 持	農林振興課	в в	ボランティアによる種まき及び沿線の草刈りを実施	0	0	継続		神納花の15会・飯富・下新田・三ツ作・大曽根・勝・岩井の7地区のボランティア によりフラワーライン(袖ケ浦高校〜岩井地先まで約5km)の種まきを実施(春はコスモス、秋はポピー)また、年2回浮戸川沿いの草刈実施(延長8,660m)
	自然散策コースの整備、案内板の 設置	環境管理課	В В	水と緑の里での散策道整備等の実施	0	0	継続		・水と緑のさととして整備した「蔵波小鳥の森」「椎の森自然環境保全緑地(愛称:しいのもり)」について、地元やボランティアと協力して維持管理に努めた。
	現状で利用可能な制度(保存樹林 等補助金制度、生垣設置奨励制度) についての周知の徹底	環境管理課	ВВ	広報誌等により周知を実施	0	0	継続		(環境管理課) 広報紙、ホームページ等で周知した。
	県屋外広告物条例の適用	都市整備課	в в	市職員やボランティアによる除去作業の実施	0	0	継続		市職員による毎月2回の除去作業及び、市が委任したボランティアによる除去作業を随時実施した。 アクアラインマラソンの実施時期に合わせ、集中除却を行った。
	景観条例の制定	都市整備課	A A	平成26年4月1日 条例施行			完了• 廃止	条例施行	昨年度の点検評価の結果から、本市の景観が良好なものとなるよう景観計画の 一部変更を実施した。
	中・長期的に検討する施策	担当課	担当課 事務 評価 評価		担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
	新規基盤整備において景観を阻害 する電柱、電線対策の推進	都市整備課	СВ	海側地区の裏配線、海側地区の茶色の電柱、駅前線の 無電柱化など	0		完了• 廃止	これまでの対策により一定の成果が得られたため	
4-2 袖ケ浦の景観資源 を発見する	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 事務 評価 評価		担当課	事務局	今後の 方針		参考:平成30年度推進状況調査結果
	本市の景観資源の対外的なアピール	都市整備課	ВВ	景観まちづくり賞の実施 景観まちだよりの回覧	0	0	継続		景観まちづくり賞の実施や、景観まちづくりの取り組みについてまとめた景観まちだよりを各自治会へ回覧した。
	景観条例の制定(景観資源の調 査、整理)	都市整備課	A A	平成26年4月1日 条例施行			完了• 廃止	条例施行	景観まちづくり賞を表彰し、HPや広報で紹介し景観形成の啓発を行った。 大竹地区において景観まちあるきを実施し市民が誇れる袖ケ浦らしい景観について理解を深めた。
5-1 ポイ捨て、不法投棄 を徹底して監視する	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 事務局評価 評価		担当課	事務局	今後の 方針	- 1000	参考:平成30年度推進状況調査結果
	不法投棄監視員、土砂対策指導 員、環境美化推進員による定期的な 監視の継続、強化	環境管理課 廃棄物対策課	ВВ	環境管理課:B 廃棄物対策課:B 各役員により定期的なパトロールを実施	0	0	継続		(廃棄物対策課)・不法投棄監視員 10名 月1回パトロール・報告 不法投棄監視員異常報告件数(延べ数)及び処理件数 74/77 ・土砂対策等指導員 2名 残土・不法投棄パトロール週6回実施 (環境管理課)・美化推進員 12名 月3回パトロール報告書提出 月1回 報告書を基にシルパー人材センターに処理委託 36回 1.39トンを回収
	郵便局との連携による情報収集	廃棄物対策課	ВВ	郵便局との覚書の締結	0		統合	市職員全員による監視に統合	
		廃棄物対策課 関係各課	ВВ	廃棄物対策課:B 市職員によるパトロールを実施	0	0	継続		実施している。(郷土博物館) 残土埋立て・不法投棄パトロール時に合わせて監視(週6日)
		環境管理課 廃棄物対策課	ВВ	環境管理課:B 廃棄物対策課:B 罰則を適用すべき事例はないが監視、調査を継続	0	0	継続		適用例なし
	環境美化推進員の活動を広く報告	環境管理課	ВВ	広報誌による報告を実施	0	0	継続		
	各種イベント開催時における環境 美化、ポイ捨て防止の啓発キャン ペーン実施	環境管理課	ВВ	大型看板の設置 ポイ捨て防止啓発活動の実施	0	0	継続		(環境管理課) 広報へ「ポイ捨てはやめよう」の記事掲載、啓発看板配布50枚、大型看板設置4枚 ポイ捨て防止啓発活動 袖ケ浦駅周辺 参加者57名長浦駅周辺 参加者40名
	中・長期的に検討する施策	担当課	担当課 事務月評価 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、そ の他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
	インダーイツトを通した窓口情報の	秘書広報課 環境管理課 廃棄物対策課	- A	秘書広報課: A(各担当課において情報を発信するシステムを構築した) 環境管理課: B 廃棄物対策課 B	-		完了· 廃止	必要な情報を随時発信できる体制が整ったため	

取組方針	市の施策	A <u>実</u> が B 実が	<u> </u>	事務局評価の理由	継続の	の要否		(仮称)第2次環境基本計画における取扱い	参考:平成30年度推進状況調査結果
5-2 ポイ捨て、不法投棄 しづらい環境をつく	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、そ の他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
る	市内一斉清掃の実施	環境管理課	ВВ	年2回実施	0	0	継続		(環境管理課) 2回/年(5/27、10/7)実施 参加者30,000人 回収ごみ63.98トン
	臨海地区清掃の実施	環境管理課 土木管理課	ВВВ	環境管理課:B 土木管理課:B 年4回実施	0	0	継続		(環境管理課) 4回/年(6/21、9/19、11/14、2/14)実施 実施機関: 市、港湾事務所、事業所 回収ごみ 5.01トン
	花いっぱい運動推進	環境管理課	ВВ	ボランティア団体への花の種子配布	0	0	継続		①ボランティア団体への花の種子配布 5団体 1回/年
	雑草対策事業、雑草対策協議会を 通じた宅地の雑草対策の推進による 空き地等の雑草対策の推進	環境管理課	ВВ	協議会廃止に伴う名称変更あり 草刈り機の貸し出しを実施	0	0	変更	名称を変更し、継続する	草刈機の貸出し65件 104台 雑草地の所有者に草刈り依頼の文書を送付 149通
	景観まちづくり賞の実施	都市整備課	ВВ	景観まちづくり賞の目的は環境美化の点もありますが、 良好な景観形成に資する取組みを表彰し、そのような取 組みが全市的に広がることを目指しています。このため、 本施策については景観の取組み方針としたほうがよい	0	0	継続		景観まちづくり賞を表彰し、HPや広報で紹介し景観形成の啓発を行った。
	中・長期的に検討する施策	担当課	担当課 事務局評価 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、そ の他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
	飲料容器のデポジット制度導入の 研究	廃棄物対策課 商工観光課	- A	酒類の瓶については既にデポジット制度が導入されているため。			完了· 廃止	研究の必要性はないため	
5-3 リデュース、リユー ス、リサイクル、リ	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 事務局 評価 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
フューズによりごみ を減らす	多量排出事業者への減量化の促 進	廃棄物対策課	ВВ	環境保全協定等により指導を実施	0	0	継続		①事前協議制度による指導 ②環境の保全に関する協定に基づく年間計画書の提出 ③個別対応による指導
	ごみの発生抑制のための意識啓発	廃棄物対策課	ВВ	ごみ処理施設の施設見学受け入れ、広報誌による啓発 の実施	0	0	継続		・施設見学時、イベント開催時及び広報紙による啓発 ・ごみ発生量(t/年) 可燃ごみ17,134t 不燃ごみ2,370t 資源物2,140t 合計 21,644t ・センターでの焼却停止、全量かずさクリーンシステムで焼却(H18)
	リサイクル情報提供システムによる リサイクル製品の紹介	廃棄物対策課	A A	平成28年3月31日 要領廃止			完了• 廃止	制度廃止のため	平成27年度末で事業廃止
	廃食油の石けんづくり支援の継続	廃棄物対策課	A A	平成28年3月31日 要領廃止			完了• 廃止	制度廃止のため	平成27年度末で事業廃止
	事業主として建設リサイクル、廃棄 物の適正処理を進める	廃棄物対策課 関係各課	- В	PTA活動による自然改修の実施 クリーンセンターでの分別資源化の実施	0	0	継続		主としてPTA活動による資源回収の実施。児童会や生徒会によるリサイクル運動の実施。給食残渣を堆肥化し、リサイクル利用を図った。(学校教育課)実施している。(郷土博物館)クリーンセンターで資源化資源物搬出実績 1,378t(廃棄物対策課)
	現ごみ処理の有料制(指定ごみ袋制)の見直し	廃棄物対策課	СС	検証・検討を実施したが見直しには至っていない	0	0	継続		検証・検討を実施。
	現資源回収制の見直し	廃棄物対策課	A A	検証・検討の結果、現資源回収制度は広く市民に浸透しており、一定の効果を得ているため、今後も継続して実施	0	0	継続		市内114自治会において実施。 回収実績 1,394トン
	_現コンポスト容器補助制度の見直 し⇒生ごみ肥料化容器助成制度の 実施	廃棄物対策課	ВВ	施策名変更 検証・検討を実施したが見直しには至っていない 補助制度については継続して運用している	0	0	変更	施策名変更し、見直しではなく制度を継続して実施する。	現状維持 補助件数 生ごみ肥料化容器 4基 機械式生ゴミ処理機 8基
	粗大ごみ処理の有料化	廃棄物対策課	A A	平成25年10月 制度開始	0	0	継続		平成25年10月1日から実施
	学校給食の生ごみ、公共施設の落 葉等の堆肥化およびその活用	学校給食センター 関係各課	A A	学校給食センター: A 給食調理時の野菜くず、給食の食べ残しを回収し、たい 肥化を実施	0	0	継続		給食調理時の野菜〈ず、給食の食べ残しを回収し堆肥化を行っている。 72.1t
	中・長期的に検討する施策	担当課	担当課 事務局評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
	飲料容器のデポジット制度導入の 研究	廃棄物対策課 商工観光課	- A	酒類の瓶については既にデポジット制度が導入されているため。			完了• 廃止	研究の必要性はないため	
	公共施設等で発生する剪定材等の コンポスト化検討	廃棄物対策課 関係各課	- В	土木管理課: 剪定材の処理先としてチップ化による処理 を行う業者を選定している。			完了• 廃止	市自らによるコンポスト化は、法令上実施が困難であるため	剪定枝粉砕機を市民に貸し出し 63件 4,242kg

取組方針	市の施策	A <u>実</u> 放 B <u>実</u> 放	<u>も中(概ね)</u> も中(未完	完了) 了)	事務局評価の理由	継続の	の要否		(仮称)第2次環境基本計画における取扱い	参考:平成30年度推進状況調査結果
6-1 放射能汚染の監視 をする	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
	大気中放射線量の監視の継続と市 民への情報提供	環境管理課 関係各課	В	В	環境管理課:B	0	0	継続		(環境管理課) 小学校及び公園の合計10か所にて年6回測定し、結果を公表している。(いずれも0.23マイクロシーベルト/時以下)
	農畜産物に含まれる放射能物質の 測定と市民への情報提供	農林振興課	В	В	測定を実施し、ホームページ等にて情報提供を実施	0	0	継続		2品目 4検体
6-2 放射能汚染の低減 を図る	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
	ガイドラインによる除染の実施	環境管理課 関係各課	Α		環境管理課: A 除染を実施した結果、除染の基準となる0.23マイクロ シーベルトを上回る施設はないため、完了			完了• 廃止	除染を実施し、市内において除染の基準を上回る公共施設は無いため。	(環境管理課) 市内公共施設の864か所で空間放射線量を測定したが、除染の基準となる0.2 3マイクロシーベルト/時以上の施設はなかった。
7-1 自家用車依存を軽減する交通整備を	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、そ の他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考: 平成30年度推進状況調査結果
進める	バス事業者への利便性向上の要 請(料金、便数、運行時間帯、路線 等)	企画課	В	В	利用状況に応じたルートの見直し等の要望を実施	0	0	継続		利用状況に応じたルートの見直しやダイヤの改正をバス事業者に要望し、利便性の向上に努めている。 高速バスについては、平成30年7月から、渋谷線が開始され、利便性が向上した。
	公共交通の利用促進に関する情報 の提供(関係機関、市民、市)	企画課	В	В	公共交通マップや市ホームページ、広報紙、回覧板等 で路線図や時刻表等の情報を提供した。 路線バスの新たな利用者の掘り起こしに向け、バスの 乗り方教室の開催や無料お試し乗車を実施した。	0	0	継続		公共交通マップや市ホームページ、広報紙、回覧板等で路線図や時刻表等の 情報を提供した。 路線バスの新たな利用者の掘り起こしに向け、バスの乗り方教室の開催や無 料お試し乗車を実施した。
	<mark>袖ケ浦駅海側</mark> 自転車駐車場の整 備	都市整備課	А	Α	袖ケ浦駅海側地区への自転車駐車場整備は完了し、自 転車駐車場は現在、充足しており、今後においても不足 することはないと考えられるため。			完了• 廃止	計画した整備が完了したため	適正な維持管理により、利用者の利便性向上に努めた。
	信号機、道路標示等の交通安全施 設の充実	市民活動支援課	А	А	信号機等の規制に関する設置については、県公安委員会となるため廃止願いたい。また、道路標識については、 道路管理者が設定することから担当課名を変更願いたい。			完了· 廃止	市で実施すべき施策ではないため	警告表示付きポストコーンの設置 6基 防護柵等の設置 73m 案内標識 2基 路面標示 2か所 反射鏡の設置 12基
	バリアフリーを考慮した歩道の整備	土木管理課 土木建設課	-	В	土木管理課:D(該当事業無し) 土木建設課:B	0	0	継続		平成19年度以降は、あんしん歩行エリア等道路特定交通安全施設整備事業の中に位置付け整備を図っている。
	地域公共交通システムの導入と運 営	企画課	В	В	地域内の移動手段確保	0	0	変更	地域内の移動手段確保に向けた仕組みの確保、支援等	交通空白地域における移動手段を確保するため、地域住民・NPO等が主体となって運営する地域支え合いの仕組みについて支援します。 ・平川いきいきサポート 提供会員数20名 利用会員数55名
	中・長期的に検討する施策	担当課	担当課評価		の他(名称変更・施東廃止)の理由や息見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考: 平成30年度推進状況調査結果
	自転車道、遊歩道マップの作成	環境管理課	D		生物の生息域調査、保護等については市内全域にわた る実地調査が必要であり、費用、人員等の理由により着 手が困難であるため			統合	生物多様性に係る施策として統合する	
7-2 地球温暖化を意識 したエネルギー利用 を進める	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
を進める	庁内の地球温暖化対策実行計画 の推進	環境管理課	В	В	燃料の使用量削減、節電、節水等に努めており、また、こ れらの啓発、周知を行っている	0	0	継続		燃料の使用量削減、節電、節水等に努めた 温室効果ガス排出量10,488,323.2kg-CO2(基準比+3.39%) ※暫定値
	地球温暖化対策の行動指針の検討	環境管理課	В	В	随時検討	0	0	継続		
	地球温暖化に関する情報提供、意識改革	環境管理課	В	В	「袖ケ浦市地球温暖化対策実行計画」の取組結果の公 表	0	0	継続		(環境管理課) 「袖ケ浦市地球温暖化対策実行計画」の取組結果を公表し、市民の温暖化防止 への喚起を促す。
	省エネに関する情報発信、意識啓 発	環境管理課	В	В	省エネポスターの掲示 グリーンカーテンの実践や講習の実施	0	0	継続		(環境管理課) 省エネポスターを掲示した 庁舎にグリーンカーテンを設置するとともに、講習会・ゴーヤ苗の配布、コンテストを実施して意識啓発を図った。
	公共施設への新エネルギー及び省 エネルギー設備の導入	関係各課	В	В	館内照明器具のLED化等(市民会館)	0	0	継続		
	低 公害 燃費車の導入促進	管財契約課 環境管理課	С		管財契約課: C 各課が購入する車両において低公害車が選択されているが、庁舎内の共通仕様としていないことから、すべての公用車が低公害車とはなっていない。	0	0	変更	名称を変更し、継続する	公用車の購入又は更新に際し、燃費基準達成車を採用した。 平成27年度燃費基準25%向上達成車2台、5%向上達成車4台
	太陽熱利用、太陽光発電などの新 エネルギー設備及び家庭用燃料電 池等の省エネルギー設備の導入促 進	環境管理課	В	В	住宅用省エネルギー設備設置補助金制度の運用	0	0	継続		(環境管理課) 太陽光発電システム設置補助金 平成30年度補助 24件 燃料電池システム設置補助金 平成30年度補助 56件 定置用リチウム蓄電システム 平成30年度補助 28件
	新エネルギー設備及び省エネル ギー設備補助制度導入促進	環境管理課	В		太陽光発電に加え、燃料電池システム、定置用リチウム 蓄電システムを補助金交付の対象とした	0	0	継続		(環境管理課) 太陽光発電システム、燃料電池システム、定置用リチウム蓄電システム設置補助を継続して実施。
	環境家計簿の促進	環境管理課	В	В	家庭からのCO2排出抑制として、キャンペーンの広報や HEMSの設置を促進している。	0	0	継続		(環境管理課) 該当無し

取組	組方針	市の施策	A <u>実</u> 放 B <u>実</u> 放	近中(概ね 近中(未完	事務局評価の理由	継続の要否	(仮称)第2次環境基本計画における取扱い	参考:平成30年度推進状況調査結果
		緑のカーテンづくりの促進	環境管理課	В	庁舎にグリーンカーテンを設置するとともに、講習会・ ゴーヤ苗の配布、コンテストを実施して意識啓発を図って いる。	0 0	継続	(環境管理課) 庁舎にグリーンカーテンを設置するとともに、講習会・ゴーヤ苗の配布、コンテストを実施して意識啓発を図った。

取組方針	市の施策	A <u>実施</u> B <u>実施</u>	施中(概ね完了 施中(未完了)	<u>記了)</u> 了)	事務局評価の理由	継続	の要否		(仮称)第2次環境基本計画における取扱い	参考:平成30年度推進状況調査結果
7-3 環境を考えたライフ スタイルの選択をす		担当床		事務局評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
ঠ	環境に配慮した製品に関する情報 提供	環境管理課	С		物品の調達は各担当課に一任されているため、現在は 積極的な情報提供は行っていない。	0	0	継続		
	公共施設における間伐材利用製品 の導入、再生型枠の採用により熱帯 材を使わないなど環境への配慮	関係各課	- (C F	庁内における体制の確立に至っていないため			統合	公共施設に対する総合的な環境配慮の施策として統合する	
	日常業務や公共事業において、環 境影響の配慮	関係各課	- (C F	庁内における体制の確立に至っていないため	[統合	公共施設に対する総合的な環境配慮の施策として統合する	
	中・長期的に検討する施策	担当課	担当課事務評価評価	事務局評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
	公共施設における中水利用検討	関係各課	- ,	A 是	農林振興課:A	1		統合	公共施設に対する総合的な環境配慮の施策として統合する	
8-1 未来を担う子供たち への環境教育を進	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課 事務 評価 評	事務局評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
める	農村公園での農業体験の推進	環境管理課 農林振興課 学校教育課	В		農林振興課:B 学校教育課:B ひらおかの里において体験学習を実施	0	0	継続		ひらおかの里(農村公園)を利用して、田植え、稲刈り、お飾りづくり等の体験学習を実施。(学校教育課) 田んぼの学校参加者 1,880名農作業体験参加者 2,030名(農林振興課)
	水と緑の里整備などにおいて自然 とふれあい親しみ様々な体験ができ る場の整備・保存	環境管理課ほか	В		ボランティアとの協働により整備を行い、自然散策会の開催や、里山会の活動の場になっている	0	0	継続		ボランティアとの協働により整備を行い、自然散策会の開催や、里山会の活動 の場になっている
	親子や地域全体を対象とした大気 測定などの環境調査活動、水辺観察 会など環境について体験学習する機 会の企画・提供	艾四班英四部	В		市による積極的な募集は行っておらず、希望のある団体 を対象としている。	0	0	継続		
	ユビュ 環接数 安の実施	環境管理課 学校教育課	В		企業による出前授業を活用した環境教育の実施 ホタル観察会の実施	0	0	継続		東京ガスやエコシステム千葉、三井化学などの企業による出前授業を活用した 環境教育の実施。 自然観察会の実施。
	こどもエコクラブの普及、推進	環境管理課	В	В !,	リーフレットによる啓発を実施	0	0	継続		(環境管理課) リーフレットによる啓蒙 登録0件
		学校教育課	В	В	ホタルの放流、グリーンカーテンの実践	0	0	継続		6月から10月にかけて、小学校5年生、中学校3年生を対象に、県内外の自然の中での「体験活動」を実施。ホタルを飼育し、休耕田に放流。 小櫃川河畔に造成されたビオトーブを活用した環境教育を実施。 奉仕作業で地域のごみ拾いを実施。小中学校でグリーンカーテンを作成。
	学校での環境教育に関する補助教 材の提供	環境管理課	В		「袖ケ浦の環境」の配布(~H28) 「袖ケ浦の環境」データの提供(H29~)	0	0	継続		「袖ケ浦の環境の」印刷を取りやめ、データを提供
	米作りや野菜作り、里山の保全等 を採り入れた環境教育、環境講座の 実施		В		環境管理課:B 農林振興課:B 学校教育課:B ひらおかの里において体験学習を実施	0	0	継続		ひらおかの里(農村公園)を利用して、田植え、稲刈り等の体験学習を実施。(学校教育課) 農業体験「田んぼの学校」(農林振興課) 野菜栽培講習会、同ステップアップ講座の実施(農業センター) 市民会館主催「子どもチャレンジ教室」に協力し、椎の森にてイベント実施。
8-2 大人が環境について学び、行動する機	概ね5年間で実施する施策	担当課		事務局評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
会を確保する	環境情報の提供や指導者の育成を 図るための環境学習講座の開催		В		職員出前講座を随時実施環境学習講座、自然散策会を定期的に開催	0	0	継続		(廃棄物対策課)職員出前講座 2回 (環境管理課)環境学習講座を開催(4回 述べ89名参加) 自然散策会の開催(1回目20名、2回目12名)
	広報等を利用した環境問題に関す る情報の継続的提供	環境管理課	В	в 6	6月の環境月間を中心に、環境関する記事を随時掲載	0	0	継続		(環境管理課) 6月の環境月間に環境特集を掲載するとともに適宜広報誌に掲載
	「散策マップ」の改訂、市内環境散 歩コースの整備	環境管理課	С	C &	生物の生息域調査、保護等については市内全域にわた る実地調査が必要であり、費用、人員等の理由により着 手が困難であるため	 	T _	統合	生物多様性に係る施策として統合する	
	親子や地域全体を対象とした大気 測定などの環境調査活動、水辺観察 会など環境について体験学習する機 会の企画、提供	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	С		市による積極的な募集は行っておらず、希望のある団体を対象としているため	0	0	継続		
	環境教育に関する人材ネットワーク・人材を選択していた。	環境管理課 生涯学習課 郷土博物館	В		生涯学習課:B 郷土博物館:B 体験活動推進事業におけるボランティアの参加等	0	0	継続		体験活動推進事業におけるボランティアの参加。 学校別に学校支援ボランティアによる環境整備の活動。(学校教育課) 生涯学習課で行っている出前講座を活用している。(郷土博物館) 職員出前講座 講座数 2講座・「袖ケ浦の環境について」・「ごみの減量化・〕 源化への取り組み」開講数 2回(生涯学習課) 〈市民会館〉第6回女性セミナー「CO2CO2(コツコツ)スマート出前講座 ふろしきは
	公民館、図書館、郷土博物館など 公共教育施設を通じた環境教育活動 の推進			В Б	環境講座等の実施	0	0	継続		《市民会館〉第6回女性セミテー「COZCOZ(197)人マート田削講座 ふつしざは エコ!」13名参加〈長浦公民館〉環境講座「山野貝塚を知って身近な環境を考える」などの講演やエコプロ2018の見学、全3回実施、延べ35名参加第1回なたうら雑学塾「地震と防災気象情報」(講師:銚子地方気象台職員 24名参加第5回ながうら雑学塾「楽し〈美味し〈エコクッキング」13名参加
		秘書広報課 環境管理課	-		秘書広報課: A(各担当課において情報を発信するシステムを構築した) 環境管理課: B			完了· 廃止	必要な情報を随時発信できる体制が整ったため	自然散策会や環境学習講座などを開催し、市のホームページ等で参加者募集の案内をした。
8-2 大人が環境について学び、行動する機のない。		担当床		評価	の他(名称変更・他東廃止)の理由や息見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
会を確保する	郷土博物館の自然分野、環境分野の充実	郷土博物館	В		万葉植物園の常設展示 生き物の展示、ふれあいをテーマとしたイベントの開催な ど	0	0	継続		

現行施策の評価一覧

取組方針	市の施策	A <u>実施</u> B <u>実施</u>	五中(概ね 五中(未完 ミ施	完了)	事務局評価の理由	継続の	の要否		(仮称)第2次環境基本計画における取扱い	参考:平成30年度推進状況調査結果
9-1 市民、事業者、行政 の協働、コミュニ	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課評価	事務局 評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、そ の他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
ケーションの機会を確保する	企業、小売業、消費者、行政のコミュニケーションの場、ネットワークの 構築	環境管理課 商工観光課	В		農業・商業・工業・観光業の産業間連携によるイベントの 開催、ゆりの里の運営等	0	0	継続		(商工観光課)H29年度に引き続き「食の魅力」をテーマに農業・商業・工業・観光業の産業間連携による「ガウラフェスタ」を開催。また、袖ケ浦市産業振興懇談会において事業者、産業団体、市民及び市が一体となって産業振興施策を推進するため、産業間の連携及び情報共有を図った。 (農林振興課)ゆりの里来場者 312,689人(4月~3月)
	活動したい人と活動とを結びつける、情報ネットワークの構築	環境管理課 市民活動支援課	А	Α	「ガウラナビ」開設に伴い事業完了。なお、概ね5年間に サイト改修等の計画あり。	0	0	継続		ゆりの里来場者 312,689人(4月~3月)
9-2 市民、事業者の活 動を支援する	概ね5年間で実施する施策	担当課	担当課評価	事務局評価	備考(施策完了の年月日、事業評価「C」「D」の理由、その他(名称変更・施策廃止)の理由や意見など)	担当課	事務局	今後の 方針	理由	参考:平成30年度推進状況調査結果
	広報、市ホームページなどを通じた NPO等の情報発信支援	秘書広報課 市民活動支援課 環境管理課	Α		秘書広報課: A(各担当課において情報を発信するシステムを構築した) 市民活動支援課: B			完了• 廃止	必要な情報を随時発信できる体制が整ったため	市民活動情報サイト及びその登録について周知を図るとともに、情報の発信、閲覧の促進に努めた。
	活動企画・運営に関して学習する 機会の提供などNPO組織化の支援	市民活動支援課環境管理課	В	В	市民活動支援課:A(H28まちづくり講座「ステップアップ講座」を開設。継続実施を予定) 環境管理課:B	0	0	継続		まちづくり講演会(NPO講座)の開催及び協働事業提案制度を活用して、団体等の活動の支援に努めた。ファシリテーション、企画・チラシづくり等の実践的なスキルを習得するステップアップ講座の開催により学習機会を提供し、人材の育成に努めた。
	市民、事業者を主体とする協議会 での環境イベントの開催	環境管理課	А	Α	平成27年3月25日 袖ケ浦市環境イベント協議会解散			完了• 廃止	環境イベント協議会解散によりイベントは終了した	環境イベントはH26年度を最後に終了した。
	公園、緑地管理における市民参加、自治体組織等の参加	都市整備課	С	В	自治会に対して都度申し伝えを行っている	0	0	継続		一部の公園等では、維持管理について、自治会に協力を頂いている。また、維持管理のみではなく、草花の植栽を行い、より美しい公園の整備に取り組んでいる自治会もある。
		A B C D - 合計	20 83 10 9 23 145	98 11 8 0		完	継変序· 完了· 廃統 新 合 計	2	8 67.59 8 5.52 6 17.93 3 8.97 0 0.00 5 100	

(仮称) 第2次袖ケ浦市環境基本計画骨子案

※ 本計画の構成や内容については、施策の展開の方向等を検討する中で、柔軟に見直し を行います。

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

袖ケ浦市(以下「本市」という。)では、平成11年に制定した袖ケ浦市環境条例(平成11年条例第21号)に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、袖ケ浦市環境基本計画を平成15年に策定しました。

その後、平成23年には、東日本大震災が発生し、震災に伴う原子力エネルギー対策の必要性や環境を取り巻く状況の変化に対応するため、中間見直しを実施し、平成25年に袖ケ浦市環境基本計画(改訂版)(以下「前計画」という。)を策定しました。

前計画の計画期間が令和4年度に終了すること、また、改訂後のパリ協定 や持続可能な開発目標(SDGs)の目標達成に向けた取組等の国際的な動 向、気候変動適応法(平成30年法律第50号)の施行、第五次環境基本計 画、地球温暖化対策計画の策定等の国内の動向や、第三次千葉県環境基本計 画の策定等の変化に合わせて計画を改訂し、先人が残してくれた豊かな自然 環境を次世代に継承するとともに、環境に関する諸問題を計画的に解決して いくことを目指し、令和2年度を初年度とする(仮称)第2次袖ケ浦市環境 基本計画(以下「本計画」という。)を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、袖ケ浦市環境条例第8条の規定に基づいて策定するものであり、 本市における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため の計画です。また、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第 117号)第19条において、市町村はその区域の自然的社会的条件に応じ て、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、 実施するように努めるものとされています。

なお、計画の策定に当たっては、各関係法令や、国・県の環境基本計画、 地球温暖化対策計画等を踏まえるとともに、上位計画である袖ケ浦市総合計 画との整合を図っています。

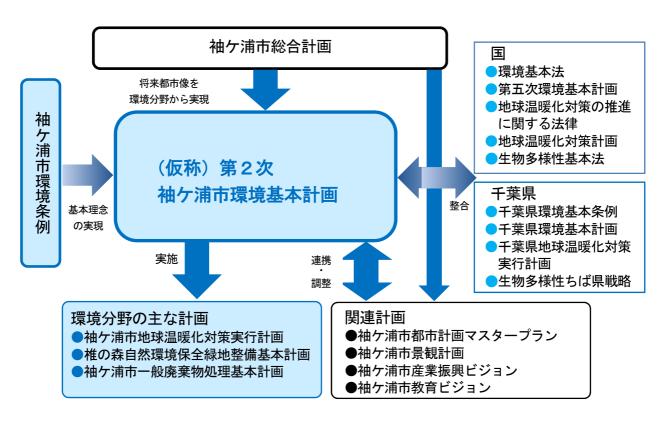


図 1-1 計画の位置付け

3 計画の対象範囲

本計画の対象地域は、市内全域とします。なお、今日の環境問題の中には廃棄物や放射能の問題、大気汚染や水質汚濁等の行政区域の枠を超えた広域的な対応を求められるものもあります。このような課題に対しては、本市の役割を明らかにし、国や千葉県、近隣自治体とも連携を図り、取組を進めていきます。

また、本計画の対象範囲は、自然環境、生活環境、地球環境、循環型社会の構築、環境意識と行動に分け、更にその分野に含まれる環境の範囲とします。



図 1-2 計画の対象範囲

4 計画期間

計画の期間は、令和2年度から令和13年度までの12年間とします。 ただし、環境問題や社会経済の変化、科学技術の進展等が発生した場合 は、適宜見直しを行います。



図 1-3 計画期間

5 計画の構成

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨 2 計画の位置付け 3 計画の対象範囲
- 4 計画期間 5 計画の構成

第2章 環境問題等に対する動向

1 国際的な動向 2 国内の動向 3 袖ケ浦市の動向

第3章 計画の目標

- 1 袖ケ浦市が目指す環境像
 - 例) みんなでつくる 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ケ浦
- 2 基本目標
 - ・豊かな自然と共生するまち ・快適で安全に生活できるまち
 - ・地球環境を思いやるまち ・環境にやさしい循環型社会を形成するまち
 - ・市民参加による環境保全活動を推進するまち

第4章 目標の実現に向けた施策の展開の方向

例) みんなでつくる 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ケ浦

基本目標

基本施策

- 1 豊かな自然と共生するまち
- (1) 自然とふれあえる場の整備 (2) 有害鳥獣、特定外来生物 等への対策の強化 (3) 生物多様性の保全に向けた施策の展 開 (4) 景観形成の促進
- 2 快適で安全に生活できるまち
- (1) 大気環境の保全 (2) 河川や海域の水質監視と浄化対策 (3) 騒音、振動、悪臭等の防止 (4) 有害物質への対策の推進
- 3 地球環境を思いやるまち
- (1) 再生可能エネルギーの積極的な活用 (2) 省エネルギー 対策の推進 (3) 気候変動適応策に関する情報発信 (4) 温 室効果ガスの排出量の削減
- 4 環境にやさしい循環型 社会を形成するまち
- (1) 3 R活動や分類収集によるごみ処分量の削減 (2)廃棄物の減量化に向けた制度の運用 (3)建設発生土や再生土への対策の推進(4)不法投棄やごみのポイ捨てへの対策の強化
- 5 市民参加による環境保 全活動を推進するまち
- (1) 環境関連講座等の学習機会の確保 (2) 環境に関する情報提供と啓発活動 (3)協働による環境保全活動の推進 (4) 市民等の自発的な環境保全活動等への支援

≪分野を横断するテーマの設定、分野横断的に施策を展開≫

第5章 環境配慮指針

第6章 計画の推進

第2章 環境問題等に対する動向

1 国際的な動向

近年、地球環境問題や生物多様性の損失の問題等、全地球的な人間の生命をも脅かす問題が山積しています。このような地球規模にまで及ぶ環境問題に対して、全人類的な対応が必要であることが、国際的にも共有されています。

平成26年にはIPCC(気候変動に関する政府間パネル)第5次評価報告書が公表され、温室効果ガス濃度の上昇により、地球の平均気温は、明治13年(1880年)から平成24年までの約130年間で0.85℃上昇したと考えられること、今世紀末までの世界平均気温の変化は0.3℃から4.8℃までの範囲に、海面水位の上昇は0.26mから0.82mまでの範囲に入る可能性が高いと予測されていること等が報告されています。

平成27年には持続可能な開発目標(SDGs)が、国連総会で採択され、持続可能な開発のための2030アジェンダに掲げられた平成28年から令和12年までの国際目標で17の目標とそれらに付随する169のターゲットで構成されており、環境・社会・経済の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。

また、平成9年に合意された、「京都議定書」に代わる新たな枠組みを構築するため、平成27年にフランス・パリで行われた気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において、気候変動に関する令和2年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」は、55か国かつ世界の温室効果ガス排出量の55%以上の批准という2つの要件を満たし、平成28年に発行し、日本も同年11月に批准しています。このパリ協定の枠組みを受けて、中期目標として令和12年度の温室効果ガスの排出を平成25年度の水準から26%削減することが目標として定められました。

2 国内の動向

国では、こうした地球環境問題への対応を踏まえ、長期的・総合的な環境の保全に関する施策を推進するため、環境基本法(平成5年法律第91号)を制定するとともに、平成6年に同法の規定に基づく環境基本計画を策定しました。

環境基本計画は、その後見直しが行われ、平成24年に策定された第四次環境基本計画では、平成23年3月に発生した東日本大震災における教訓を踏まえ、環境行政の目標である「持続可能な社会」の姿を「低炭素」、「循環型」、「自然共生」の各分野で総合的に達成することに加え、その基盤となる「安全」の確保が明示されました。その後、平成30年に策定された第五次環境基本計画では、これまでの「特定の環境分野に関する課題を直接的に解決するための分野別の重点施策を設定する」という考え方から「特定の施策が複数の異なる課題を統合的に解決し得る分野横断的な重点施策を設定する」という考え方が明示されています。

千葉県においても、環境問題に適切に対応し、県の豊かで美しい自然環境を将来に引き継いでいくとともに、環境・経済・社会的課題の同時解決を目指していくため、5つの基本目標を掲げ、6つの政策分野と23の施策項目を設定する第三次千葉県環境基本計画が平成31年3月に策定され、国と連動した取り組みの総合的・計画的な推進を図っています。

3 袖ケ浦市の動向

本市では、昭和40年代後半の高度経済成長期に入ると、臨海部が日本を代表する重化学コンビナートである京葉臨海工業地帯の一部となり、産業経済活動が飛躍的に発展しました。この過程で大気や水の汚染等による生活環境の悪化、宅地開発等による身近な自然の改変、貴重な動植物の消失等が問題となりました。

市では、工場との間で、公害防止のための協定締結や袖ケ浦市環境条例、各種法律に基づき公害防止対策を進めるとともに、袖ケ浦市緑の保全及び推進に関する条例等を制定し、開発に伴う自然環境の悪化の防止に努めてきました。その結果、産業活動に伴う環境問題の解決や自然環境の保護について、一定の成果を収めてきました。

その一方で、人口の増加に伴い、市北西部を中心に都市化が進行し、生活スタイルの変化等が進んだ結果、近年の環境問題は、自動車の排ガス、生活排水による水質汚濁、ごみの排出量の増大、温室効果ガスの排出等、生活による環境への負荷が大きくなってきています。

大気環境では、自動車の利用や産業活動により発生する大気汚染物質や、 それらが環境中で化学反応を起こすことにより発生する光化学スモッグと いった課題も残っています。

水環境への負荷についても、東京湾の水質の汚濁が未だ見られることから、引き続き、市民、事業者、行政が協力して取り組んでいく必要があります。

さらに、海岸の埋立てや開発行為による自然環境の変化、休耕田の荒廃や人と自然との関わりの変化による在来の動植物の減少や、外来種をはじめとした有害鳥獣の増加等が、私たちの身近な環境問題となっています。ごみの不法投棄やポイ捨て、ごみ出しルールの無視や自家焼却、近隣騒音や犬の糞の放置等、個人の良識に係る環境問題も見逃すことができません。

これらのことを認識し、市民、事業者及び本市が、社会の在り方、自らの ライフスタイルを見直し、目指す環境像の実現を目指して、良識ある行動を とっていくことが必要となります。

本市では、平成11年に制定した袖ケ浦市環境条例に基づいて、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成15年に袖ケ浦市環境基本計画を策定しました。その後、平成23年に東日本大震災が発生し、震災に伴う原子力エネルギー対策の必要性や環境を取り巻く状況の変化に対応するため、中間見直しを実施し、平成25年に袖ケ浦市環境基本計画を改訂しました。

≪袖ケ浦市の社会条件の変化≫

【人口】

本市は、千葉県の中西部、東京湾沿いのほぼ中央に位置しており、都心からは直線距離で35km、時間距離にして袖ケ浦駅から東京駅まで約70分の位置にあります。平成9年に開通した東京湾アクアラインを経由する高速バスでは、羽田空港まで約25分、品川駅まで約45分、横浜駅まで約40分で結ばれており、東京都や神奈川県へのアクセスの利便性の良さ等から、人口が増加しています。

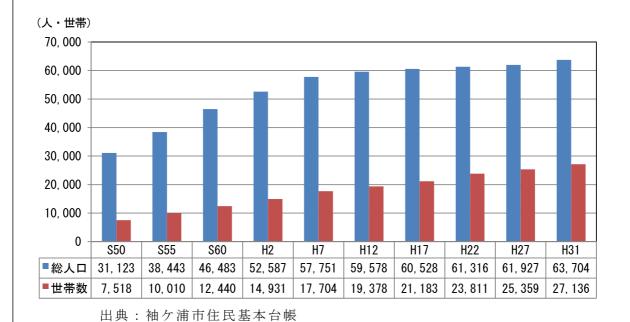


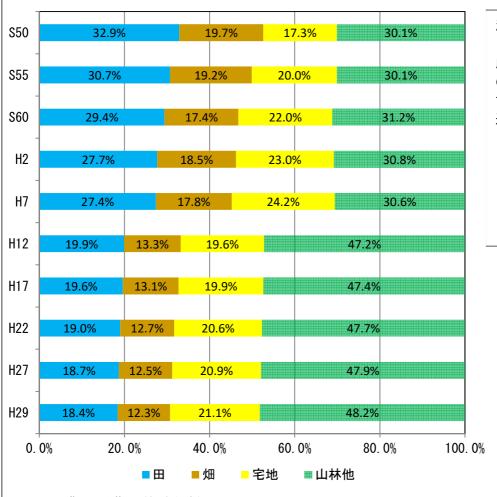
図 2-1 人口・世帯数の推移(各年4月1日現在:住民基本台帳人口)

【産業構造】

本市の産業は、かつて海苔養殖を主とした漁業と稲作を主とした農業が中心でしたが、昭和30年代に始まった京葉臨海工業地帯の造成に伴う企業進出等により、就業人口の増加とともに産業構造の変化に伴って就業構造も大きく変化しました。また、市の北側は首都圏整備法(昭和31年法律第83号)による近郊整備地帯であり、東京湾アクアライン及び同連絡道を軸として、館山自動車道、首都圏中央連絡自動車道の整備により利便性が高まり、市街地の形成は海側から丘陵部へと拡大しつつあります。

【土地利用】

本市の土地利用状況は、平成29年時点で、田畑が30.7%、宅地が21. 1%、山林他48.2%(内訳:池沼0.1%、山林15.4%、原野0. 6%、雑種地9.7%、その他22.4%)となっています。



注)統計項目等の変更があったため、平成7年度と平成12年度の間に統計値の大きな違いが見られます。具体的な理由は以下の通りです。

- ・平成10年度以降は、非 課税地の地積を加えて いる。
- ・平成10年度以降は、 「その他」という項目が 追加されている。

出典:千葉県統計年鑑

図 2-2 土地利用面積の推移

現計画以降の社会動向

年	国際的な動向	日本の動向	千葉県の動向	袖ケ浦市の動向
平成 17 年 2005 年	・京都議定書発効 ・気候変動枠組条約第 11 回締約国会議(COP11) 開催	・京都議定書目標達成計画 閣議決定 ・環境省地方環境事務所の 設置		
平成 18 年 2006 年	- 気候変動枠組条約第 12 回締約国会議(COP12)開催[毎年開催] - 生物多様性条約第8回締結国会議(COP8)開催[2年毎に開催]	・第三次環境基本計画閣議 決定 ・容器包装リサイクル法改 正	・千葉県地球温暖化防 止計画改定・千葉県三番瀬再生計 画(基本計画)策定	
平成 19 年 2007 年	・気候変動に関する政府 間パネル IPCC 第四次 評価報告書公表	·21 世紀環境立国戦略閣 議決定 ·第三次生物多様性国家戦 略閣議決定	• 千葉県環境学習基本 方針策定	・一般廃棄物処理基本 計画策定 ・第2次袖ケ浦市地球 温暖化対策実行計画
平成 20 年 2008 年	・京都議定書第一回約束 期間開始(~2012 年) ・G8 北海道洞爺湖サミット開催	・第二次循環型社会形成推進基本計画閣議決定 ・改正京都議定書目標計画閣議決定 ・地球温暖化対策推進法改正 ・生物多様性基本法公布・低炭素社会づくり行動計画閣議決定 ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律改正	・第二次千葉県環境基本計画策定 ・生物多様性ちば県戦略策定	
平成 21 年 2009 年	・アジア 3R 推進フォーラ	・地球温暖化対策推進法律 施行令の一部改正		
平成 22 年 2010 年	厶設立	・生物多様性国家戦略 2010 閣議決定 ・環境経済成長ビジョン公表 ・新成長戦略閣議決定 ・エネルギー基本計画改定 ・生物多様性地域連携促進 法公布	・環境の保全に関する協定	・袖ケ浦市総合計画 ・景観まちづくり基本 計画策定
平成 23 年 2011 年		・環境教育促進法公布 ※東日本大震災・福島 第一原発事故 ・環境影響評価法改正 ・電気事業者による再生エ ネルギー電気の調達に 関する特別措置法成立	・新エネルギー活用推進プロジェクトチーム設置・第8次千葉県廃棄物処理計画策定	・第 2 期袖ケ浦市教育 ビジョン策定
平成 24 年 2012 年	・京都議定書第一回約東 期間終了	・放射性物質汚染対処措置 法施行 ・第四次環境基本計画閣議 決定 ・生物多様性国家戦略 2012-2020 閣議決定 ・再生可能エネルギーの全 量買取制度開始 ・地球温暖化対策のための 税導入	・千葉県地球温暖化防 止計画の期間延長	· 第 3 次袖ケ浦市地球 温暖化対策実行計画

年	国際的な動向	日本の動向	千葉県の動向	袖ケ浦市の動向
平成 25 年 2013 年	・ハノイ 3R 宣言採択	・小型家電リサイクル法施行・第三次循環型社会形成推進基本計画閣議決定・エネルギーの使用の合理化等に関する法律改正・地球温暖化対策推進法改正	•	・袖ケ浦市環境基本計 画(改訂版) ・景観計画
平成 26 年 2014 年	・気候変動に関する政府 間パネル IPCC 第五次 評価報告書公表	・第四次エネルギー基本計 画策定 ・環境影響評価法改正		
平成 27 年 2015 年	・パリ協定採択 ・国連持続可能な開発サ ミットで「持続可能な開 発のための 2030 アジェ ンダ」採択		・千葉県地方創生「総 合戦略」策定	・一般廃棄物処理基本 計画策定 ・森林整備計画
平成 28 年 2016 年		・地球温暖化対策のための 税導入最終税率へ引き上 げ完了	・第 9 次千葉県廃棄物 処理計画策定	・袖ケ浦市情報化推進 計画策定
平成 29 年 2017 年			・千葉県地域公害防止計画策定・第 12 次千葉県鳥獣保護管理事業計画策定・千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(改訂)	・袖ケ浦市協働のまち づくり推進計画策定 ・第 4 次袖ケ浦市地球 温暖化対策実行計画
平成 30 年 2018 年		 ・第五次環境基本計画閣議決定 ・第四次循環型社会形成推進基本計画策定 ・第五次エネルギー基本計画策定 ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律改正 	・千葉県災害廃棄物処 理計画策定	
平成 31 年 令和元年 2019 年			・第三次千葉県環境基 本計画策定	・地域防災計画(改訂) 策定

第3章 計画の目標

1 袖ケ浦市が目指す環境像

次期袖ケ浦市総合計画では、「環境保全」と「廃棄物・リサイクル」の2項目について目指す姿を以下のように定めています。(予定)

項目	目指す姿
環境保全	市民の力により豊かな自然環境が保全されるとともに、地球にやさしい持続可能な社会が創りだされています。
廃棄物・リサイクル	ごみの減量化・資源化の促進や不法投棄の減少により、環境にやさしい循環型社会が形成されています。

次期袖ケ浦市総合計画が目指す姿を環境面から実現していくため、本計画の環境像を以下のように定めます。

本市は、現在約6万3千人の人口を有する県内有数の工業都市であり、 千葉県のほぼ中央に位置し東京湾に面しています。市内には、四季折々の 花が楽しめる袖ケ浦公園、東京湾アクアラインが望める袖ケ浦海浜公園が あります。また、内陸部には、小櫃川、浮戸川沿いの平野に広がる稲作地 帯、平野の北側には台地があり、畑と集落、屋敷林が織りなす景観が広がり ます。北東部から東部及び西南部には様々な森林があり、多くの自然が残 されています。

このすばらしい環境を袖ケ浦市に住む一人ひとりが大切にし、未来を担 う子ども達に伝えていかなければなりません。そして自然と共生する快適 な生活環境を守り、創出していく必要があります。

本市の良好な環境づくりのために、市民、事業者及び本市が力を合せていく姿勢を誰にでも分かりやすく表した目標を「目指す環境像」として掲げます。

- 例1) みんなでつくる 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ケ浦
- 例2)豊かな自然と産業を次世代へつなぐまち 袖ケ浦

2 基本目標

「目指す環境像」を実現するために本市では様々な環境施策を実施します。

(1) 自然環境

本市は、良好な森林、農地、水辺、里山等の自然環境を有し、そこには 多種多様な生物が生息しており、自然と人との共生を確保するまちづく りを目指します。

豊かな自然と共生するまち

(2) 生活環境

市民一人ひとりが快適で安全に暮らすため、大気環境、河川、水環境等を良好な状態に保ち、騒音等のない快適な生活環境の更なる向上や、安全に暮らせるまちづくりを目指します。

快適で安全に生活できるまち

(3)地球環境

近年、特に深刻化している地球温暖化の問題を次の世代に課題を負わせることのないよう、喫急に取り組む必要があります。限りある資源やエネルギーを無駄使いせず、環境への負荷低減を意識した低炭素型の生活や事業活動を実践するまちづくりを目指します。

地球環境を思いやるまち

(4)循環型社会の構築

環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築に取り組むとともに、ごみの資源化や廃棄物の適正処理の強化を促進するまちづくりを目指します。

環境にやさしい循環型社会を形成するまち

(5)環境意識と行動

市民や事業者の自主的な取り組みが促進されるよう、環境に関する教育、啓発等を行うとともに、市民、事業者、市が協力して環境の保全に取り組むことができる社会を構築するまちづくりを目指します。

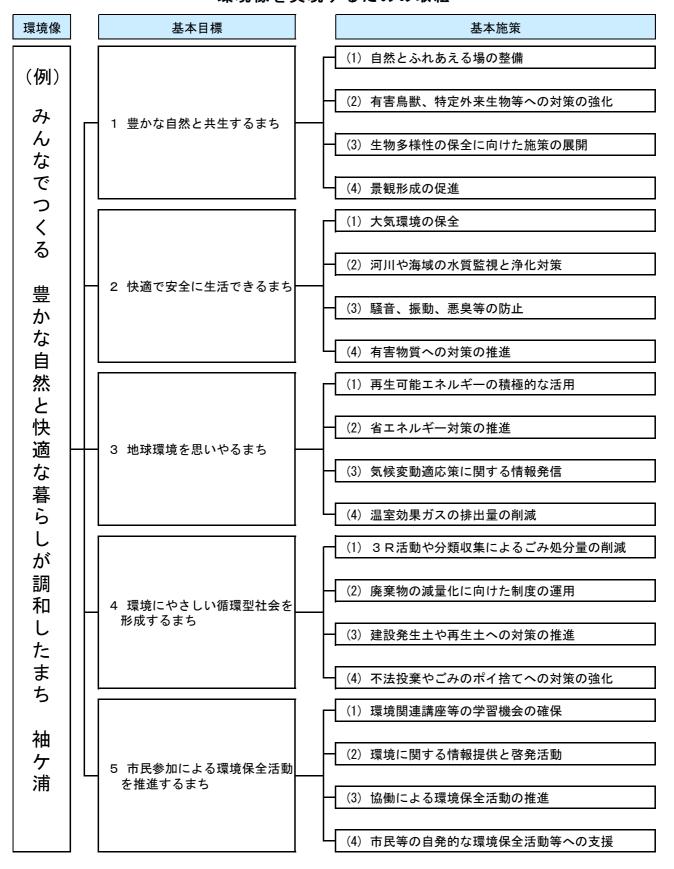
市民参加による環境保全活動を推進するまち

第4章 目標の実現に向けた施策の展開の方向

1 施策展開の基本的な考え方

前計画においては「特定の環境項目に関する課題を直接的に解決するための分野別の重点施策を設定する」という考え方に基づき、重点施策や各分野の施策を取りまとめていましたが、本計画においては、特定の施策が複数の異なる課題を統合的に解決することができる分野横断的な施策を展開することとします。

環境像を実現するための取組



2 各分野の施策

- 1-(1) 自然とふれあえる場の整備
 - ア 現状と課題
 - ・自然の風景地の保護だけではなく、そこに生息する野生生物の生息環境の保全等、生物多様性の保全の観点から、公園等の自然とふれあえる場の整備は重要です。
 - ・近年、都市型の生活が増え、自然にふれ、親しむ機会が減ってきています。本市では、椎の森工業団地の整備における残地森林約21haを活用し、椎の森自然環境保全緑地として整備しており、今後も自然と触れ合う場として適切な管理や利用を進める必要があります。
 - イ 目標
 - ウ 施策の方向
 - エ 主な取組
- 1-(2) 有害鳥獣、特定外来生物等への対策の強化
 - ア現状と課題
 - ・イノシシ等の野生鳥獣の生息数の増加に伴い、農作物等の被害が深刻化しています。このため、防護柵の設置や耕作放棄地の解消等により、野生鳥獣が棲みにくい環境づくり等を総合的に推進し、人と野生生物が適切に共存する環境づくりを推進する必要があります。
 - ・飼育していた動物の放棄等により生じた外来生物の増加は、生態系 への影響だけではなく、農業や生活にも影響を生じさせています。 特に、特定外来生物の数は、年々増加傾向にあり、新たな特定外来 生物等の侵入防止や早期の防除対策が求められています。
 - イ 目標
 - ウ 施策の方向
 - エ 主な取組

- 1-(3) 生物多様性の保全に向けた施策の展開
 - ア 現状と課題
 - ・市民が自然環境の豊かさを実感しながら未来に引き継いでくためには、地域の特性に応じた自然環境の保全や希少野生生物の保護、人の暮らしや生態系に被害を及ぼす野生生物の適正管理のみならず、 その教育や啓発についても、施策の展開が必要となります。
 - イ 目標
 - ウ 施策の方向
 - エ 主な取組
- 1-(4) 景観形成の促進
 - ア 現状と課題
 - ・長浦駅前、蔵波台、福王台等の住宅地は、公園をはじめとする豊かな 緑が快適な住環境を醸成し、その街並みは市街地を代表する都市景観 となっています。
 - ・良好な景観を保全していくためには、建築物の調和や緑地の保全と緑 化を図るとともに、本市の良好な景観の主要な構成要素である里山や 坂戸の森等の社寺林の保全等を進めていくことが求められます。
 - イ 目標
 - ウ 施策の方向
 - エ 主な取組

2-(1) 大気環境の保全

ア 現状と課題

- ・本市では、市内10か所に設置している測定局で、光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)等の大気汚染物質を常時監視しています。中でも、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントは、環境基準を超過しています。これは、他の自治体においても同様であり、対策は困難な状況となっています。
- ・良好な大気環境を保全するため、引き続き、継続した監視を行い、環境を汚染する物質の排出者に対する指導や排出量を削減するための取組が必要です。
- イ 目標
- ウ 施策の方向
- エ 主な取組
- 2-(2) 河川や海域の水質監視と浄化対策
 - ア現状と課題
 - ・市内の河川の水質は、蔵波川では、生活排水の影響と思われる汚濁がみられ、やや汚れている状態にあります。また、海域では、市西部について環境基準を満たしていないため、水質の改善に向けて、沿岸自治体により広域的な浄化対策が必要です。
 - イ 目標
 - ウ 施策の方向
 - エ 主な取組

2-(3) 騒音、振動、悪臭等の防止

ア 現状と課題

・騒音や振動は、同じ音や震えでも、人によって感じ方やその影響が 大きく異なる等、心理的、感覚的な面をもっており、その対応に難 しさがあります。また、工業、畜産業及び農業がともに盛んな本市 では、多様な臭気発生源を有しており、悪臭苦情が例年多く寄せら れています。

イ 目標

- ウ 施策の方向
- エ 主な取組

2-(4) 有害物質への対策の推進

ア 現状と課題

- ・私たちの日常は、様々な化学物質により成り立っています。そのような中、人間の生活のため、ダイオキシン類やポリ塩化ビフェニル等の有害な化学物質が意図的あるいは非意図的につくり出され、人の健康や自然の生態系が脅かされていることから、事業者による化学物質の管理の徹底を図るとともに、市民の化学物質に関する理解を促進し、化学物質によるリスクを低減することが必要です。
- ・本市においても多大な影響を受けた、原子力発電所の事故による放射性物質の影響についても、現在、空間放射線量は低い水準で落ち着いているものの、今後も監視を継続する必要があります。

イ 目標

- ウ 施策の方向
- エ 主な取組

- 3-(1) 再生可能エネルギーの積極的な活用
 - ア 現状と課題
 - ・再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しないエネルギー源であり、地球温暖化対策の推進のため、積極的に活用していくことが必要です。
 - ・再生可能エネルギーをめぐっては、発電コストが諸外国と比べて高いこと、気象の変化により出力が変動すること等も懸念され、国や県とも連携しながら、これらの課題等の解決に向けた検討を進めていく必要があります。
 - イ 目標
 - ウ 施策の方向
 - エ 主な取組
- 3-(2) 省エネルギー対策の推進
 - ア現状と課題
 - ・人為的な二酸化炭素の排出は、そのほとんどが電気、ガス、ガソリン等のエネルギーの消費に伴うものであり、二酸化炭素の排出量を削減するには、節電、省エネルギー性能の高い設備や機器の導入、住宅の高断熱化等により、エネルギーの消費効率を向上させる取組を実践すること等により、あらゆる主体でエネルギー消費を大幅に減少させる取組を進めていくことが必要となります。
 - イ 目標
 - ウ 施策の方向
 - エ 主な取組

3-(3) 気候変動適応策に関する情報発信

ア 現状と課題

- ・気候変動に関する政府間パネルの第5次評価報告書によると、今後、 温室効果ガスの排出量を抑制したとしても、世界の平均気温は上昇 し、21世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなると予測 されています。
- ・温室効果ガスの排出量を抑制すること以外にも、既に現れている気 候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対する適応も同時に 進めていく必要があります。
- ・気候変動による影響の予測には不確実性があること等を踏まえ、これらの情報を継続して把握するとともに、最新の科学的知見を収集 し、庁内での共有や市民への情報発信を行う必要があります。

イ 目標

ウ 施策の方向

エ 主な取組

3-(4) 温室効果ガスの排出量の削減

ア現状と課題

- ・気候変動に関する政府間パネルの第5次評価報告書によると、地球 温暖化は疑いの余地がなく進行しており、その主な原因は、人類の 活動に伴い発生する二酸化炭素等の温室効果ガスの増加である可能 性が極めて高いとされています。
- ・温室効果ガスの排出量を削減するためには、再生可能エネルギーの 活用や省エネルギーの促進を更に進めるとともに、市民、事業者及 び本市の全ての主体が、地球温暖化の問題は一刻の猶予もない状況 であることを認識した上で、それぞれの役割を自覚し、相互に連携 しながら行動していく必要があります。

イ 目標

ウ 施策の方向

エ 主な取組

- 4-(1) 3 R活動や分類収集によるごみ処分量の削減
 - ア 現状と課題
 - ・市民1人が1日に排出する家庭系ごみの量は、近年減少幅が横ばいの状況であり、今後においても3R活動を促進していく必要があります。
 - ・近年、海洋中のマイクロプラスチックによる生態系への悪影響が懸 念されており、国際的にも関心が高まっていることから、プラスチ ックごみの発生抑制に取り組む必要があります。
 - イ 目標
 - ウ 施策の方向
 - エ 主な取組
- 4-(2) 廃棄物の減量化に向けた制度の運用
 - ア現状と課題
 - ・本市では、平成13年7月にごみ指定袋制度を開始し、また、平成25年10月には粗大ごみ有料化制度を開始しており、制度の開始前と比較してごみの排出量が減少しています。また、生ごみ処理機の購入に対する助成制度や、剪定枝をチップ化し再利用するための剪定枝粉砕機貸出事業を実施しています。3R活動や分別収集がより多くの市民に実践されるためには、これらの制度を継続して実施し、必要に応じて制度の見直し等を実施することが必要です。
 - イ 目標
 - ウ 施策の方向
 - エ 主な取組

4-(3) 建設発生土や再生土への対策の推進

ア 現状と課題

・建設発生土については、汚染物質の混入や不適正な構造による埋立てを防止して安全な処理を実施していくため、県等の関係機関との連携により、更なる監視や事業者への指導等を図ることが必要です。なお、近年、土地を造成するための埋立資材として再生土が利用されることがあり、再生土についても汚染物質の混入等がないよう、監視をする必要があります。

イ 目標

- ウ 施策の方向
- エ 主な取組
- 4-(4) 不法投棄やごみのポイ捨てへの対策の強化

ア現状と課題

- ・本市では、小規模な不法投棄が依然として後を絶たないため、市民 一人ひとりが廃棄物処理のルールをより一層遵守するとともに、引 き続き市民、市民活動団体や他の自治体と連携して、不法投棄の監 視・指導を強化していく必要があります。
- ・国道や県道においてごみのポイ捨てが依然として見受けられること から、道路管理者との連携を図り、清掃や啓発看板の設置を進める 必要があります。

イ 目標

- ウ 施策の方向
- エ 主な取組

5-(1) 環境関連講座等の学習機会の確保

ア 現状と課題

- ・今日の複雑な環境問題に対応していくためには、市民一人ひとりが 人と環境とのかかわりについて関心を持ち、環境問題を解決するた めの知識や技能を身につけて、環境を考えた積極的な行動を取るこ とが求められ、そのために環境学習が必要です。
- ・環境問題は、時代に応じて変化していくことから、学習内容は適宜 見直していくことが必要です。また、全ての世代が環境問題を理解 し、その解決のために自ら行動できるよう情報や学習の機会を提供 することが必要となります。
- イ 目標
- ウ 施策の方向
- エ 主な取組
- 5-(2) 環境に関する情報提供と啓発活動
 - ア現状と課題
 - ・市民や事業者がより良い環境づくりに関心を持ち、自主的に行動できるような環境情報の提供を進めていくことが重要となります。市では、環境調査等の調査結果を積極的に公表するとともに、イベント等を通して環境情報の提供等の啓発活動を継続して実施することが必要です。
 - イ 目標
 - ウ 施策の方向
 - エ 主な取組

- 5-(3) 協働による環境保全活動の推進
 - ア 現状と課題
 - ・環境保全の取組は、それぞれが独立して行われるのではなく、各々が持つ人材や情報の交流、協働により、一層効果的なものとなることが期待されるため、各主体間のネットワークづくりを進めていくことが必要となります。
 - イ 目標
 - ウ 施策の方向
 - エ 主な取組
- 5-(4) 市民等の自発的な環境保全活動等への支援
 - ア 現状と課題
 - ・袖ケ浦市の環境を守り育てるためには、豊かな感受性を持ち、解決 に向けた力を身につけた主体的に行動できる人材の育成が重要です。 そのためには、環境学習等の一人ひとりが環境に対する意識を育む 活動をより一層支援する必要があります。
 - イ 目標
 - ウ 施策の方向
 - エ 主な取組

- 3 分野を横断するテーマの設定、分野横断的に施策を展開
- ※ 「災害時等における環境問題への対応」等、分野を横断するテーマを設定し、その施 策を記載します。

第5章 環境配慮指針

※ 環境配慮指針を記載します。

第6章 計画の推進

1 計画推進の基本的な考え方

本計画で示した施策や取組が実践され、本市の環境の保全と創造に継続的に寄与していくためには、施策の進展や取組の実施状況等について、その進捗を市民、事業者及び市がともに確認し合うことが必要不可欠です。

そこで、本計画の推進に向けて、本市は環境の状況や施策の実施状況について的確に把握し、計画の進捗状況の評価を行います。さらに、本計画の推進に当たっては、市民や事業者との連携・協働を進めます。

2 計画の推進体制

環境審議会は、専門的な立場から環境に関する施策の調査審議を行い、 市に意見を述べます。

庁内会議は、環境に関する施策の総合的調整を行うとともに、計画の推進について、環境管理課に指示を行います。

環境管理課は、環境基本計画の推進等や、環境に関する本市の総合的な 窓口を担当します。

庁内会議 環境審議会 ○環境に関する施策の総合的 ○環境に関する施策の調査 審議 ○環境基本計画の推進に関す ○環境に関する施策の提言 る指示 提言 指示 報告 環境管理課 全部局 ○環境基本計画の推進 ○環境に関する施策の実施 ○施策の進捗状況の把握 調整 ○施策における環境配慮の ○環境基本計画の進捗を表す 実施 指標の達成状況の把握

図 6-1 計画の推進体制

3 各主体に求められる役割

※ 「市民の役割」、「事業者の役割」、「本市の役割」を記載します。

4 計画の進行管理

この計画を着実に実行し、「目指す環境像」の実現に向けて実施する各取組として、環境関連施策の推進や市民や事業者の行動等について、その実効性を確保していくためには、計画の進行管理が最も重要です。

このため、目標や指標を効果的に活用するとともに、環境管理課により、本計画の進行管理を行います。

- ●環境管理課は、年度ごとに、取組指標のうちアンケートを除く項目の 指標値及びその他の環境指標状況、環境関連施策の実施状況について、 庁内各課からの報告を取りまとめて、環境指標に係る評価を加えて環 境レポートを作成します。
- ●市民意識調査に係る指標値は、調査結果公表後に最初の作成する環境 レポートへ掲載を行います。
- ●作成された環境レポートは、①庁内会議や②環境審議会へ報告し、指示・提言を受けます。

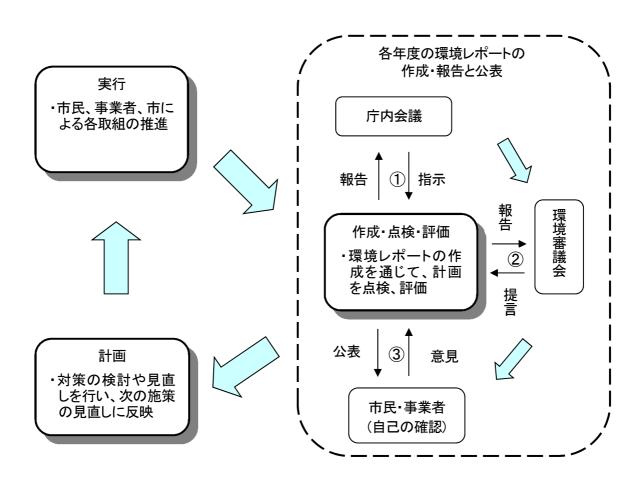


図 6-2 計画の進行管理の仕組

袖ケ浦市が目指す環境像及び基本目標の検討状況について

- 1 袖ケ浦市が目指す環境像の考え方について
 - (1) 現在、パブリックコメントを行っている袖ケ浦市基本構想(案)では、市が目指す将来の姿を、 「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ケ浦」としています。(1ページ) また、環境面においては、豊かな大地や里山など緑が広がる住みやすい環境を守るとともに、市 民一人ひとりのライフステージに応じて、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らし続けるまちを 目指すこととしています。(1ページ)
 - (2) 袖ケ浦市基本構想(案)の参考資料2「前期基本計画の検討状況について」では、「環境保全」と「廃棄物・リサイクル」の2項目を定めています。(3ページ)

また、目指すまちの姿については、以下のように検討しており、参考に掲載します。

項目	目指すまちの姿【参考】	
環境保全	市民の力により豊かな自然環境が保全されるとともに、地球に やさしい持続可能な社会がつくりだされています。	
廃棄物・リサイクル	ごみの減量化・資源化の促進や不法投棄の減少により、環境に やさしい循環型社会が形成されています。	

(3) 平成31年3月に実施した袖ケ浦市環境基本計画改定準備アンケート調査報告書(以下「市民・事業者アンケート」という。)においては、「袖ケ浦市の望ましい環境としてイメージされる言葉」について、市民や事業者から多く寄せられたキーワードとして、次のものが挙げられます。

<u>「豊かな」</u>、「自<u>然」</u>、「緑」、「安心」、「安全」、<u>「未来」</u>、「やさしい」、「美しい」、「共存」、<u>「調和」、「快適」</u>、 「工業」、「共生」、「里山」、「環境都市」、「地球環境」、**「協働」**、「環境」

(4) 袖ケ浦市環境条例第3条では、基本理念を次のように定めています。下線部分については、環境像を例として設定するに当たって検討した事項となります。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全は、**現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が 将来にわたって維持される**よう適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその 他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに**自主的かつ積極的に**行われ るようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができ る社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。
- 3 環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、**地域の自然、文** 化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

(5) 環境像の例について

骨子案における環境像の例の設定に際しては、袖ケ浦市基本構想(案)、市民・事業者アンケートや 袖ケ浦市環境条例の基本理念を基に、袖ケ浦市の市民や事業者等にとって、「市が目指す将来の姿」を 環境面から実現していくため、本計画の環境像を例として挙げています。

例1) みんなでつくる 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ケ浦

例2) 豊かな自然と産業を次世代へつなぐまち 袖ケ浦

例1)

〇「みんなでつくる」

- ・市民参加型の計画であることを示しています。
- ・市民、事業者及び市のそれぞれの主体が連携して、環境問題に取り組んでいくことを表しています。

〇「豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち」

市の豊かな自然環境や生き物を大切にし、環境問題に積極的に取り組むことで、経済のほか、健康や福祉などの社会的課題も同時に解決していくまちの姿を表しています。

例2)

〇「豊かな自然と産業」

市の豊かな自然環境や生き物を大切にし、環境問題に積極的に取り組むことや、産業面としては、臨海部の日本を代表する重化学コンビナートである京葉臨海工業地帯の一部を担っていることを表しています。

〇「次世代へつなぐ」

大人や子どもが、環境意識を持って積極的に参加し、袖ケ浦市環境条例第3条の基本理念で示している「環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう」にするということを表しています。

2 基本目標の設定の考え方について

「環境像」を実現するために、本市では様々な環境施策を実施します。骨子案では、基本目標の設定に際し、袖ケ浦市基本構想(案)の参考資料「次期総合計画策定におけるこれまでの取組みについて」、「前期基本計画の検討状況について」、市民・事業者アンケートや千葉県環境基本計画を基にして、「環境」を実現していくための案として掲げています。

- (1) 袖ケ浦市基本構想(案)の参考資料1の「次期総合計画策定におけるこれまでの取組みについて」では、次のように記載しています。下線部分については、(仮称)第2次袖ケ浦市環境基本計画骨子案(以下「骨子案」という。)における基本目標と整合を図っています。
 - 時代の潮流(11頁)
 - (5) 環境問題に対する意識の高まり 地球規模での気候変動や環境問題が深刻化する中で、温室効果ガスの排出の抑制をはじめとした「低炭素社会」の構築や、限りある資源を有効活用し環境負荷の低減を図る「資源循環型社会」の形成が重要となっています。また、日常生活においても、再生可能エネルギーの活用や消費電力が少ない電化製品への転換、エコバッグの普及やリサイクルの実践などの取組みが浸透してきており、環境問題への意識はますます高まっています。
 - ・今後のまちづくりに向けた課題(24頁)
 - (7) **豊かな自然の継承**と環境問題への対応本市の豊かな自然環境と美しい田園風景は、本市が誇る大きな魅力の一つとなっています。これらを次世代に引き継いでいくためには、**市民と協力しながら**環境美化活動や里山等の保全活動などにより、住宅地と自然との調和を図り、**自然と共生するまち**づくりを進めていく必要があります。

また、世界的な環境問題が深刻化する中で、これまで本市で取り組んできた大気・水質等の監視や、**資源循環型社会の形成**に向けたごみの減量化やリサイクルの推進、地球温暖化対策に向けた温室効果ガスの排出量削減の取組みなどについて、さらなる充実が求められています。

(2) 袖ケ浦市基本構想(案)の参考資料2の「前期基本計画の検討状況について」(6頁)における「取組みの方向性」について、骨子案における基本目標と次のとおり整合を図っています。

「前期基本計画の検討状況について」		(仮称)第2次袖ケ浦市環境基本計画 骨子案
項目	取組みの方向性	基本目標
環境保全	(1) 自然環境の保全と共生	← 自然環境、地球環境
		「(1) 豊かな自然と共生するまち」
		「(3) 地球環境を思いやるまち」
	(2) 快適で安全に生活でき	← 生活環境
	る環境の維持	「(2) 快適で安全に生活できるまち」
	(3) 市民参加による環境美	← 環境意識と行動
	化活動の推進	「(5) 市民参加による環境保全活動を推
		進するまち」
廃棄物・ リサイクル	(1) ごみの減量化・再資源化	٦
	の推進	循環型社会の構築
	(2) ごみ処理体制の整備	├ 「(4) 環境にやさしい循環型社会を形
	(3) し尿処理の適正化	成するまち」
	(4) 廃棄物不法投棄の防止	٢

(3) 千葉県環境基本計画

千葉県環境基本計画における取組の展開方向として、次のように掲げられています。骨子案における 基本目標と、次のとおり整合を図っています。

千葉県環境基本計画(平成31年3月策定)	(仮称) 第2次袖ケ浦市環境基本計画 骨子案
取組の展開方向	基本目標
政策 1 地球温暖化対策の推進	← 地球環境
1 再生可能エネルギー等の活用	「(3) 地球環境を思いやるまち」
2 省エネルギーの促進	
3 温暖化対策に資する都市・地域づくり等の促進	
4 気候変動への適応	
政策 2 循環型社会の構築	← 循環型社会の構築
1 3R (リデュース・リユース・リサイクル) の	「(4) 環境にやさしい循環型社会を形
推進	成するまち」
2 廃棄物等の適正処理の推進と不法投棄の防止	
3 残土の適正管理	
4 再生土への対策の推進	
政策3 豊かな自然環境の保全と自然との共生	← 自然環境
1 生物多様性の保全に向けた総合的施策の展開	「(1) 豊かな自然と共生するまち」
2 自然公園等による優れた自然環境の保全と活用	
3 地域の特性に応じた環境の保全	
政策4 野生生物の保護と適正管理	← 自然環境
1 希少野生生物の保護・回復	「(1)豊かな自然と共生するまち」
2 特定外来生物の早期防除	
3 有害鳥獣対策の強化	
政策 5 安全で安心な生活環境の保全	← 生活環境
1 良好な大気環境の確保	「(2) 快適で安全に生活できるまち」
2 良好な水環境の保全	
3 良好な土壌環境・地盤環境の保全	
4 騒音・振動・悪臭の防止	
5 化学物質・放射性物質への対策	
政策 6 環境保全のための基盤的、横断的な施策	← 環境意識と行動
の推進	「(5) 市民参加による環境保全活動を
1 環境学習の推進と環境保全活動の促進	推進するまち」
2 環境保全の基盤となる施策の推進	
3 環境と経済の好循環の創出	
4 災害時等における環境問題への対応	

(4) 基本目標(案)について

基本目標(案)の設定に際しては、袖ケ浦市基本構想(案)、市民・事業者アンケートや千葉県環境基本計画との整合を図り、本計画の基本目標を骨子案において掲げています。